

令和2年 第1回定例会

青木村議会会議録

令和2年3月6日 開会

令和2年3月19日 閉会

青木村議会

令和2年第1回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	14
○議案第3号の上程、説明	15
○議案第4号の上程、説明	16
○議案第5号の上程、説明	17
○議案第6号の上程、説明	19
○議案第7号の上程、説明	21
○議案第8号の上程、説明	22
○議案第9号の上程、説明	23
○議案第10号の上程、説明	24
○議案第11号の上程、説明	31
○議案第12号の上程、説明	32
○議案第13号の上程、説明	34
○議案第14号の上程、説明	35
○議案第15号の上程、説明	35
○議案第16号の上程、説明	67
○議案第17号の上程、説明	68
○議案第18号の上程、説明	70

○議案第19号の上程、説明	73
○議案第20号の上程、説明	74
○議案第21号の上程、説明	77
○請願第1号の上程、説明	80
○陳情第1号の上程、説明	83
○令和2年度青木村社会福祉協議会会計予算の説明	85
○散会の宣告	86

第 2 号 (3月11日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
○事務局職員出席者	90
○開議の宣告	91
○議事日程の報告	91
○一般質問	91
堀内富治君	91
居鶴貞美君	101
松澤正登君	108
小林和雄君	120
山本悟君	131
沓掛計三君	138
坂井弘君	144
宮入隆通君	176
○総括質疑	189
○委員会付託	189
○散会の宣告	191

第 3 号 (3月19日)

○議事日程	193
○出席議員	194
○欠席議員	194
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	194
○事務局職員出席者	195
○開議の宣告	196
○議事日程の報告	196
○委員長審査報告	196
○議案第1号の質疑、討論、採決	199
○議案第2号の質疑、討論、採決	202
○議案第3号の質疑、討論、採決	202
○議案第4号の質疑、討論、採決	203
○議案第5号の質疑、討論、採決	204
○議案第6号の質疑、討論、採決	206
○議案第7号の質疑、討論、採決	207
○議案第8号の質疑、討論、採決	209
○議案第9号の質疑、討論、採決	210
○議案第10号の質疑、討論、採決	211
○議案第11号の質疑、討論、採決	219
○議案第12号の質疑、討論、採決	219
○議案第13号の質疑、討論、採決	220
○議案第14号の質疑、討論、採決	221
○議案第15号の質疑、討論、採決	221
○議案第16号の質疑、討論、採決	223
○議案第17号の質疑、討論、採決	225
○議案第18号の質疑、討論、採決	226
○議案第19号の質疑、討論、採決	226
○議案第20号の質疑、討論、採決	227
○議案第21号の質疑、討論、採決	228
○請願第1号の質疑、討論、採決	229

○陳情第 1 号の質疑、討論、採決	2 2 9
○日程の追加	2 3 1
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 1
○新型コロナウイルスについての発言	2 3 5
○閉会の宣告	2 3 9
○署名議員	2 4 1

令和 2 年 3 月 6 日（金曜日）

（ 第 1 号 ）

令和2年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年3月6日(金曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 6 議案第 4号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例に
ついて
- 日程第 8 議案第 6号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関す
る条例について
- 日程第 9 議案第 7号 五島慶太未来創造館設置条例について
- 日程第 10 議案第 8号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について
- 日程第 11 議案第 9号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及
び規約の変更について
- 日程第 12 議案第 10号 令和元年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 11号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 12号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 13号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
について
- 日程第 16 議案第 14号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 15号 令和2年度青木村一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 16号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計予算について

- 日程第19 議案第17号 令和2年度青木村別荘事業特別会計予算について
 日程第20 議案第18号 令和2年度青木村介護保険特別会計予算について
 日程第21 議案第19号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第22 議案第20号 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算について
 日程第23 議案第21号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について
 日程第24 請願第1号 仮称「青木村文書館」設置を求める請願について
 日程第25 陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情について
 日程第26 一般質問

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------------------------------|--------|-----------------------------------|-------|
| 村長 | 北村政夫君 | 教育長 | 沓掛英明君 |
| 総務企画課長
兼事業推進室長 | 片田幸男君 | 参事兼建設農林課長 | 花見陽一君 |
| 住民福祉課長 | 小宮山俊樹君 | 会計管理者兼
税務会計課長
兼防災危機
管理 | 多田治由君 |
| 商工観光移住
課長兼移住
商工観光移住
係長 | 中沢道彦君 | 教育次長兼
公民館長 | 宮下剛男君 |
| 保育園長 | 若林喜信君 | 住民福祉課
課長補佐兼
地域包括支
援センター長 | 宮澤章子君 |
| 建設農林課
課長補佐兼
農業振興係長 | 稲垣和美君 | 建設農林課
課長補佐兼
上下水道係長 | 横沢幸哉君 |

總務企画課
課長補佐兼
企画財政係長

小林利行君

總務企画課
事業推進室長

塩澤和宏君

住民福祉課
住民福祉係長

上原博信君

住民福祉課
保健衛生係長

早乙女敦君

總務企画課
庶務係長

宮澤俊博君

建設農林課
建設係長

小山明之君

教育委員会
教育係長

金井大介君

總務企画課
總務係長

小林宏記君

代表監查委員

内藤賢二君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男

事務局員 小林宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第1回青木村議会定例会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（宮下壽章君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、宮入隆通議員、7番、居鶴貞美議員を指名します。

◎会期決定

○議長（宮下壽章君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る3月3日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日6日から23日までの18日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月23日までの18日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙、日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日6日開会、議案説明のみで散会とします。7日土曜日と8日日曜日は休日のため休会、9日、10日は議案審査のため休会、11日水曜日は一般質問と令和2年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算について総括質疑と委員会付託、12日は議案審査のため休会、13日金曜日は社会文教委員会の委員会審議、14日土曜日と15日日曜日は休日のため休会、16日月曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、17日、18日は議案審査のため休会、19日木曜日は委員長報告・審議・採決、20日、21日、22日は休日のため休会、23日月曜日は審議・

採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（宮下壽章君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、令和2年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方には御出席をいただき、誠にありがとうございます。日頃、議員の皆さんには、村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますこと、お礼を申し上げます。

昨年12月初旬に、中国の武漢で第1例目の感染者が報告されたことから、世界各地で新型コロナウイルス感染が拡大しております。長野県でも患者が発生いたしました。

2月25日、国からも新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されました。会議やイベントも次々と中止や延期を余儀なくされる中で、今後、社会や経済への影響がどれくらいのものになるのか懸念されます。私は、これは国難との思いでございます。

2月27日、内閣総理大臣から、小学校、中学校、高等学校における全国一斉の臨時休業を養成する方針が示され、村内の小・中学校では、おのこの対応をしながら、春休みまで休校といたしました。刻々と変化する状況の中で、即時に最善の対応を取ってまいります。

最近、村の主な事業でございますが、まず、企業誘致については、私が村長に就任させていただいて以来、多くの企業にトップセールスをしてまいりました。工場進出に当たりましては、1つとして企業の進出、2つとして農業的土地利用からの転用、3つとして地権者からの土地の譲渡、これら3つが、全てが満たされなければ、成功することはできません。

昨年春から先進国の経済が後退する中、最近、中国発の新型コロナウイルスによりまして、大多数の大手企業が収益の下方修正を余儀なくされております。株式会社竹内製作所さんには、このような状況の下、村内で進出を前向きに検討していただいておりますことに感謝するとともに、他の2つの要件をクリアするため、全力を投入してまいります。

竹内製作所は、東証一部上場の県内でもトップクラスの優良企業で、年間売上高1,100億円、営業利益154億円と、年々業績も伸びております。ミニシャベルのシェアは、ヨーロッパで第2位、アメリカでは5位と、世界的にも有名な企業でございます。このような企業に、

村へ工場を建設していただけるならば、村の産業全体への底上げとなり、税収、若者の雇用、移住、さらに教育、観光、農業など、多方面によい影響が出てまいります。

工場の建設や操業に当たりましては、周辺地域の環境保全や安全管理など、お願いしてまいります。1月24日、25日には、地元の方や区長さんへ向けた説明会を行い、工場建設への御理解をいただいたところでございます。

五島慶太未来創造館につきましては、内閣府より、地方創生のモデル事業としていただき、整備を進めているところでございますが、企業版ふるさと寄附金、地方創生拠点整備交付金を活用して、間もなく竣工し、4月18日に開館を迎えます。

新型コロナウイルスの関係で、開館記念式典につきましては、不透明な状況でございますが、開館後は、国が進める関係人口の拡大を図る交流の拠点といたしまして、東急グループ220社5万5,000人、五島育英会・亜細亜学園等の教職員・学生など、2万3,000人を中心に、創始者でございます後藤慶太翁の出身地である青木村に来村いただき、関係・交流人口の拡大から村の活性化をさらに進めてまいります。

健康長寿延伸プロジェクトの推進のため、生活習慣病予防に取り組んでおりますが、今後は、それに加えまして、フレイル予防にも取り組んでまいります。フレイルとは、「加齢により心身が古い衰えた状態」とのことです。しかし、フレイルは、早く介入し、対策を行えば、元の健常な状態に戻る可能性があります。フレイル予防の3つの柱は、多様な栄養素の摂取、習慣的な運動、活発な外出・社会参加でありますので、各種保健事業の中で積極的に取り組んでまいります。

また、健康寿命延伸のポイントといたしまして、読書に関するアメリカのデータを紹介いたします。約3,600人を対象に「読む人」と「全く読まない人」のグループに分けて、追跡調査をしたところ、性別や健康状態を問わず本を読む人のほうが、2年近く寿命が長かったとのことでございます。日本にも「心が動けば体も動く」という言葉がありますが、読書は、体を動かすきっかけをつくっているとのことでもありますので、村の図書館の活用を、高齢者の方々にも薦めてまいります。

昨年10月12日の台風19号によりまして、青木村にも大変大きな被害を受けました。この台風を教訓といたしまして、災害に備えた自助・共助・公助のおのおの在り方を検討し、青木村地域防災計画の見直し、地域防災組織の構築などを目的に委員会を設置し、青木村防災実施計画に着手いたしました。また、各地区にも、住民参加の下、地区防災マップの策定をお願いしてございます。

次に、国内外の経済情勢でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大で、金融市場が混乱する中、G7と中央銀行総裁が、日本時間の3月3日夜、緊急の電話会議を開きまして、「全ての適切な政策手段を用いて世界経済の下振れリスクから守る」とする共同声明を発表し、世界の金融市場の安定に向け、G7は、財政・金融政策を総動員する姿勢で臨むことを再確認いたしました。

会議を終えまして、麻生副総理兼財務大臣は、「経験したことがない事態が起きている。世界経済の成長と金融市場の安定に万全を期すため、G7各国と連携し対応していきたい」と述べました。新型コロナウイルスに係る世界経済情勢を引き続き注視してまいります。

続きまして、さきの12月定例議会閉会後から本日までの主な行政報告をさせていただきます。

昨年12月23日、第2回の上田地域の高校の将来像を考える協議会が開催されました。この協議会は、上田地域の将来を見据えた高校の在り方について、県教育委員会に対して意見・提案を行うことを目的として設置されたものであり、市町村長、教育長、商工会長、学校・PTA関係者、そのほか地域の実情に応じた者によって構成されています。高校通学による負担軽減、将来に生きる学びの改革、時代や実態に合った学校の在り方等を検討していくことが話し合われました。

1月2日、青木村成人式が行われました。今年、成人になられた方は、男性20名、女性18名の計38名でありました。恩師やクラスメートとの久しぶりの再会を喜び、落ち着いた和やかな雰囲気の中での式典となりました。新成人の代表から、家族や青木村の教育への感謝や、新たな決意が述べられました。また、県外に出ている人からは、「離れてみて、家族やふるさとのありがたみを感じた」「村に帰って地域に貢献したい」など、うれしい言葉を聞くことができました。

1月13日、新春恒例の青木村消防団出初め式が盛大かつ厳粛に挙行されました。女性消防団や小学生によるあおきっ子消防応援団も参加しての行進・観閲・式典が行われ、伝統ある青木村消防団のますますの発展を誓いました。少子高齢化の中で、消防団員になって活動していただいている皆さんに、心から感謝を申し上げます。

2月3日、27回目の青木村大節分祭が盛大に行われました。餅つき大会や豚汁の振る舞いも行われ、毎年、子供さんたちには大変喜んでいただいております。どんぶりの会などを中心とする実行委員会の皆さんには、感謝を申し上げます。

2月8日、青木村出身で、ネパールの観光開発に尽力し、昨年11月に亡くなった宮原巍

さんのお別れの会が東京都内で開催され、私も出席し、献花をしてまいりました。エベレストを望むホテルの建設など、ネパールの経済的な発展に顕著な功績を残されました。

2月10日、青木村へ赴任以来5年間、村民の安心・安全を守っていただいた青木村警察官駐在所の小田達博所長への表彰状・感謝状贈呈式が行われました。小田所長におかれましては、毎朝、欠かすことなく街頭に立たれ、子供たちの登園・登校を見守り続けていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。最後の見守りとなった14日には、大勢の子供さんたちが集まり、直接感謝の言葉を贈りました。

以上、主な行政報告をさせていただきました。

次に、今年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

総務企画課関係でありますけれども、指定避難所冷房設備の設置工事については、3月の達成見込みです。住宅用太陽光発電設備導入補助の充実、達成、エネルギーサービスプロバイダーの委託、達成、消防団出動手当の充実、達成。

税務会計課関係でありますけれども、評価替えに伴います標準宅地鑑定評価の委託、達成、地方税の共通納税システム導入については達成。

建設農林課関係でありますけれども、農地利用状況調査支援システム、達成、上小森林祭、達成、新規就農者支援体制整備事業、達成。

住民福祉課関係、インフルエンザ予防接種補助事業、達成、妊婦出産包括支援業務委託、達成、出生時世帯おむつごみ補助事業、達成、日常生活圏域高齢者ニーズ調査、達成、第4次男女共同参画計画策定、これは3月達成の見込みでございます。青木村診療所整備事業、達成。

次に、教育委員会関係でございますが、小学校ICT事業更新、達成、埋蔵文化財試掘調査委託、達成、図書館システム更新事業、達成、児童センター空調設備設置工事、達成でございます。

総務企画課、商工観光移住課では、後藤慶太翁の顕彰運動を推進しておりまして、五島慶太未来創造館の建設工事、これは達成見込みでございます。

教育委員会、住民福祉課では、家庭教育、福祉の連携プロジェクトといたしまして、障害児早期支援事業、達成、障害児早期支援事業運営費補助、達成でございます。

特別事業会計につきましては、国民健康保険事業は、一昨年4月から県と共同保険者となり、新制度がスタートしました。財政運営主体が県に移行いたしました。保険料率の決定、賦課徴収、給付等の事業につきましては、引き続き村が行っております。

簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、令和2年から公営企業会計が導入されます。資産台帳の整備やシステム導入を達成いたしました。また、簡易水道事業は、夫神区にあります夫神減圧槽の老朽化に伴う改修事業、これは達成いたしました。

続きまして、一般会計補正予算第4号につきましてお願いいたします。

一般会計補正予算第4号は、歳入歳出にそれぞれ三角の1,540万1,000円を減額いたしまして、総額を30億4,603万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、寄附金一般寄附金、ふるさと応援寄附金が見込みより310万円の減、地方特例交付金は、子ども・子育て支援臨時交付金400万円の増、基金繰入金は、道路新設改良工事が来年度事業とするために、1,320万円の減、村債の緊急防災減災事業債は、指定避難所空調設備設置工事の事業内容の変更、入札差額によりまして、790万円の減、臨時財政対策費は、実績から200万円の減。

次に、住民福祉課関係でございますけれども、母子保健衛生費国庫補助金は、母子保健システム導入による補助金105万9,000円の増。

建設農林課関係は、村債災害復旧事業債は、補助災害復旧事業実施設計委託費に390万円の増。

保育所関係は、10月からの保育料無償化に伴いまして、保護者からの負担金400万円の減でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務企画課関係では、財産管理費、リフレッシュパークの導水路改修工事費110万円の増、災害時情報発信の拡充に伴うFMとうみへの委託料55万円の増、指定避難所空調設備設置工事の事業内容の変更、入札差額により780万円の減。

住民福祉課関係では、老人福祉費、くつろぎの湯燃料費が、灯油の高騰のために379万5,000円の増、乳幼児・児童医療給付、児童手当見込みより増のため289万円の増でございます。

建設農林課関係につきましては、田沢温泉バイパス新設工事につきましては、台風19号災害復旧工事の影響から、翌年度事業といたしたため、1,463万1,000円の減、橋梁維持費は、工事内容の変更から285万円の減でございます。

次に、教育委員会関係であります。教育指導費扶助費準要保護等児童生徒の増加から、就学援助費といたしまして、156万4,000円の増、小学校学校管理費コンピューター機器の賃借料は、入札差額によりまして、185万7,000円の減でございます。備品管理費は、教科

書の採択替えに伴いまして、教師指導書の購入414万4,000円の増、中学校費学校管理費コンピューター機器賃借料は、入札差額によりまして、113万円の減、保育所費賃金は、臨時保育士の減から300万円の減でございます。

さて、今議会は、令和2年度予算を御審議いただくことになっております。第5次青木村長期振興計画後期基本計画4年目となります地方創生総合戦略と併せまして、日本一住みたい村づくりの実現に向け、4つの重点プロジェクトと6つの施策分野の目標達成に向けて、さらなる事業を展開してまいります。

一般会計当初予算は、前年度当初の比で6.4%増の歳入歳出総額29億3,800万円でございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

村税につきましては、村民税、軽自動車税の増収を見込み、0.5%増の3億8,768万8,000円。

地方譲与税森林環境譲与税につきましては、国での財源が確保できましたことから、870万円。

地方交付税につきましては、普通交付税は、実績と幼児教育・保育の無償化に係る地方負担の全額が、基準財政需要額に算入されることなどから、2,772万5,000円の増、11億3,672万5,000円。

特別交付税では、実績と地域おこし協力隊の1名増、地域おこし企業人交流プログラムの受入れ、集落支援員制度の導入に伴う税制措置から1,000万円増の7,000万円。

負担金につきましては、衛生費負担金、土木費負担金は、簡易水道、下水道事業の公営企業への職員派遣に係る負担金といたしまして、36.7%増の2,764万8,000円でございます。

次に、歳出の主なもの及び新規事業等につきまして説明をさせていただきます。

総務企画課関係でございますが、財産管理費、電算機器設定委託料は、マイナンバー対応システム改修に554万6,000円、役場庁舎空調設備の更新に、施工監理委託料530万3,000円、工事請負費に1億7,675万3,000円、非常用の発電機の更新に1,254万円、公有財産購入費といたしまして、道の駅北側の土地の購入費でございますが、4,000万円、企画費といたしまして、地域おこし協力隊員1名増と地域おこし企業人交流取組事業費700万円、非常備消防費、消防団員の安全確保から難燃性活動服の購入192万5,000円、消防施設費といたしまして、指定避難所空調設備設置工事3施設的设计・工事請負費に957万円、防災行政無線のデジタル化に547万8,000円、統計調査費でございますが、令和2年は、国勢調査実施年に当

たりますことから150万円。

次に、住民福祉課関係でございますが、戸籍システムの機器更新に642万4,000円、戸籍附表のシステムの更新に286万3,000円、老人福祉費の第8期介護保険事業計画策定委託料に308万円、保健衛生総務費といたしまして、健康管理システム健診結果取込システムの導入に165万円、予防費といたしまして、インフルエンザ予防接種費用補助金、15歳までの拡充によりまして127万7,000円、環境衛生費といたしまして、特定外来種調査駆除委託料93万6,000円、妊婦歯科健診の委託料20万円でございます。

次に、建設農林課関係につきましてでございますが、農地の状況調査タブレット支援システム保守委託料49万2,000円、農業振興費の人農地プラン、図面の印刷製本に44万3,000円、農業用機械導入補助金300万円、農地費、農業用水利施設長寿命化計画策定業務委託料237万6,000円、林業振興費地域林政アドバイザー業務委託料250万円、森林環境譲与税事業委託料600万円、上田地域林務行政連絡協議会負担金216万6,000円、河川改良費、沓掛琴山川整備工事費1,650万円、9番、鳥獣被害対策実施隊の組織に2万円、衛生費上水道費を新設し、公営企業支出金として、簡易水道事業企業会計負担金等に8,404万9,000円、土木費の公共下水道費を新設し、公営企業の支出金といたしまして、公共下水道事業会計補助金等2億1,055万7,000円でございます。

次に、商工観光移住課関係でございますが、商工会60周年記念事業補助金20万円、移住・定住促進費、移住者と地区をつなぐ集落支援員1名の採用に350万円。

教育委員会関係であります。教育指導費、子育てのための施設等利用給付金362万円、文化会館防火シャッター危険防止装置取付工事159万5,000円、美術館の階段の改修工事221万1,000円、図書館費、図書購入費、地域関連の図書購入費といたしまして30万円、五島慶太未来創造館運営費用1,031万9,000円、小学校の体育館雨漏り修繕工事等に493万円、中学校給食調理室食器洗浄機更新等に715万円、小・中学とも、校務支援システム利用負担47万5,000円でございます。

また、教育委員会、商工観光移住課、総務企画課は、連携をいたしまして、五島慶太翁の顕彰運動を推進してまいります。五島慶太未来創造館の運営をしております。

特別事業会計といたしまして、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、公営企業会計が導入されます。また、国民健康保険事業は、一昨年4月から県と共同保険者となりまして、新制度がスタートいたしました。財政運営主体が県に移行いたしました。保険料率の決定、賦課徴収、給付等の事務は、引き続き村で行ってまいります。

以上、提案いたしました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。

単年度の予算・会計制度の歳入歳出が12か月で整理されるというメリットはありますが、現行の事業の面から見ると、全体の流れが細切れになったり、あるいは事業のスクラップ・アンド・ビルドもしにくかったりするのですが、今回の予算編成の中で、各担当とはそのような課題を前提といたしまして、編成作業をしてまいりました。

日本一少ない職員数、また、限られた予算を有効に生かすべく、国からの補助金を上手に受け、民間の力を活用させていただき、住民の皆さんの声を反映し、また、将来を見据えつつ、職員の英知を結集した編成ができたと考えております。引き続き、行財政改革を推進して、効率的で安定的な行財政運営に努めてまいります。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（宮下壽章君） 村長の挨拶が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第3、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、平成29年の通常国会で成立いたしましたして、この4月1日より施行されることに伴い、村の関係する条例9本について、一部改正を行うものでございます。最終7ページに概要説明がございますので、御覧いただきたいと存じます。

令和2年4月から制度が始まります。会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、関係す

る条例の整理を行うため制定するものでございます。

会計年度任用職員には、地方公務員法が適用されることになり、守秘義務や職務に専念する義務、法律や上司の職務上の命令に従う義務、政治的行為の制限などの服務規制に係る一方、雇用期間中は身分保障があり、不合理な理由で免職や懲戒処分を受けないとされております。また、報酬や費用弁償、期末手当の支給については、地方自治法に基づき支給され、支給方法等については条例で定める必要があることから、9月定例議会において「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を上程し、お認めいただいたところでございます。その後、村の条例において見直しが必要となる条例の洗い出しを行いまして、今回、関係する条例の整理を行うため、条例の整備をするものでございます。

まず、1つ目でございますけれども、「（青木村職員定数条例の一部改正）」についてでございます。条例定数の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を「臨時の職に関する場合」における臨時的任用職員に限定する旨の改正を行うものでございます。

2つ目、「（青木村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）」につきましては、改正後の地方公務員法第58条の2第1項において、フルタイムの会計年度任用職員については、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴いまして、改正を行うものでございます。

3番目、「（職員の分限に関する条例の一部改正）」につきましては、会計年度任用職員の任期が一会計年度限りとされることに伴い、休職の期間を規定する項を追加するものでございます。

4つ目、「（職員の懲戒に関する条例の一部改正）」につきましては、パートタイムの会計年度任用職員には、給料ではなく報酬を支給するため、その旨の規定を追加するものでございます。

5つ目、「（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）」につきましては、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について任命権者に委任する旨を定めるものでございます。

6つ目、「（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）」につきましては、育児休業中の職員の勤勉手当の支給規定から、会計年度任用職員を除く旨及び育児休業後の職務復帰に当たっての号俸整理の規定から、会計年度任用職員を除く旨を定めるとともに、部分休業をした場合の給与の取扱いに関する規定を追加するものでございます。

7つ目、「（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）」

について、特別職の非常勤職員として任用すべき職を整理しまして、追加・削除を行うものでございます。

8つ目、「（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）」については、会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める旨を明記するものでございます。

9つ目、「（職員の旅費に関する条例の一部改正）」につきましては、旅費の支給の対象職員の範囲に、フルタイムの会計年度任用職員を追加するものでございます。

以上、議案第1号について概要を御説明申し上げました。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第4、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 続きまして、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

9ページ目に概要説明がございますので、御覧ください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び令和2年4月から会計年度任用職員制度が始まることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

併せて、男女共同参画計画を受けて、既に国家公務員においては育児短時間勤務制度が導入されていますが、本村においても、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの間、育児のための短時間勤務を取得することができるよう、条例改正をするものでございます。

1つ目、非常勤職員の育児休業に関する条例改正。

法改正前は、育児休業の承認を受けられる職員として、条例で定めのない臨時職員は除かれておりましたが、非常勤職員全体を対象範囲に含めた上で、対象とならない範囲を指定し、そのほか育休を取得できる期間（子の1歳到達日から1歳6か月まで）、期間延長の特例

(最長2歳まで)等を定める内容となります。

2つ目として、育児短時間勤務に関わる条例改正。

育児短時間勤務の対象は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員で、育児短時間勤務の承認、延長の請求手続、勤務形態、育児短時間勤務をする職員に対する給与条例の特例等を定める内容となります。なお、非常勤職員については、育児短時間勤務は適用されず、あとの3のほうに示す部分休業を適用することとなります。

(1)といたしまして、勤務のパターンでございますが、一般勤務者については、こちらに記載のアからエのパターンの勤務体系となります。

(2)給与等の取扱い

ア 給料につきましては、勤務時間に応じて支給

イ 通勤手当、こちらについては通勤回数を踏まえて減額

ウ 期末・勤勉手当ですが、在職期間の算定について短縮分相当期間を除算

エとしまして、年次有給休暇ですが、1週間の勤務日数または勤務時間に応じて日数を決定するというものでございます。

3つ目、部分休業に係る条例改正でございますが、部分休業は、育児(介護)と仕事の両立を図ることを容易にするため、公務の運営に支障がない範囲で、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認めるものでございます。既に、村の条例では規定されていますが、非常勤職員においても部分休業が取得できるよう改正を行うものでございます。

その他、児童福祉法の改正によりまして、「養子縁組里親」が定義づけされたことを受けまして、養育する子の範囲を拡大するための改正を行い、また、育児休業の取得となる事情に、保育所等に入所できない場合を追加等するほか、用字用語の整理等を行うものでございます。

次ページから、新旧対照表をおつけしてございますので、ご参考いただければと存じます。

以上、議案第2号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第5、議案第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

こちら、4ページ目に概要説明がございますので、御覧いただければと存じます。

議案第2号で御提案申し上げました職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴いまして、育児短時間勤務の承認を受けた職員の勤務時間、時間外勤務、深夜勤務の制限等を定めるとともに、児童福祉法の改正により、「養子縁組里親」が定義づけされたことを受け、養育する子の範囲を拡大するための改正を行い、その他、職員の早出遅出勤務の要件の一つであります「小学校に就学」の中に、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えるよう改正するほか、用字用語の整理をするものでございます。

併せて、職員の給与に関する条例中、本条例を引用する部分について、改正に伴う条ずれですとか修正を行うものでございます。

次ページからは、新旧対照表をおつけしてございます。

以上、議案第3号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第6、議案第4号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、議案第4号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、御説明を申し上げます。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青木村国民健康保険税条例（昭和34年青木村条例第1号）の一部を次のように改正する。
第25条第1項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当する者

第25条第2項中「まで」の次に「(同項第3号に該当する場合は、この限りではない。)」を加える。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明をおつけしてございますけれども、今回の改正につきましては、刑事施設に収容されている者に対する国民健康保険税の減免に関する統一的な取扱いが県から示されたことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、刑事施設の被収容者及び被収容者であった者についての国民健康保険税の減免規定を明確にし、その申請期限について、納期限前7日までとされているところを、同被保険者につきましては、収容中に減免申請を行うことができず、出所後に減免申請を行うことが想定されることから、申請期限の例外規定を設け、その減免申請を納期限後も認めるものとするものでございます。

以上、よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第7、議案第5号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 議案第5号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(案)

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

5ページ、最後のページをお願いいたします。

初めに、概要につきましてですが、今回の条例につきまして、総務省から平成27年に人口3万人以上の市町村は、令和2年4月まで公営企業会計へ移行するよう指導されております。また、人口3万人以下の市町村におきましても、令和元年から令和5年までの間に公営企業会計へ移動するよう指導されてございます。これは、人口減少社会等の厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政計画、管理の向上をさら

に的確に取り組むため、公営企業会計の適用を推進することとされているところでございます。

上下水道は、住民生活に欠かせないライフラインでもあり、将来にわたって維持していかなければならない社会資本でもございます。また、資産の規模も大きいことから、整備や維持管理を適正に行いながら、今後も安心して御利用いただくためには、経営状況を的確に把握し、安定した事業運営を行うことが必要です。

このようなことから、健全な経営を推進するための取組として、令和2年4月1日より上下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるために条例を制定させていただくものでございます。

1ページにお戻りください。

条例の概略でございますが、第1条の事業の設置につきましての考え方で、今回設置するこの条例は、地方公営企業法を根拠法とし、地方公共団体が経営する企業について定めるものでございます。

第2条、法の財政規定の適用につきましては、事業の経費を、経営に伴う収入をもって充てる上下水道事業に地方公営企業法を適用する規定と、その適用範囲は、財務規定等のみを適用することを規定するものでございます。

第3条、経営の基本につきましては、経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業規模を想定するもので、地方公営企業法第3条の経営の基本原則を引用してございます。

次のページをお願いします。

第4条の重要な資産の取得及び処分につきましては、重要な資産である一定額以上の動産、不動産や一定面積以上の土地を取得する又は処分する場合は、予算で定めなければならないとする規定で、一定額及び一定面積については、地方公営企業法施行令により、町村の場合700万円以上、5,000平方メートル以上と定めておりますので、それぞれの数値を採用してございます。

第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除につきましては、本条については、村長が職員の与えた損害が、よけることができない事故、その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときに、議会の同意を得ることなく、賠償責任についての免除を断続的に行えるよう、その許容額をあらかじめ定めるものでございます。

第6条、会計事務の処理につきましては、財務規定等を適用する一部適用の場合は、管理者の権限は村長が行いますが、権限のうち、出納その他の会計事務を会計管理者に行わせる

ことができる規定があり、会計事務が円滑に行われるよう、従前どおり全ての出納その他の会計事務を会計管理士が行うことを規定するものでございます。

第7条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等につきましては、負担付きの寄附または贈与の受領や村の義務に属さない損害賠償額の決定について、議会の議決を要しない許容額等を規定するものです。金額については、近隣自治体等を参考にしてございます。

第8条、業務状況説明書類の作成につきましては、業務状況説明書類の作成についてということで、公営企業の業務状況を説明する書類を作成し、最低年度2回、当該地方公共団体の長への提出と公表をすることが義務づけられ、その内容を定めるものでございます。

次のページをお願いします。

附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以下につきましては、関係条例の整備を行うものです。

次のページをお願いします。

6番の青木村水道基金条例等の廃止につきましては、企業会計への移行に伴い、次年度引継財源として運用させていただくものでございます。

8番の青木村特定環境保全公共下水道事業基金条例の一部改正につきましては、基金として、財源留保をさせていただくものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いし、説明とさせていただきます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第8、議案第6号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 議案第6号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例（案）

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、簡易水道事業及び公共下水道事業（「特定環境保全公共下水道事業」をいう。以下同じ。）における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものでございます。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 簡易水道事業及び公共下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお、残額があるときは、当該残額の20分の1を下回らない額を減債積立金に、残余の額を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項各号（第2号を除く。）に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に該当内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次のとおりとする。

(1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法

(2) 前号の方法により処分した後の額を資本金に組み入れる方法

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

概要でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」により、地方公営企業法の一部が改正され、地方公営企業は、毎事業年度に生じた利益及び資本剰余金の処分については、条例に定めることとなりました。

簡易水道事業及び公共下水道事業で、剰余金の処分等については、毎事業年度発生するため、事務処理の効率化の観点から、条例に定めるところにより処理し、事務処理の効率化を図るため、条例を制定させていただくものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第9、議案第7号 五島慶太未来創造館設置条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） じゃ、お願いします。

議案第7号 五島慶太未来創造館設置条例（案）

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

五島慶太未来創造館設置条例

（設置）

地方自治法第244条の2第1項の規定により、五島慶太に関する資料を収集し、保管し、及び展示して教育的配慮のもとに住民の利用に供するため、五島慶太未来創造館を設置する。

（名称及び位置）

未来創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 五島慶太未来創造館

場所 青木村大字田沢3270番地3

（管理及び運営）

未来創造館の管理及び運営は、青木村教育委員会が行う。

（入館料）

入館料は、無料とする。ただし、特別展示に限り入館料を徴収することができる。

(入館料の不還付)

既納の入館料は、還付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は、一部を還付することができる。

(損害賠償義務)

入館者は、故意又は過失により展示資料及び施設等を損傷し、又は消滅したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が規則で定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、4月18日に開館予定の五島慶太未来創造館の設置条例であります。よろしく御検討いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第10、議案第8号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第8号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

記としまして、1 放棄する権利の内容

上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額4,253万2,000円のうち、289万4,000円。

2 権利放棄に係る相手方

上田市上丸子1612番地

上田地域広域連合 広域連合長 土屋陽一

3 権利放棄する理由

上田地域広域連合ふるさと基金の一部を令和2年度に実施する地域医療対策事業（信州上田医療センター医療従事者確保事業、医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、看護師修学資金支援事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業）に充当するもの。

つぎのページをお願いします。

概要について御説明申し上げます。

広域連合のふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつきましては、平成26年度から30年度まで上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として実施してまいりましたが、5年間の期限とした令和元年度からの継続事業終了後の地域医療対策事業に充当するために、一部を放棄するものでございます。今回、権利放棄の総額は9,284万6,000円、そのうち青木村の放棄予定額は289万4,000円となります。

なお、事業別の青木村の財政支援額は、次のページ以降に記載されておりますので、御覧いただきたいと存じます。

3として、令和2年度地域医療対策事業の財政支援についてでございますが、（1）信州上田医療センター医療従事者確保事業に113万6,000円、（2）の医師研究資金貸与事業に44万2,000円、次のページ、（3）医師就労支援給付事業に2万7,000円、（4）看護師修学資金支援事業に15万9,000円、次のページ参りまして、（5）病院群輪番制病院等緊急搬送収容事業に47万8,000円、（6）病院群輪番制病院後方支援事業に68万9,000円となっております。

以上、議案第8号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第11、議案第9号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和2年3月31日をもって麻績村築北村学校組合が脱退することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約（案）

長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を次のように改正する。

別表中「、麻績村築北村学校組合」を削る。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

公平委員会は、地方公務員法に基づき定められた行政機関でございます。地方公務員は、労働基本権が制限されているため、公平委員会はその代償として、中立的な立場で、地方公共団体の職員の利益の保護と適正な人事行政を確保する機関として設けられております。

長野県では、34町村と20の一部事務組合、2広域連合で共同設置されてきたところがございます。

このたび、麻績村築北村学校組合から、築北村が脱退することによりまして、同組合が公平委員会から脱退することとなり、これに伴い規約の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第12、議案第10号 令和元年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、各担当課所長及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

令和元年度青木村一般会計補正予算（第4号）

令和元年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,540万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,603万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費

款3民生費、項1社会福祉費、事業名がプレミアム付商品券事業補助金、金額が50万円でございます。利用期限は3月末までとなっておりますが、県の指導により、その精算については、翌年度に繰り越して支出するということになりました。

続きまして、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が（村単）琴山川河川整備工事2,970万円でございます。災害関係で、資材の確保が困難となり、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

同じく、中村湯本地区内道路新設工事169万4,000円でございます。こちらは、田沢温泉のバイパス工事に係る用地測量について、翌年度に繰り越しして実施するものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、事業名が林道施設災害復旧費2,150万3,000円は、台風19号の林道等被災箇所1か所と作業道の材料費等について。

同じく農業施設災害復旧費1,258万円は、農地、農道6か所分について、翌年度に繰り越しして復旧工事を実施するものでございます。

項2公共土木施設災害復旧費、事業名が道路橋梁災害復旧費1,900万円です。こちらは、

村道の被災箇所3か所分について、繰り越しして実施するものでございます。

続いて、4ページ。

第3表 地方債補正

起債の目的、緊急防災・減災事業債、限度額、補正後1,070万円、続いて、災害復旧事業債、補正後の限度額1,320万円、それぞれ対象事業費の増減により、補正をお願いするものでございます。

臨時財政対策債は、補正後の限度額を6,000万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更がございません。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一括して御説明を申し上げます。

初めに、款8項1目1地方特例交付金ですが、400万円を追加し、612万7,000円とするもので、子ども・子育て支援臨時交付金として、保育料無償化に伴い、臨時的に交付されるものでございます。

続いて、款9項1目1地方交付税ですが、300万7,000円を追加し、12億5,376万8,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款11分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金は400万円を減額し、1,510万1,000円とするもので、節2児童福祉費負担金は、無償化に伴う保育料の減でございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、40万円を追加し、9,823万9,000円とするもので、節2児童福祉費負担金で、児童手当負担金が見込みより増でございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、33万1,000円を追加し、1,293万2,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する補助金として33万1,000円を計上いたしました。

目3衛生費国庫補助金は、105万9,000円を追加し、117万4,000円とするもので、母子保健システム導入に伴う補助金となっております。

目5教育費国庫補助金は、43万4,000円を追加し、201万3,000円とするもので、節1教育費補助金は、001から016まで、それぞれ見込みより増でございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は、20万円を追加し、5,867万8,000円とするもので、児童手当の県費負担金が見込みより増でございます。

項2県補助金、目1民生費補助金は、60万円を追加し、1,290万4,000円とするもので、

節2児童福祉費補助金が見込みより増でございます。

目3農林水産業費県補助金は、84万3,000円を追加し、5,986万5,000円とするもので、節2林業費補助金で、県の森林税事業で、認証・間伐材を利用した木製テーブル、ベンチ等の制作に対する補助金でございます。

目10教育費県補助金は、2万5,000円を追加し、42万4,000円とするもので、私立幼稚園施設利用給付金が見込みより増でございます。

続きまして、款16項1寄附金、目1一般寄附金ですが、310万円を減額し、1億227万1,000円とするもので、ふるさと応援寄附金が見込みより減でございます。

続いて、款17繰入金、項1基金繰入金、次のページへ行きまして、目1基金繰入金は、1,320万円を減額し、3億6,191万4,000円とするもので、土地開発基金、公共施設整備基金とともに、充当事業費の減額により減とするものでございます。

款20項1村債、目2緊急防災・減災事業費は、790万円を減額し、1,070万円とするもので、指定避難所の空調設備設置工事が入札等により減額となりましたことから、借入れも減となります。

目3臨時財政対策債は、200万円を減額し、6,000万円とするもので、臨時財政対策債が見込みより減でございます。

目13災害復旧事業債は、390万円を追加し、1,320万円とするもので、節4一般単独災害復旧事業債で、補助災害復旧事業の実施設計委託料が起債対象となりましたことから、借入れをして実施するものでございます。

続きまして、次の13、14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、各担当課より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてでございますが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、35万7,000円を追加し、1億9,384万7,000円とするもので、節13委託料は、宿直業務委託料が最低賃金の引上げにより増となったものでございます。

節14使用料及び賃借料は、メールシステム使用料が見込みより増となったものでございます。

目2文書広報費は、40万円を追加し、1,640万4,000円とするもので、節12の役務費の通信運搬費は、郵送料、電話料、タブレット使用料等が見込みより増でございます。

目5財産管理費ですが、155万8,000円を追加し、7,234万7,000円とするもので、節13委託料44万円は、リフレッシュパークあおきの導水路改修に関わる設計委託料でございます。

節15工事請負費110万円は、同じくりフレッシュパークの導水路改修工事が、見込みより増となったものでございます。

節12保障補填及び賠償金1万8,000円は、沓掛の天狗山地区の公有林で、国から買い取る流木材の消費増税分をお願いするものでございます。

目6企画費ですが、103万円を追加し、2,331万1,000円とするもので、ふるさと寄附金の減による返礼品及び配送料の減額となっております。

続いて、飛びますが、17、18ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目3消防施設費ですが、725万円を減額し、2,033万5,000円とするもので、節13委託料55万円は、FMとうみと提携しました新たな情報発信方法に係る導入費用をこちらでお願いするものでございます。

節15工事請負費は、避難所となっております地区公民館等5か所にエアコンを設置する予定をしておりましたが、1か所辞退となり4か所となったこと、それから、入札より工費が下がったことによる減額でございます。

以上、議案第10号につきまして、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明をいたしました。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、5万9,000円を追加し、7,686万8,000円とするもので、節1報酬男女共同参画計画策定委員会の開催回数の増によるものでございます。

目2障害者福祉費、27万円を追加し、1億4,175万8,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金ですが精神障害者地域活動支援センター事業補助金で、業者の増があった分でございます。

目3老人福祉費、408万円を追加し、2億4,293万8,000円とするもので、節11需用費は、くつろぎの湯燃料代で、見込みより増でございます。

節28操出金は、介護保険特別会計に繰り出すもので、その内容につきましては、当会計にて説明申し上げます。

項2児童福祉費、目2児童措置費、289万円を追加し、7,324万円とするもので、乳幼児・児童医療費、児童手当共に見込みより増でございます。

15ページをお願いいたします。

目3母子父子福祉費、20万円を追加し、151万2,000円とするもので、母子父子家庭医療給付費、こちらも見込みより増でございます。

保育所費は飛ばしまして、その次、款4民生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、財源振替でございます。9月議会でお認めいただいた健康管理システムの改修に補助金が確定したことによるものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） それでは、保育園関係について御説明申し上げます。

15ページ、16ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は、247万6,000円を減額し、1億3,675万4,000円とするもので、節7賃金300万円の減は、未満児対応のため予定していました保育士の確保ができませんでした。現職員で対応をさせていただいたことによる減額になります。

節11需用費52万4,000円は、リズム室のFF暖房機の修繕料37万4,000円、それからリズム室の引き戸ガラス修繕料15万円をお願いするものです。

以上、保育園関係の補正予算について御説明をさせていただきました。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目8国土調査費68万2,000円を減額し、2,166万4,000円とするものです。

節13委託料、10箇年計画資料作成業務委託料につきまして、今年度実施する予定でしたが、国の第7次国土調査十箇年計画の策定が年度末の見込みになり、村の計画を、令和2年度からの策定実施と併せてすることとし、令和元年度分は減額とするものでございます。

目2林業振興費、88万3,000円を追加し、8,664万2,000円とするものです。

節18備品購入費では、森林づくり支援推進事業により、認証材を活用したベンチ等の費

用です。

款7土木費、目1土木総務費、54万2,000円を減額し、2億2,044万5,000円とするものです。

節11需用費、修繕料5万2,000円につきましては、軽トラックの修繕費を計上しております。

節13委託料、道路台帳修正委託料では、見込みより減とするものでございます。

目2道路新設改良費1,463万1,000円を減額し、1,253万7,000円とするものです。

節13委託料138万1,000円、節15工事請負費1,100万円、節17公有財産購入費では、湯本地区道路新設工事を予定しておりましたが、本年度は災害対応を優先させていただき、次年度にて、防災に関わる起債の活用を踏まえ、令和2年度に送らせていただきました。

17ページをお願いします。

目3橋梁維持費285万円を減額し、155万円とするものです。

節15工事請負費につきまして、会吉1号橋の修繕費用の減額となるものです。

款10災害復旧費390万円につきましては、道路災害復旧に関わる実施設計委託料が、地方債の充当として財源振替するものでございます。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

17ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございますが、18万2,000円を増額いたしました。

節18、備品購入費の増で、プロジェクターを1台購入するものであります。

次に、目3教育指導費でございますが、180万4,000円を増額いたしました。

節19負担金補助及び交付金の増は、幼児教育無償化に伴う給付金が、見込みより増になったものでございます。

節20扶助費の増は、小・中学校の準要保護児童・生徒の就学援助費の増と特別支援学級入級児童・生徒の就学援助費の増によるものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費ですが、228万7,000円を増額いたしました。

節14使用料及び賃借料の減は、入札差額の減とパソコンのサーバーのリース代の減によ

ります。これは、導入時期が7月であったため、4、5、6月の3か月分のリース代の減によるものであります。

節18備品購入費の増は、令和2年度から小学校の教科書が変わるため、教師用指導書とデジタル教科書の購入に伴う費用でございます。

続いて、項3中学校費ですが、91万円を減額いたしました。

節14使用料及び賃借料の006ソフトウェア使用料の増は、特別支援学級で使用するパソコン教材ソフトの使用料として計上してございます。

同じく002賃借料の減は、小学校と同じく、入札差金の減とパソコンのサーバーのリース代が3か月分減になったものでございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第13、議案第11号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、よろしく申し上げます。

議案第11号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第3号）

令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,625万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いします。

第2表 地方債補正

起債の目的、簡易水道事業債、限度額、補正前3,600万円、補正後3,070万円、530万円の減となるものがございます。起債の方法、利率、償還の方法は、変わってございません。

7ページをお願いします。

2 歳入

款3繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金1,000円を追加し、209万9,000円とするものがございます。

節1基金繰入金につきましては、簡易水道施設整備基金として、令和2年度からの企業会計移行に伴い、整備をいたしますので、計上とさせていただきます。

款6村債、項1村債、目1村債530万円を減額し、3,550万円とするものがございます。

節1簡易水道事業債でございますが、夫神減圧槽更新工事の減額に伴い、減とするものがございます。

次の9ページをお願いします。

3 歳出

款1運営管理費、項2施設管理費、目1維持管理費529万9,000円を減額し、8,464万6,000円とするものがございます。

節13委託料、節15工事請負費につきましては、夫神減圧槽更新工事に伴いまして、入札差金等により減額とするものがございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第14、議案第12号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,085万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、款1事業費、項1別荘事業費、事業名が（村単）災害復旧工事、金額が260万円でございます。台風19号の影響で被災しました別荘地内の道路等の復旧工事を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款3項1目1別荘管理収入ですが、補正額はございませんけれども、現年度分が見込みより増、過年度分が見込みより減でございます。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出について御説明申し上げます。

款1事業費、項1目1別荘事業費、こちらも補正額はございません。

節7賃金30万円は、草刈り等作業員賃金が見込みより増、その下の節15工事請負費、節16原材料費は、それぞれ15万円見込みより減となったものでございます。

以上、議案第12号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきま

すようお願い申し上げます。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第15、議案第13号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第13号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,069万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

7ページをお願いします。

2 歳入

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金40万8,000円を追加し、659万円とするものでございます。前年度繰越金、見込みより増とするものでございます。

次の9ページをお願いします。

3 歳出

款1下水道費、項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費40万8,000円を追加し、5,576万6,000円とするものでございます。

節11需用費、消耗品費でございますが、昨年の降雨による処理水の量の増加等に伴うもの、また、今後の薬剤の確保も含め、凝集浄化センターにて汚泥処理に使用する凝集剤を追加するものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第16、議案第14号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

議案第14号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,601万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 繰入金、項一般会計繰入金、目4 その他一般会計繰入金28万5,000円を追加し、2,234万2,000円とするもので、この後、歳出で御説明申し上げますが、その支出に充てるものでございます。

10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費28万5,000円を追加し、38万7,700円とするもので、電算システムの改修費でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第17、議案第15号 令和2年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、各担当課所長及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第15号 令和2年度青木村一般会計予算について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和2年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億3,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条の第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

（歳入歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項款の流用。

すみません。括弧内は、誤記により削除させていただいております。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額29億3,800万円は、前年度予算額に比べて1億7,800万円の増、率で6.4%の増となります。

続いて、2ページから5ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては省略をさ

せていただき、6ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」について御説明申し上げます。

歳入予算の中では、28ページから30ページの間に記載されております。また、歳出については、それぞれ対象事業に充当して事業を実施するものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明を申し上げます。

まず、起債の目的、地域活性化事業債で、循環型社会形成事業債を農業用水路工事に充当する起債でございます。限度額が290万円。方法は証書借入れまたは証券発行により、利率が3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰上償還または償還年限の短縮、もしくは借換えができるものとする。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、同様となりますので、省略させていただきます。

続いて、緊急防災減災事業債、限度額1億4,290万円は、指定避難所空調設備整備工事、防災行政無線システム整備工事、庁舎エアコン改修に充当するものでございます。

防災対策事業債、限度額3,410万円は、田沢温泉のバイパス工事、別荘地内の河川工事に充当いたします。

臨時財政対策債、限度額5,700万円は、財政支援としての起債ですけれども、前年より減額となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページから9ページまで、歳入歳出予算の事項別明細書の総括表となりますので、本年度の予算額の構成割合について申し上げます。

歳入では、村税13.2%、地方譲与税1.2%、3、利子割交付金は構成割合が出てまいりません。4の配当割交付金も構成割合が出てまいりません。5の株式譲渡所得割交付金も構成割合が出てまいりません。6の法人事業税交付金は構成割合が出てまいりません。7、地方消費税交付税交付金3%、8、自動車取得税交付金は構成割合が出てまいりません。9の地方特例交付金ですが、0.1%、10、地方交付税41.2%、11、交通安全対策特別交付金については構成割合が出てまいりません。12、分担金及び負担金1%、13、使用料及び手数料2.6%、14、国庫支出金4%、15、県支出金5%、16、財産収入0.2%、17、寄附金0.4%、18、繰入金14.2%、19、繰越金4.4%、20、諸収入1.4%、21、村債が8.1%。

続いて、8ページをお願いいたします。

歳出では、1、議会費1.4%、2、総務費24.5%、民生費23.5%、衛生費7.8%、農林水産業費6.6%、商工費4.2%、土木費11.7%、消防費4.6%、教育費9.2%、10の災害復旧費は構成割合が出てまいりません。11、公債費6.4%、予備費が0.1%。

以上となります。

続いて、10ページをお願いいたします。

なお、説明に当たりまして、歳入及び歳出の本年度の予算額については、簡略化して説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2 歳入については、一括して御説明を申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は148万5,000円の増となっております。節1現年課税分については、前年と比較して均等割780万8,000円は、人数は増減なし、金額で1万4,000円の増、所得割1億4,872万7,000円は、人数で13人の減ですが、金額では183万7,000円の増となっております。

目2法人分は37万円の減、節1現年度課税分については、前年と比較して均等割690万円は13万円の増、法人数合計は同数でございます。法人税割433万円は、50万円の減を見込んでおります。

項2目1固定資産税は38万6,000円の増、節1現年課税分については、土地5,114万5,000円が277万4,000円の減、家屋8,763万2,000円が304万5,000円の増。

次のページに参りまして、償却資産3,713万円は、42万1,000円の増を見込んでおります。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては前年同額でございます。

項3目1軽自動車税種別割は41万4,000円の増、節1現年課税分は1,751万3,000円については、41万4,000円の増となっております。

14、15ページ、次のページへ参りまして、台数合計では、2,737台を見込んでおります。

目2軽自動車税環境性能割は、新たに50万7,000円を見込みました。

項4目1村たばこ税は52万1,000円の減、節1現年課税分2,107万2,000円については、52万1,000円の減、全体本数の減少に伴う減額を見込んでおります。

項5入湯税は9万5,000円の増、節1現年課税分189万7,000円については、宿泊者が600人の増、金額で9万円の増、日帰りが110人の増、金額で5,000円の増を見込んでおります。

16、17ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は9万5,000円の減。県の減収見込みにより

減額といたしました。

項2目1自動車重量譲与税は66万4,000円の減でございます。

款3項1目1利子割交付金5万円の減、款4項1目1配当割交付金28万6,000円の減は、いずれも県に準じて減額を見込んでおります。

款5目1項1株式譲渡所得割交付金は、前年同額。

款6項1目1法人事業税交付金は、令和2年度からの創設となりますが、予算は頭出しとなっております。

款7地方消費税交付金1,677万円の増は、県に準じて増額といたしました。

款8項1目1自動車税環境性能割交付金78万4,000円は、元年度から創設となりましたが、県に準じて増額を見込んでおります。

款9項1目1地方特例交付金81万円の増は、国の見込みにより増額といたしました。

款10項1目1地方消費税3,771万5,000円の増は、次のページへ参りまして、節1地方交付税の普通交付税については、国の見込みにより前年度の予算の2.5%の増額の11億3,672万5,000円といたしました。また、特別交付税については、新たに措置の対象となる地域おこし企業人、集落支援の採用を見据え、1,000万円の増を見込みました。

款11項1目1節1交通安全対策特別交付金は、前年並みで見込んでおります。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は18万3,000円の減で、節1農業費分担金は、循環型社会形成事業の当郷水路工事等に係る分担金でございます。

項2負担金、目1総務費負担金は、前年同様でございます。

節1高速情報通信サービス負担金については、通信サービスの加入負担金、放送サービスの加入負担金、いずれも前年同額を見込んでおります。

節2地方交付税推進交付金事業負担金は、長和町から共同推進事業として行っておりますそばのPR費用に係る負担金でございます。

目2民生費負担金は912万円の減で、節1社会福祉費負担金の老人保護措置費入所者負担金が5人分で、12万円の減、節2児童福祉費負担金は900万円の減で、保育料は、未満児が25人、早朝保育料が65人、延長保育料60人、一時的保育料が延べ165人分を見込んでございます。

目3衛生費負担金は594万円の増でございまして、節1保健衛生費負担金は、未熟児養育費受給者負担金で、こちらは同額でございます。

節2上水道費負担金は、水道業務に従事します職員の人件費分について、水道会計から一

般会計へ、負担金として納付いただくものがございます。

目4土木費負担金は、こちらも皆増となっておりますが、節2公共下水道費負担金、同じく下水道会計が負担すべき職員の人件費分について、一般会計へ負担金として納付いただくものがございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は6万1,000円の減で、節1総務使用料のバスターミナル喫茶店使用料は同額、村営駐車場使用料は4,000円の増、村営バス運行収入は、実績により6万5,000円の減額で見込んでおります。節2現年度分高速情報通信サービス使用料は103万5,000円の減で、通信サービス利用料と放送サービス利用料は、前年調定額の90%で見込んでございます。

次のページへ参りまして、光ケーブル使用料は8万9,000円の増でございまして、固定使用料と加入数による使用料の合計となっております。

目2商工使用料は7万5,000円の増で、節1観光施設使用料で、キャンプ場で1万1,000円の減、昆虫資料館使用料は、実績により8万6,000円の増を見込んでおります。

目3土木使用料は183万円の減で、節1住宅使用料の教員住宅使用料が6件分で27万円の減、村営住宅使用料は、実績により156万円の減を見込んでおります。

目4教育使用料6万円の減は、節1保健体育使用料で、7万8,000円の増、節2会館使用料は2万5,000円の増、節3美術館使用料は16万3,000円の減で、それぞれ実績を基に計上いたしました。

項2手数料、目1総務手数料7,000円の増は、節1は前年同額で、節2は2万4,000円の減、節3総務管理費手数料3万1,000円は、情報センター広告手数料となっております。

目2衛生手数料は前年同額で、節1保健衛生手数料のうち、犬新規登録手数料は10頭分、駐車済票交付手数料は300頭分を見込んでおります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は229万6,000円の増でございまして、節1社会福祉費負担金は89万6,000円の増で、いずれも2分の1の国庫負担、節2児童福祉課負担金は100万円の増で、3分の2の国庫負担、節3保険基盤安定負担金は40万円の増で、2分の1の負担となります。

次のページ、22、23ページへ参りまして、目2衛生費国庫負担金は前年同額で、節1保健衛生費負担金は、未熟児養育医療事業負担金が2分の1負担となっております。

項2国庫負担金、目1総務費国庫補助金は8,004万9,000円の減で、節1総務管理費補助金で、前年8,005万円の減、社会保障・税番号システム整備補助金が通知カード、個人カー

ド関連事務の委託に係る交付金481万6,000円と、地方創生推進交付金としてタチアカネ蕎麦の関係で500万円、また、元年度に五島慶太未来創造館建設事業に充てていた拠点整備交付金8,300万円の減が、減額の主な要因となっております。節2村営バス運行費補助金は、内示に基づき1,000円の増となっております。

目2民生費国庫補助金は前年20万円の減で、社会福祉費補助金の障害者地域生活支援事業補助金が20万円の減、2分の1補助となっております。節2児童福祉費補助金は同額で、児童クラブ運営費の3分の1の補助となっております。

目3衛生費国庫補助金11万5,000円の増で、節1保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金は同額で、1基分を見込んでおります。疾病予防対策事業補助金も同額で、2分の1補助となっております。母子保健衛生費国庫補助金は、母子相談等に係る費用に対する補助金となっております。

目4土木費国庫補助金は18万3,000円の減で、節2住宅費補助金が18万3,000円の減、住宅建築物耐震改修事業補助金として、耐震診断1戸分3万2,000円を、ブロック塀除去に対する補助金1件分5万円を見込んでおります。

目5教育費国庫補助金は156万6,000円の増で、節1教育費補助金で、特別支援教育就学奨励費が18万6,000円の増、2分の1補助、私立幼稚園施設利用給付金169万6,000円を実績を基に計上いたしました。

目6商工費国庫補助金は皆増でございまして、元年度は、年度途中で補正をお願いしましたが、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金を新たに計上いたしました。

項3委託金、目1総務費委託金は736万円の減で、減額の要因は、昨年度実施しました参議院議員選挙に伴う委託金736万円が皆減となっております。

節1戸籍住民基本台帳費委託金は同額でございます。

目2民生費委託金は前年同額で、節1基礎年金事務委託金が90万円で同額、節2児童福祉費委託料は、特別会計児童扶養手当事務委託金として15人分で前年同額となっております。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は108万2,000円の増で、節1社会福祉費負担金は44万9,000円の増、いずれも4分の1の県負担となります。

節2児童福祉費負担金の児童手当負担金は、6分の1が県の負担となっております。

節3保険基盤安定負担金については、保険基盤安定負担金国補分は70万円の増で、県より保険料軽減分として4分の3、保険者支援分で4分の1負担となっております。また、保険

基盤安定負担金後期高齢分は16万7,000円の減で、4分の3が県の負担となっております。

目2衛生費県負担金は1万6,000円の増で、節1保健衛生費負担金についての県負担は、保健事業費負担金が3分の2、未熟児養育医療事業負担金が4分の1となっております。

項2県補助金、目1民生費県補助金は63万3,000円の増で、節1社会福祉費補助金のうち、001障害者福祉医療費給付事業補助金は2万7,000円の減で、2分の1補助、006社会福祉法人による生活困窮者利用者減免事業補助金は同額、次のページへ参りまして、007民生児童委員交付金は2万4,000円の減、011、012は2分の1補助、026高齢者地域支え合い事業補助金は同額で、3分の2補助、030障害者地域生活支援事業補助金は10万円の減で、4分の1補助、039地域福祉総合助成金事業補助金は7万5,000円の増で、2分の1補助となっております。

節2児童福祉費補助金については、001乳幼児・児童医療費給付金補助金と、002母子父子家庭医療費給付補助金が2分の1補助、005児童クラブ運営補助金が3分の1補助となっております。011第3子以降の保育料減免事業補助金は、11人分を見込んでおります。

目2衛生費県補助金は前年同額で、節1保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金は、1基分の3分の1補助でございます。006自殺対策緊急強化事業補助金は前年同額でございます。

目3農林水産業費県補助金は1,039万円の増、節1農業費補助金のうち、003中山間地域等直接支払事業交付金は同額で、事業費の4分の3補助、028多面的機能支払事業交付金が45万1,000円の減で、4分の3補助、038人・農地問題解決加速化支援事業補助金は、人・農地プランの見直しに係る費用に対する補助金でございます。039農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農者3名分を計上してございます。

節2林業費補助金では、002松林健全化推進事業、伐倒駆除が498万1,000円の増で、2分の1補助、005保全松林健全化整備事業補助金も615万9,000円の増で、70%補助、007野生鳥獣総合管理対策事業補助金は、くくりわなの購入に係る補助でございます。011樹幹注入事業補助金は14万5,000円の増、034鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は前年同額でございます。

目4土木費県補助金は21万6,000円の減で、耐震診断に係る県の補助分でございます。

目5教育費補助金は皆増で、節1社会教育費補助金は、五島慶太未来創造館で実施する事業に対する元気づくり支援金を見込んでおります。

節3教育総務費補助金は私立幼稚園施設利用給付金で、実績に基づき4分の1補助を見込

んでおります。

目6 商工費補助金は、U I J ターン就業・創業移住支援事業の県補助金でございます。

項3 委託金、次のページへ参りまして、目1 総務費委託金は273万8,000円の減で、節1 総務管理費委託料は前年とほぼ同額となっております。

節2 徴収税委託金は、納税義務者2,300人に対するものでございます。

節4 統計調査費委託金は144万円の増で、令和2年に行われます国勢調査、それから学校基本調査、工業統計調査、経済センサス、農林業センサスに関わるものでございます。

款16 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は31万3,000円の増で、節1 土地建物貸付収入は、村有地並びに公共施設の屋根貸し、駐在所貸地料、道路占用料等の収入となっております。

目2 利子及び配当金は2万5,000円の減、節1 利子及び配当金で財政調整基金等の利子分でございます。

款17 項1 寄附金、目1 一般寄附金は8,579万9,000円の減で、節1 一般寄附金で、青木村ふるさと応援寄附金に伴うものと、企業版ふるさと納税寄附金は、本年度は頭出しとなっております。

目3 教育費寄附金、節1 図書館費寄附金は、雑誌サポート事業寄附金として2社を見込んでおります。

款18 繰入金、項1 目1 基金繰入金は9,560万1,000円の増で、基金繰入金のうち、001 財政調整基金が5,550万円の増、003 土地開発基金は3,000万円の増で、公有財産購入費等に充当いたします。006 公共施設整備基金が3,010万円の増となっております。

款19 項1 目1 繰越金は同額で、次のページへ参りまして、節1 前年度繰越金でございます。

款20 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金は前年同額、項2 村預金利子は1万円の減。

項3 貸付金元利収入は、前年同額となっております。

項4 目1 雑入は234万円の増で、主な要因は、節3 雑入の中で、消防施設整備地区負担金が増になったことによるものでございます。

款21 項1 村債、目1 地域活性化事業債は120万円の減で、節1 国土保全対策事業債として、当郷地区の農業用水路に充当するものでございます。

目2 緊急防災減災事業債は1億3,970万円の増で、指定避難所空調設備設置工事に充当す

るものです。

目3 防災対策事業債は皆増でございます、節1 自然災害防止事業債は琴山川の河川改修に、節2 防災基盤整備事業債は田沢温泉のバイパス工事に、それぞれ充当する予定でございます。

次のページへ参りまして、臨時財政対策債は500万円の減で、国に準じて減額を見込みました。また、自動車取得税交付金は、本年度より皆減となっております。

続いて、3 歳出については、各担当課より御説明を申し上げます。

32、33ページ、説明については、昨年と比較して変更になった事項等を主に御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてでございますが、款1 項1 目1 議会費は32万3,000円の減となっております。内容は、議員数10名分に係る予算となっております。節1 報酬と節3 職員手当等は前年同額で、議員10名分の報酬と手当、節4 共済費につきましては、共済負担金率の改定で28万8,000円の減額、節9 公債費は同額、節10 需用費から節18 負担金補助及び交付金までは若干の増減がございますけれども、ほぼ前年同額となっております。

款2 項1 総務管理費、目1 一般管理費は1,274万4,000円の増となります。内容は、特別職と総務企画課関係職員に係る人件費、それから県からの自治法派遣による費用、さらに事務全般に対する経費等が計上されております。

節1 報酬は228万円の減で、前年度嘱託職員の報酬を計上しておりましたが、会計年度任用職員に移行し、給与から支出することになったことによる減でございます。

節2 給料は466万9,000円の増で、村長と一般職員9名、再任用職員2名、フルタイムの会計年度任用職員2名分を計上してございます。

34、35ページ、節3 職員手当等についても同様でございます。

節4 共済費は1,355万1,000円の増で、フルタイムの会計年度任用職員44名に係る退職手当組合負担金をこちらで一括計上をしてございます。

36、37ページへ参りまして、節7 報償費につきましては、年度末の退職予定者3名分の記念品代を見込んでおります。

節8 旅費は6万円の増、節9 公債費は18万円の減でございます。

節10 需用費は51万2,000円の増で、主には成人式、また、五島慶太未来創造館竣工式の開催に伴う食糧費の増でございます。

節11 役務費は、ほぼ前年同額、節12 委託料は556万9,000円の減で、主な要因は、電算処

理委託料のパソコン、L G W A N系と情報系パソコンのウインドウズ7のサポートが終了になることによって、更新及びアップデートの作業を委託しておりましたが、その分が新年度は減になるということで減額の主な要因となっております。

節13使用料及び賃借料は272万円の増となっておりますが、電算システム使用料で、基幹システムの入替えの時期となっております。購入をするという方法から6年のリースにしたということによることが増の主な要因でございます。

節18負担金補助及び交付金についてはほぼ同額となっております。

38、39ページ、目2文書広報費は13万円の減となります。内容は、毎月発行している広報あおきと例規集等に係る経費となっております。

節10需用費の印刷製本費は、年間の広報あおきの印刷代に伴うもので、消費税率の増により、微増となっております。

節11役務費は、40万2,000円の増となっておりますが、庁舎電話料、携帯電話等の通信運搬費が実績により増となっております。

節12委託料は60万5,000円の減で、004例規集データ更新委託料の減が主な要因でございます。

目3財政管理費は、予算書と決算附属資料の印刷代となっております。

40、41ページへ参りまして、目5財産管理費は2億2,757万3,000円の増となります。内容は、庁舎を含めて公共施設、公共用地、公用車、積立金等の管理に係る経費が計上されております。

節10需用費につきましては、消耗品、光熱費が庁舎に係る費用、修繕料が公用車の修理、車検費用で、電気料金の見直しにより微減となっております。

節11役務費の手数料、保険料とも、ほぼ前年同額となっております。

節12委託料は358万4,000円の増で、主な要因は、電算機器の設定委託料で458万円の増、庁舎空調設備設計委託料で、施工管理費用の206万3,000円の増額と、雨量計サーバー更新委託料が昨年終了し、321万9,000円が減となっております。

節13使用料及び賃借料はほぼ同額で、引き続き公用車2台分のリース料と公共用地の借地料等を計上してございます。

節14工事請負費は皆増で、公有財産改修工事ということで、庁舎の非常用発電機の更新工事で1,254万円、高圧受変電設備更新工事で243万9,000円、庁舎周辺の街路灯のLED工事に60万2,000円、庁舎の空調設備改修工事で1億7,675万3,000円を計上いたしました。

節16公有財産購入費については、基金を財源に4,000万円を計上いたしました。道の駅周辺での購入を予定してございます。

42、43ページへ参りまして、節17備品購入費は27万5,000円の増となっており、こちらはパソコン等の購入を予定しております。

節18負担金補助及び交付金については278万3,000円の増で、共有財産組合負担金は同額ですが、番号制度で中間サーバー利用負担金が増となっております。

節24積立金は、財政調整基金等、基金の利子を積み立てるものでございます。

目6企画費については1,091万7,000円の増となります。内容については、継続事業としてふるさと応援寄附金、地域おこし協力隊の経費等が計上されております。

節1の報酬は、地域おこし協力隊活動報酬として、2人分を計上いたしました。

節7報償費については264万3,000円の減で、004ふるさと応援寄附金応援寄附者謝礼は、申込者への謝礼を360万円と返礼品サンプル代として3万円、記念品は、五島慶太未来創造館竣工式典の記念品代を見込んでおります。

節10需用費については15万7,000円の増で、002燃料費は、地域おこし協力隊の使用車両に係る費用が計上されております。004印刷製本費の中では、五島慶太未来創造館の式典時の印刷物代16万5,000円が含まれております。006修繕料は、地域おこし協力隊の住宅修繕費を見込んでおります。

節11役務費は27万4,000円の減で、通信運搬費の002ふるさと納税謝礼品運搬料とありますが、紙ベースでの申込者に対する申込書等の郵送に係る経費を計上してございます。そのほかについては、地域おこし協力隊に関わるものでございます。

44、45ページへ参りまして、節12委託料は140万2,000円の増で、001委託料で公共施設長寿命化実施計画の経費と未来創造館のオープニングに係る会場設営委託を見込んでおります。008地域おこし企業人業務委託料は、新たに100万円を見込みました。002ふるさと寄附金でウェブサイトの運用業務と配送業務に関わる委託料を計上しました。

節13使用料及び賃借料は181万円の増で、賃借料で地域おこし協力隊と地域おこし企業人の年間の住宅借上料と使用車両のリース代を見込んでございます。

節15原材料費は、ふるさと公園の花壇に植栽する苗、肥料代を見込みました。

節17備品購入費は、地域おこし協力隊に係るパソコン等の備品代を計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金は、負担金で上田地域広域連合負担金と地域おこし企業人派遣負担金を見込んでおります。それから、補助金で001青木村活性化事業補助金として3件

分を計上いたしました。

目7諸費は342万8,000円の減となりました。内容は、交通安全対策防犯関係等の経費が計上されております。

節1報酬は、青少年補導委員6名分の報酬です。

節7報償費から節8旅費まではほぼ同額、節10需用費もほぼ同額で、修繕料ではカーブミラー等の修繕費を計上してございます。

節12委託料、節13使用料及び賃借料は同額、節14工事請負費は、各地区の要望に応じて防犯灯の設置工事、カーブミラー設置工事費用等を見込んでおります。

次のページへ参りまして、節18負担金補助及び交付金は308万3,000円の減で、負担金の有料道路の関係ですが、三才山トンネルの9月からの無料化を見据えて94万円の減となっております。

補助金の015国際交流事業補助金は、中学生のオーストラリア交流で、隔年により今年度は受入れの年となっておりますので、減額の要因となっております。

目8情報通信サービス事業費は20万7,000円の増となります。内容は、情報センター設備機器の管理及び保守等の経費が計上されております。

節1報酬は、パートタイムの会計年度任用職員1名分、節2給料はフルタイム1名分、節3職員手当と節4共済費は、それらに係る人件費でございます。

節11需用費は32万8,000円の減で、修繕料の減が主な要因です。

48、49ページ、節12委託料は62万8,000円の増、002伝送路保守委託料は、共架設備の変更、移設に伴う委託業務料で133万2,000円の増、003サーバー保守委託料は、情報電話システムの管理保守とセンターの設備保守料で72万5,000円の減額となっております。

節13使用料及び賃借料は微増で、使用料の電柱添架料がN T T、中電への使用料となっております。

節14工事請負費は216万4,000円の減で、新年度は、センター設備更新工事としてB S の左旋放送の対応工事を予定してございます。

節24積立金で、基金積立金として500万円を計上いたしました。

目9地方創生プロジェクト事業費は1億8,237万4,000円の減となりました。今年度の事業は、引き続きタチアカネ蕎麦推進プロジェクト事業を中心に進めてまいります。五島慶太未来創造館の建設事業が終了しますことから減額となっております。

節8旅費は6万円の減、節10需用費では12万7,000円の減で、キッチンカーに係る燃料費

と修繕料で、車検代、光熱水費としてエネ空あおきタワーの電気料を計上しております。

50、51ページ、節11役務費はキッチンカーの保険料、イベント保険料となっております。

節12委託料については前年対比2,031万6,000円の減で、新年度はタチアカネプロジェクトとして、成長戦略見直し調査費として165万円、推進組織基盤強化として、キャラバン隊の育成等に220万円、広告費、イベント経費に327万円、ソバ品質向上・加工品開発等に330万円、長和町との共同推進事業費220万円を見込みました。また、五島慶太未来創造館の設計施工管理、測量委託、基本計画等の委託経費が減となっております。

節14工事請負費は五島慶太未来創造館の建設工事に係る工事費が減となっております。

節17備品購入費と節26公課費については、キッチンカーに係るものでございます。

項2村営バス運行管理費、目1運行管理費57万3,000円の増となりました。内容は、村営バスの運行管理費と地域路線バス等に係る経費が計上されております。

節1報酬から節4共済費については、公共交通会議の委員報酬と運転手3名分の人件費が計上されております。

節10需用費と次のページ、節13の使用料及び賃借料は、村営バス及びバスターミナルに係る経常的な経費となっております。

節12委託料では、新たに村営バス運行に係る実証実験実施委託料を計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金はほぼ前年同額でございまして、負担金の地域路線バス維持対策負担金は、上田市との共同で実施しております運賃低減バス運行事業のために今年度も600万円を計上いたしました。

続いて、58、59ページをお願いいたします。

款2項5選挙費、目1選挙管理委員会費については、選挙管理委員4名に係る経費でございます。

目2選挙啓発費は同額、参議院議員選挙費、県議会議員選挙費につきましては、執行済みですので皆減となります。

項6統計調査費、目1統計調査総務費は142万9,000円の増となります。令和2年度に予定されております統計調査は、2020年国勢調査、農林業センサス、学校基本調査、工業統計調査、令和3年度経済センサス活動調査となっておりますので、説明については省略させていただきます。

次のページ、60、61ページでございます。

参りまして、項7目1監査委員費につきましては、監査委員2名分の活動経費で、ほぼ前

年同額でございます。

続きまして、124、125ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目1常備消防費は15万7,000円の減、上田広域連合への負担金で、若干の減額となっております。

目2非常備消防費は232万6,000円の増となっております。こちらは、消防団員に係る経費が主な内容となっております。

節1報酬の消防団の団員手当は、基本消防団員と消防団協力団員、機能別消防団員、合計250人に対する報酬でございます。002自動車ポンプ班員は、ポンプ車班15人とポンプ班10人分、003消防委員は、会議、各種大会等への参加報酬となっております。

節3職員手当等は、出動手当が30万円の増となっております。出動1回500円から1,000円に手当を上げたことによるものでございます。

節7報償費の001退職団員報償金は、10人分となっております。以下については、大会等の謝礼、記念品代となっております。

節10需用費は200万9,000円の増で、消耗品費は、団員の安全確保のために、難燃性の活動服70着を新たに計上いたしました。

126、127ページ、節19負担金補助及び交付金はほぼ同額、負担金は、損害補償掛金が300名分、退職報償金掛金は団員200人分となっております。

補助金の地域商品券購入補助金は150人分でございます。

目3消防施設費は1,283万7,000円の増となります。内容は、地区並びに消防団の要望に対しての消防設備等全般にわたり計上されております。なお、増額の要因は、工事請負費の増に伴うものとなっております。

節10需用費はほぼ前年並みで、修繕料は、小型動力ポンプ修理並びに積載車等の車検タイヤ消火栓、防火水槽の修繕費等が計上されております。

節14工事費と工事請負費は、指定避難所となっております地区の公民館3か所に空調設備を設置する工事費、それから次のページへ参りまして、防災行政無線のデジタル化に係る工事費を計上してございます。

節17備品購入費は、消防用ホース購入費、消火栓格納箱6基の購入を見込みました。

目4水防費は、土のう袋、土のう用砂の購入に関わるものでございます。

164、165ページまでちょっと飛んでいただきます。

下段のほうになりますが、款11項1公債費、目1元金は2,045万2,000円の減、次のペー

ジへ参りまして、目2利子は250万円の減となっております。

款12項1目1予備費は、前年同額となっております。

次のページ、168ページは、給与費明細書になります。1、特別職については、比較の欄で職員数が136人の減となっておりますが、要因としましては、前年の県議選、参議院選の分が減の要因でございます。その他の欄については記載のとおりでございます。

169ページ、2、一般職の(1)総括表については、比較の欄で職員数が23名の増、フルタイムでの会計年度任用職員が9、この中に含まれております。括弧内の数字は、再任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の数で、66名の増となっております。

170ページには、内訳として、会計年度任用職員以外と、イとして会計年度任用職員とに分けて集計をしてございます。

次のページ以降については、記載のとおりでございますので、説明については省略をさせていただきます。

以上、議案第15号 令和2年度一般会計予算について、歳入全般と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮下壽章君) 予算説明中ではございますが、ここで暫時休憩といたしまして、午後1時から再開したいと思います、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長(宮下壽章君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長(宮下壽章君) 一般会計予算につきまして、提案者のほうの説明をお願いいたします。
多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

ページで、38ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費1,882万円でございますが、前年比で14万6,000円の増でございます。

節2の給料、節3職員手当、節4共済費につきましては、職員2名分。

40ページのほうへ参りまして、節10の需用費につきましては、004の印刷製本費26万3,000円につきましては、決算書や財務会計用の収入通知書等の印刷費でございます。

52ページをお開きください。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費2,434万4,000円につきましては、前年比で143万5,000円の減でございます。

節1の報酬につきましては、固定資産評価審査委員3名分2万2,000円、それからパートタイムの会計年度任用職員の1名分99万4,000円となっています。

節2の給料、節3職員手当等、54ページのほうへ参りまして、節4の共済費につきましては、職員3名分とフルタイムの会計年度任用職員1名分の予算の計上でございます。

目2の賦課徴収費2,771万1,000円につきましては、固定資産税の課税客体調査業務、それからe L T A Xの審査システムの改修委託料等の減によりまして、前年比506万5,000円の減でございます。

節11役務費の001通信運搬費につきましては郵送料の改定、それから課税客体調査に基づく未評価家屋の審査に係ります郵送料等で11万5,000円の増でございます。

56ページになりますけれども、節12委託料、001の委託料でございますが、評価替えに伴います標準宅地鑑定評価の委託158万1,000円については皆減となっております。017の固定資産税の評価替えの委託料、こちらが本年度103万2,000円の皆増となっております。037の固定資産台帳等基礎資料整備業務委託料につきましては、318万6,000円の減となっております。

以上、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議をいただき、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係に関わる歳出予算について御説明申し上げます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所、変更となった箇所、重要な箇所などを中心に説明させていただきます。

本年度から消費税は1年間を通した税額になりましたので、予算書にはこの分を盛り込んだ金額となっております。このことにより増額になった箇所の説明は省略させていただきます。

56ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、給料、職員手当等につきましては、職員2名分でございます。

58ページ、節12委託料、住基ネットワーク戸籍情報に係るシステム保守委託料でございます。001住基システム電算保守委託料は、戸籍付票システムの構築に186万3,300円、002戸籍情報システム電算保守委託料は、戸籍法一部改正に伴うシステム改修に642万4,000円、それぞれ増となっております。

節13使用料及び賃借料、賃借料では、住基戸籍総合システムハードリースでございます。

60ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、節1報酬、委員報酬でございますが、民生委員17名分でございます。給料、職員手当等は職員3名、フルタイム任用職員1名でございます。

62ページをお願いいたします。

節7報償費、出産祝い金として22名分を計上いたしました。

節10需用費、消耗品費では、パラリンピック聖火フェスティバルに係る物品代、福祉避難所用資材等の購入の予定でございます。

節18負担金補助及び交付金、社会福祉協議会負担金は前年比366万6,000円の減となっております。

64ページをお願いいたします。

節27繰出金は、国保会計へ繰り出すものでございます。

目2障害者福祉費、節1報酬費は、障害者福祉計画策定委員7名分で新規でございます。

節11役務費、手数料でございますが、福祉医療費事務取扱手数料は72万8,000円の減となっております。

66ページ、節18負担金補助及び交付金、補助金でございますが、精神障害者地域活動支援センター事業補助金の増は、利用者の増によるものでございます。通所、通園等推進事業補助金は、成人もその対象になったことによることによる増でございます。

節19扶助費、介護給付訓練等給付費の内訳は訪問系サービスが6名、1,300万円、日中活

動支援25名、4,900万円が主なものでございます。

目3 老人福祉費、節7 報償費は高齢者祝い金、48名分でございます。

節10 需用費、燃料費1,000万1,000円、くつろぎの湯灯油代として116万1,000円の増となっております。

68ページをお願いいたします。

節12 委託料、くつろぎの湯管理委託料は61万8,000円の増、老人センター管理委託料は36万1,000円の増でございます。介護保険老人保健福祉計画策定委託料は本年度新規でございます。

節18 負担金補助及び交付金、長野県後期高齢者広域連合負担金は70万3,000円の減となっております。

節27 繰出金では、介護保険特会が82万9,000円の増、後期高齢者医療特会は22万3,000円の減でございます。

目4 地域包括支援センター費では、節1 報酬はパートタイム任用職員2名分、給料、職員手当等では職員3名分、フルタイム任用職員1名分を見込んでおります。

70ページ、目5 国民年金費、節12 委託料、年金生活者支援給付金システム改修費は本年度新規でございます。

目6 人権対策費では、人権の花いっぱい運動に係る材料費を見込んでおります。

72ページ、目7 地域少子化対策強化事業費、節18 負担金補助及び交付金、定住自立圏負担金は新規でございます。婚活イベントに係るものでございます。

項2 児童福祉費、目2 児童措置費、節19 扶助費、児童手当につきましては288万円の増でございます。

74ページをお願いいたします。

目3 母子父子福祉費、節19 扶助費、母子父子家庭医療給付費は18万9,000円の増を見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

項3 生活保護費、項4 災害救助費につきましては、特に申し上げることはございません。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節1 報酬、委員報酬は衛生委員12名、保健補導員42名、健康寿命延伸プロジェクト委員20名分でございます。会計年度任用職員報酬はパートタイムで、保健師、栄養士、保育士等給料、それから82ページの職員手当等は4名分でございます。

節7 報償費は、健康教室等講師謝礼ほかでございます。

84ページをお願いいたします。

節12委託料、009婦人健診委託料ですが、2年に一度の子宮頸がん検診のローテーションを見直したため、本年度に限りですが、170から300に件数が増えたものでございます。024健康管理システム委託料は、健診申込書回収に55万円、結果取込み機能改修に165万円を新規で支出するものでございます。030妊婦歯科健診委託料は新規でございます。

節18負担金補助及び交付金、補助金では、青木診療所整備事業補助金が皆減となっております。

86ページ、目2 予防費、節10需用費の医薬材料費は161万4,000円の増、節12委託料の予防接種委託料78万6,000円の増、どちらも予防接種の対象者の増によるものでございます。

節18負担金補助及び交付金の人間ドック等補助金は、日帰り25名、1泊5名、脳ドック1名分で昨年と同額でございます。

インフルエンザ予防接種費用補助金は内容を拡充いたしまして、生後6か月から中学3年生までの全員を対象にするものでございます。

目3 環境衛生費、節1 役務費保険料、節12委託料、012特定外来種調査駆除委託料はともに新規でございます。台風19号で様変わりしました河川環境で、アレチユリが植生を独占する前に村内各区の協力を得て調査、それから駆除をお願いするものでございます。保険料はそれに係るボランティア保険代でございます。

88ページをお願いいたします。

節18負担金補助交付金、011生ごみ減量化資材生産者補助金は今年の、もう既に始まっておりませんが、予算としては新規で対象は竹パウダーでございます。

項2 清掃費、目1 塵芥処理費につきましては、節17備品購入費、ごみステーション2基分。

節18負担金補助交付金、001クリーンセンター負担金は146万円の増、ごみ処理広域化推進費負担金53万6,000円の増となっております。

目2 し尿処理費、節18負担金補助及び交付金、し尿処理施設運営経費負担金は長和町汚泥再生処理センターに委託するもので97万円の増、遠隔地補助金は昨年と同額でございます。

項3 上水道費につきましては、建設農林課長より御説明申し上げます。

以上、住民福祉課関係の予算について御説明申し上げます。よろしく御審議いただき、

お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林善信君） 保育園関係について御説明申し上げます。

74、75ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は1億2,831万4,000円をお願いするものです。

節1報酬803万2,000円は、003会計年度任用職員報酬、パートタイム分で7人分です。004嘱託医師報酬は、小児科医1人、歯科医1人分です。

節2給料5,660万円は、002一般職員10人分、003会計年度任用職員、フルタイム分で14人分です。

節3職員手当等2,818万6,000円は、正規及び会計年度任用職員に係るものです。

次のページをお願いします。

節4共済費1,528万8,000円は、002職員共済組合負担金10人分、005会計年度任用職員保険料21人分です。

節7報償費19万5,000円は、001の講師謝礼です。

節8旅費24万1,000円は、研修会及び保育大会の旅費です。

節10需用費1,520万6,000円は、001消耗品費として保育に係る材料費119万4,000円が主なものです。002燃料費は給食用のガス代及び暖房用の灯油代になります。005光熱水費は水道料及び電気料です。006修繕料は、青木湖広場の池の修繕ですね、11万円、リズム室カーテン修繕13万7,500円、それからフェンス等22万円です。007賄い材料費ですが、給食に係る材料260日分です。

節11役務費38万4,000円は、004手数料は施設管理に係るものです。006保険料は保育所賠償保険、それから自動車保険料です。

節12委託料105万8,000円は、001検査委託料ですが、月1回の検便検査及び食品検査料です。002電算委託料は、子ども・子育て支援システムに係るものです。

次のページをお願いします。

006清掃委託料は厨房の清掃、それからあおきっ子広場の草刈りに係るものです。

節13使用料及び賃借料121万6,000円は、001使用料としては複写機、それから下水道使用料です。002賃借料は、親子遠足での自動車借上料及び印刷機の借上料です。

節14工事請負費83万1,000円は、003村単工事請負費として保育室の照明のLED化45万

6,000円です。リズム室暖房機交換37万4,000円です。

節17備品購入費54万5,000円は、未満児クラスの洗濯機5万5,000円です。それから、未満児クラスの棚ですが2台27万1,000円です。未満児用保育車1台21万7,000円です。

節18負担金補助及び交付金49万9,000円は、001負担金として通園バス負担金25万1,000円、研修会負担金11万5,000円、保育所運営協議会負担金7万円が主なものです。

節26公課費3万3,000円は、公用車の重量税です。

以上、保育園関係の予算について御説明いたしました。御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課に関わる歳出予算について御説明させていただきます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所、変更となった箇所などを中心に説明をさせていただきます。

90ページをお願いします。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費8,404万9,000円につきましては、節2給料から節4共済費までの人件費として職員1名、会計年度任用職員0.5人分の経費を計上しております。公営企業会計の財務適用として会計方式の変更により、職員身分が地方公務員法の適用により、一般会計より支出するものです。

節18負担金補助及び交付金7,851万1,000円につきましては、2,122万6,000円の増、簡易水道事業会計負担金として繰出金から代わるものです。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬299万3,000円では、委員16名分の報酬となっております。

次のページをお願いします。

節13使用料及び賃借料51万8,000円では、農地状況調査タブレット型新システム使用料として49万2,000円が主なものです。

目2農業総務費、節1報酬では任用職員1名分、節2給料では職員3名、任用職員地域農業マネージャーほか1名分を計上しております。

95ページをお願いします。

目3農業振興費、節12委託料、009図面作成委託料101万2,000円につきましては、人・農地プラン実質化に係る図面データ更新委託に伴うものです。

次のページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金では、046水田営農推進機械施設等補助金では農業機械コンバイン導入に伴う3割補助を予定しております。交付金001中山間地域等直接謝礼事務交付金1,393万7,000円では、23集落分を計上しております。002有害鳥獣駆除対策協議会交付金では、当郷地区と資材補充分を予定しております。004多面的機能支払交付金1,024万1,000円につきましては、農地維持454万8,000円、資源向上540万4,000円が主なものです。

99ページをお願いします。

目5農地費、節12委託料281万2,000円につきましては、当郷地区中村水路の改修調査設計43万6,000円、農業水利施設長寿命化計画策定業務費237万6,000円を計上しております。この策定業務につきましては、国土強靱化からの農業水利施設の長寿命化により、水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策をきめ細かく推進するものです。

節14工事請負費330万円につきましては、当郷地区水路改修工事を見込んでおります。

目8国土調査費、節1報酬317万9,000円につきましては、会計年度任用職員2名分を見込んでおります。

101ページをお願いします。

節12委託料、002一筆地測量委託料130万9,000円では、中村地区1区・2区境界設置業務とし、015十箇年計画資料作成業務委託料71万5,000円では、地籍調査が国土調査促進特別措置法に基づき作成される第7次国土調査事業十箇年計画に基づいて実施するものでございます。令和元年度に計画しておりましたが、国の政策に合わせまして2年度に実施するものです。

103ページをお願いします。

項2林業費、目1林業総務費、節24積立金、森林環境譲与税基金積立金として頭出しをしております。

目2林業振興費、節1報酬、鳥獣被害対策実施隊報酬として2万円を計上しております。鳥獣被害対策実施隊は鳥獣被害防止特別法に基づいて設置され、村の特別職非常勤職員として狩猟税の免除、公務災害の適用など安心して長く活動できることのできるものでございます。年額1人1,000円として20名分を予定しております。

次のページをお願いします。

節12委託料、001委託料、005地域林政アドバイザー業務委託料ですが、今までの森林組

合の林務委託料を振りかえたものでございます。002国補助事業委託料、松林健全化推進事業抜倒壊駆除1,861万2,000円につきましては997万3,000円の増、600立方メートル分を計画し、003保全松林健全化整備事業委託料3,190万円につきましては889万8,000円の増、1,000立方メートルを予定しております。今まで国・県の補助金動向を見ながら計上しておりましたが、今回当初より計画的に推進するために増額とさせていただきました。005森林環境譲与税事業委託料600万円につきまして松くい虫抜倒駆除、単費分として200立方メートルを見込んでおります。森林環境譲与税を充当する予定でございます。

節14工事請負費198万円につきましては、林道水路改修工事を予定しております。

節17備品購入費166万5,000円では、001備品購入費33万円、猟友会館の物置、006事務用備品購入費93万5,000円につきましては、森林づくり推進事業に伴います認証材の机等を計画しております。

節18負担金補助及び交付金、森林造成事業補助金734万3,000円につきましては、合板製材生産性強化対策交付金事業として間伐材生産30ヘクタール312万7,000円が主なものです。

116ページをお願いします。

款7土木費、目1土木総務費、節2給料等、職員2名分計上しております。

118ページをお願いします。

目2公共下水道費、節2給料につきましては、下水道事業職員1名分、任用職員0.5人分を計上しております。

121ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金2億71万2,000円につきましては415万9,000円の増、公共下水道事業会計への繰出金から補助金へと変更となります。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬20万円につきましては、臨時的に除雪作業を実施していただくものです。

節10需用費、修繕料1,724万円では252万5,000円の増となっており、村道道路修繕舗装道路配水修繕を計上しております。

節12委託料、除雪作業委託料では530万円、20万円の減となっております。

節13使用料及び賃借料132万円、17万円の増になりますが、各地区で御協力いただいております材料支給事業等の重機使用等を見込んでおります。

節14工事請負費2,090万251円の減につきましては、村道道路改良工事等を計上しております。

節15原材料費404万4,000円、139万5,000円の減でございますが、材料支給事業に伴います碎石生コン等が主なものでございます。

123ページをお願いします。

節12委託料220万円、節14工事請負費2,200万円につきましては、田沢温泉バイパス道路新設工事の経費でございます。防災基盤整備事業債の活用が見込まれたために、延長200メートル、幅員3メートル道路を計画しております。

節19公有財産購入費225万円では、田沢バイパスの用地費を見込んでおります。

目3橋梁維持費、節14工事請負費330万円につきましては、殿戸橋伸縮装置の修繕を計上しております。

目4河川改良費、節12委託料110万円、節10工事請負費1,650万円につきましては、琴山川整備工事50メートルを計画しております。

162ページ以降、災害復旧につきましては、頭出しをさせていただきました。

以上、建設農林課関係の予算でございますが、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） それでは、商工観光移住関係の予算、款6商工費、項1商工費について申し上げます。

目1商工総務費でございます。給与につきましては1,144万1,000円ということで、前年につきまして21万4,000円の減でございます。これは3名の職員の給与を積算しております。また、職員手当につきましては、3名の職員のうちの該当者の部分の設計上となりますけれども、全体で773万9,000円で、前年比157万6,000円の増となっております。主な増につきましては、勤勉手当の増という形となっております。

続きまして、106ページ、107ページを御覧ください。

共済費につきまして378万8,000円。これ前年比に比べ30万の増となっております。こちらも3名の職員の該当分となっております。

旅費につきましては2万8,000円、前年比1万6,000円増でございます。これは実態に応じて増額要求をいたしました。

続きまして、目2商工費で商工業振興費でございます。

まず、需用費につきましては光熱費6万6,000円、これはバスターミナルに関する光熱費でございます。役務費については9,000円でございます。

節18負担金補助及び交付金につきましては、1,647万5,000円で計上しております。これは前年比209万4,000円の増となっております。負担金につきましては前年並みでございます。補助金につきましては、これ主に商工会への補助となりますけれども、主な増減のものを申し上げます。006商工貯蓄共済融資保証料補助金につきましてはでございますけれども、これが前年比100万の増となっております。こちらにつきましては、実態に応じての増ということとなっております。それから、022商工会60周年記念事業補助金、これが20万でございます、これが皆増でございます。そのほか026商工振興奨励金でございます。こちらにつきましては166万6,000円で、年比117万8,000円の増となっております。こちらにつきましては実態に応じて増額の要求をさせていただいているところでございます。

続きまして、108、109ページをお願いいたします。

貸付金につきましては、前年並みで計上しております。

続きまして、3観光費について申し上げます。報酬につきましてはですけれども、前年に比べ若干の増となっております。こちらにつきましては、会計年度任用職員の報酬という形及びキャンプ場の管理人を雇用するという形でございます。

それから、報償費につきましてはでございますけれども、こちらのほうですけれども、報償費につきましては63万8,000円のうち、前年比19万6,000円の減となっております。これは観光サポーターズクラブにつきましては、実態に応じて要求額というものを積算したところでございます。

続きまして、旅費につきましては、前年に比べ若干の減をしております。こちらにつきましては、宣伝旅費を見直ししたところでございます。

需用費につきましては申し上げます。需用費につきましては、004印刷製本費でございますけれども、こちら196万9,000円でございますけれども、こちら54万4,000円の増となっております。こちらにつきましても、実態に応じて必要な印刷、PR物を用意したところでございます。

11の役務費についてでございます。こちら通信運搬費につきましては20万9,000円で、7万8,000円の減となっております。こちらにつきましては、実態に応じた通信運搬費の積算をしたところでございます。

また、11役務費のうち003広告料につきましてはでございますけれども、100万の広告宣伝料でございますけれども、前年比76万6,000円の減をしております。こちらにつきましても実態に応じて見直しを図ったところでございます。

続きまして、委託料でございますけれども、こちらですけれども、駐車場のトイレ清掃委託料につきましてでございますけれども、前年に対しまして124万8,000円のうち、前年比33万5,000円の増でございます。こちらにつきましては、トイレというもののおもてなしという意味で非常に重要でございますので、実態に応じて増をいたして要求したところでございます。

続きまして、110ページを御覧ください。

13使用料及び賃借料につきましては58万2,000円で、前年に比べ若干の増という形となっております。それから負担金補助及び交付金についてでございますけれども、314万4,000円の全体額でございますけれども、これは前年並みということでございます。26公課費につきましては、自動車重量税3万4,000円を計上してございます。

続きまして、昆虫資料館でございます。昆虫資料館につきましてでございますけれども、こちら、まず報酬につきましては159万円ということであります。前年に比べまして約6万7,000円の増でございます。こちらはパートタイムの職員の報酬を計上しております。続きまして給料につきましては248万1,000円でございますけれども、これはフルタイムの館長職を想定して、これは前年並みでございます。3職員手当につきましては、期末勤勉手当及び超過勤務手当を計上し、104万という形で計上しております。

続きまして、112ページ、113ページを御覧ください。

需用費237万4,000円でございますけれども、うち大きな変更点のところ、増減のあるところを申し上げます。004修繕費でございます。修繕費につきまして108万の計上してございますけれども、前年比70万5,000円の増となっております。これはエントランスのほうの修繕などを計上しているところでございます。

続きまして、役務費については29万2,000円でございますが、前年並みの実態に応じた、特に通信運搬費においては実態に応じて計上しているところでございます。

委託料については前年並み、また、使用料賃借料につきましては若干の減となっております。

備品購入費でございます。備品購入費につきましては31万4,000円を計上してございますけれども、こちらにつきましては職員のパソコンの経費というものを計上しているところでございます。

続きまして、目の5移住定住促進費のほうの説明をさせていただきます。こちら移住定住促進費でございますが、大きな変更点でございますけれども、1報酬につきまして215万

8,000円でございますけれども、こちら集落支援員ということで、今年度から特別交付税措置をされる職員を1名計上しているところでございます。

続きまして、給料179万円でございますけれども、これはフルタイムの会計年度任用職員を想定しておりますけれども、昨年まで報酬で支払っていた方に対して本年度から給与という形で、フルタイムの会計年度任用職員ということでフルタイムで支払いをさせていただくという形となっております。

そして、節3職員手当でございますけれども、フルタイム、パートタイムとも期末手当というものを計上させていただきました。

続きまして、114ページ、115ページをお願いいたします。

節8の旅費でございますけれども、普通旅費で東京、大阪、名古屋というもののそれぞれ出張を計上し、22万円を計上しているところでございます。

需用費につきましてでございますけれども、005光熱費、006修繕費、007燃料代でございますけれども、こちらにつきましてはお試し住宅に係る経費というものを計上しております。

11役務費でございます。21万5,000円でございますけれども、こちら所定の通信運搬費等は実態に応じて計上いたしました。清掃料につきましては、お試し住宅のクリーニング代、そして006保険料につきましても、同じくお試し住宅の火災保険料ということで計上しております。

節12委託料でございます。こちらは清掃管理委託料という形でございます。

以下、使用料、備品購入費でございますけれども、これは記載のとおりでございます。

そして、負担金補助及び交付金でございますけれども、1,324万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、負担金でございますけれども、これは楽園信州推進協議会、県の、に係る経費及びフェアの参加費という形でございます。

補助金につきましては1,308万円を計上しておりますけれども、こちらにつきましては定住促進応援補助金及び、それが001でございますけれども、そのほかに民間賃貸住宅の補助金ということで108万円、これは1万5,000円掛ける6世帯を想定しているところでございます。そして、03はイワイジェイターンの就業創業用移住支援事業の補助金で200万円を計上してございます。

目6道の駅関連施設運営費についてでございます。こちらにつきましては、まず消耗品につきましては13万8,000円を計上しておりますけれども、主にLEDのパットンバッテリーや公園吹き流し2枚というものを想定しております。006修繕費でございますけれども、こ

ちらは道の駅の関連施設の修繕料及びふるさと公園の施設修繕料ということで、103万1,000円を計上しているところでございます。

そして、節12委託料でございますけれども、委託料につきましては道の駅管理委託料、管理施設委託料、ふるさと公園管理委託料につきましてでございますけれども、こちらについては実際に必要な額を道の駅と相談しながら積算をさせていただいたほか、今年度から水質検査、親水公園の水質検査を道の駅としても自主的に行うという形、今までは住民福祉と連携をとったんですけれども、こちらのほうの自前の水質検査をするという形といたしました。合計で1,456万7,000円を委託料として計上しているところでございます。

続きまして、116ページ、117ページをお願いいたします。

17の備品購入費でございますけれども、こちらにつきまして462万円を計上しておりますけれども、こちらはこれまで道の駅のレジスターというもののリースだったんですけれども、これをリース期間が切れるということをつきかきにして、今購入という形でレジスターのほうを積算しているところでございます。

それから、負担金につきましては、道の駅の関東及び全国の道の駅連絡会の負担金が7万円でございます。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、122ページ、123ページを御覧ください。

こちら款7土木費でございますけれども、項3住宅費の目1の住宅管理料でございますけれども、こちらにつきまして今年度は全体額で675万7,000円で、対前年比64万円を計上しているところでございます。

節8の旅費でございますけれども、これは所要の額を前年並みで計上しております。

それから、需用費でございますけれども、需用費につきましては401万1,000円ということで、こちらにつきましては、001消耗品費7万7,000円で、それから005光熱費、006修繕料につきまして所要の額を計上させていただくところでございます。

続きまして、124ページ、125ページをお願いいたします。

12の委託料でございますけれども、まず001住宅維持管理委託料で、これは草刈り委託ということで26万4,000円でございます。それからこちらのほうですけれども、電算委託料でございますけれども、40万3,000円のほうを計上しています。前年に比べ8万2,000円増となります。こちら新たな電算システムの委託を導入するというところで、若干の増ということになっております。

あと使用料賃借料については、有料道路使用料を計上しております。

以上、商工観光移住課の予算のほうを説明させていただきました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 教育員委員会関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

78ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費は児童センターの関係の予算でございますが、341万6,000円の増であります。増額の主な原因は、節2給料と節3職員手当の増で、これは来年度から会計年度任用職員制度になるために、午前中に図書館、それから保育園に勤務している職員の給料を一括で児童センターの給与として計上したためでございます。

節7報償費では、水曜クラブとして13種類の講座の謝金を計上してあります。

81ページをお願いします。

節11役務費、006保険料ですが、児童センターで午前中に月2回行う母子相談事業カンガルー教室の保険料であります。

節17備品購入費は、職員用ノートパソコン2台分の費用でございます。

飛びまして、128ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、10万7,000円の減でございます。

目2事務局費でございますが、945万円の増になっております。これは主に129ページにある節2給料、節3職員手当が、昨年度の予算時には1名の職員が退職によって減じた分を例年どおりに3名分計上したことによる増でございます。

次のページの節7報償費、002講師謝礼は、診療心理士の奥田健次氏の講師謝礼でございます。年6回程度スーパーバイザーとしてお願いする予定でございます。

132ページ、目3教育指導費でございますが、361万9,000円の増でございます。増額の主な要因は、節18の負担金補助及び交付金の003子育てのための施設等利用給付金の増によるものでございます。これは幼児教育無償化に伴って、上田市の幼稚園等に通園している幼児に対する交付金となります。この額の4分の3は、132ページにありますように国や県からの私立幼稚園施設利用給付金として村に交付されております。残りの4分の1は村の負担ということでございます。

次に、135ページ、節20扶助費であります。準要保護就学援助費であります。小学校25名分、中学校は16名分を見込んでございます。特別支援学級分では、小学校で15名分、

中学校7名分を見込んでございます。ともに昨年度より人数が増えております。

次に、節27繰出金ですけれども、今年度も奨学資金として一応1,000円を計上していますが、今のところ現状で運用ができるのではないかと考えております。

続きまして、同じページの項2小学校費、目1学校管理費でございますが、341万6,000円を増額いたしました。

節1の報酬ですが、新2年生と新3年生はそれぞれ34名と33名であります。新3年生も2学級で丁寧に指導したいという願いが学校からもございまして、村費職員を2年生と3年生に配置し、それぞれ2学級で行います。また、新4・5・6年の理科を指導していただく講師も昨年と同様配置いたします。

139ページをお願いします。

節14工事請負費では、給食室の野外雑排水槽の交換工事と体育館の雨漏り改修工事、プロジェクター設置工事を行います。

節18負担金補助及び交付金では、004統合型公務支援システム利用負担金を計上してございます。これは、県が全ての小・中学校に導入を計画している児童生徒の成績処理や健康管理、教員の勤務時間の管理など多岐にわたって対応できるシステムの導入を図るものでございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、629万9,000円を増額いたしました。

141ページの節1報酬の嘱託教員は、来年度も今年と同様な職員体制をとっていく予定でございます。ただし、来年度は中学校は全学年が2学級となりますので、担任の1名と専科の教員分1名が県費の職員ということになります。村費負担は1名の減ということになります。

143ページの節14工事請負費では、給食室の消毒保管器と食器洗浄器の交換工事を計上してございます。

145ページ、節18負担金補助及び交付金では、小学校と同じく004統合型公務支援システム利用負担金を計上してございます。これで、生徒の成績処理や健康管理、教員の勤務時間の管理などがシステムによって対応できるという小学校と同じものであります。

144ページでございますが、項4社会教育費、目1社会教育総務費では、例年どおりでございます。

同じく144ページ、目2公民館費は82万9,000円の減でございます。来年度は総合文化祭

の年に当たるために、節7報償費に文化祭に出演してもらう講師謝礼等を計上してございます。

147ページの節19負担金補助及び交付金の014大学生のグループの活動補助金として、55万円を計上してございます。ここ数年信大の学生さんだけではなくて、清泉女子大学、長野県立大学、長野大学の学生さんが参加していただくようになってきましたので、少し5万円程度ですが増額してございます。

目3文化会館費は36万円1,000円の増になっております。

次のページであります。節14工事請負費では、文化会館2階の防火シャッターに危害防止装置を取り付ける予定でございます。

148ページの目4文化財保護費は214万8,000円の減となっております。減額の主な理由は、昨年度に行った当郷地籍の埋蔵文化財試掘調査が終了になったためでございます。

150ページ、目5青少年健全育成費は28万1,000円の減となっております。報酬001部活動指導員として、剣道部を指導する3名の先生方の報酬を見込んでございます。

次に、152ページですが、目6美術館費は262万5,000円の増となっております。これは次のページの節14工事請負費として美術館の入り口の階段の修理を計上してございます。

目7の図書館費は187万3,000円の増となっております。

節1の報酬として、会計年度任用職員として4名のパート職員を計上してあります。

節2給料では、会計年度任用職員のフルタイム職員を1名計上してあります。

158ページ、目8歴史文化資料館と目9民俗資料館ですが、ともに33万2,000円と14万2,000円を減額してございます。これは節10の需用費の光熱水費を一括して五島慶太未来創造館に計上したための減額であります。3つの館を合わせた契約といたしました。

続いて、目10五島慶太未来創造館ですが、これは新たに起こした予算内容でございます。1,031万9,000円を計上してございます。

節1の報酬として、会計年度任用職員のパートタイム2名を計上してございます。

節7報償費としては、企画展の指導者の謝礼を計上してあります。

節10需用費は、展示目録や子供向けの教材、チラシの印刷代などが内容になっております。

節12委託料ですが、004展示品製作委託料では、パネル製作委託料や鉄道ジオラマ製作委託料を予定しております。ノベルティグッズ製作委託料では、キーホルダー1,000個の製作を予定しております。4月に開所となりますので、この1年は丁寧に対応していくつもりで

ございます。

続きまして、項5 保健体育費ですが、ここは特に申し上げることはございません。

以上、一般会計の教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第18、議案第16号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 議案第16号 令和2年度国民健康保険特別予算について御説明申し上げます。

179ページをお願いします。

令和2年度青木村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,664万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

186ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 国民健康保険税ですが、総額で前年度と比較して109万2,000円の減。現年度分では128万円の減でございます。前年から財政運営主体が長野県に移管されましたが、青木村は医療費が高額となっており、これに基づき算定される事業納付金を確保する上で、国保税の増税は不可避の状況でございます。このため、3年間かけて税率の見直しを進めてきたところでございますが、本年は3年計画の3年目として、平等割の税率を医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分合わせて2万9,200円から3万7,500円へ増額させていただきました。

188ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、節1 保険給付費交付金の普通交付金は1,236万5,000円の増。医療費に係る県からの交付金でございます。節2 特別交付金は30万円の増でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金の増は、ほぼ前年並み。項2 基金繰入金は国保税の不足分といえるもので、700万円の減でございます。

190ページをお願いいたします。

款8 諸収入、項2 目5 節1 雑入、健康診査料収入は前年と同額で、節目健診で無料の対象者を差し引いた238人分でございます。

192ページをお願いいたします。

3歳出、款1 総務費、項1 総務管理費では、節12 委託料国保連合会委託料は、被保険者証兼高齢者受給者証作成委託料が新規で22万5,930円を計上いたしました。電算委託料は24万2,000円の減でございます。

款2 保険給付費、項1 療養給付費は項全体で1,474万3,000円の増。

194ページ、項2 高額療養費は項全体で265万円の増となっております。

196ページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は2件分。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費では10件分を見込んでおります。

項7 結核精神諸費、目1 結核精神給付金は前年並みでございます。

款3 国民健康保険事業納付金は、全体で1,711万2,000円の減でございます。前年は1,150万6,000円の減でございましたので、やはり年ごとにばらつきはあるものと思われま。国保の財政運営主体である県に納める負担金でございます。

198ページをお願いいたします。

款5 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費、節18 負担金補助及び交付金、人間ドック検査補助金は日帰り85名、1泊12名、脳ドック1名を見込んでおります。

項2 特定健康診査等事業費では、節12 委託料、特定健診委託料は420人分、特定健康指導6名を見込んでおります。

200ページの款5 諸支出金、款6 予備費は特に申し上げることはございません。

次のページの給与費明細書は、一般会計に準じておりますので省略させていただきます。

以上、国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第19、議案第17 令和2年度青木村別荘事業会計特別会計予算
についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第17号について御説明申し
上げます。

203ページをお願いいたします。

令和2年度青木村別荘事業特別会計予算。

令和2年度青木村別荘事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,669万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に
よる。

（歳出の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額
を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合におけ
る同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額1,669万9,000円は前年マイナス71万8,000円、4.1%の減となります。

204ページから209ページまでの間は説明はちょっと省略させていただきまして、210ペー
ジをお願いいたします。

2 歳入についてでございます。

款1 財産収入、項1 財産売払収入、目1 不動産売払収入は、前年度同様でございます。

款2 項1 目繰越金50万円は、同額で前年度繰越金です。

款3 項1 目1 別荘管理収入は71万7,000円の減。現年度分管理費の内容は、土地のみの区
画が単価2万5,200円で118件、建築済みの区画が単価5万400円で200件を見込みました。

別に下草刈り分も合わせて見込んでおります。

款6繰入金、項1目1基金繰入金は100万円を工事費に充当して使用するものでございます。

212、213ページをお願いいたします。

3、歳出について御説明申し上げます。

款1事業費、項1目1別荘事業費は71万8,000円の減。

節1報酬から節4共済費までは、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員それぞれ1人に伴う人件費となっております。報酬には草刈り等作業員の賃金が含まれております。

節10需用費については前年5万7,000円の減、001消耗品から005光熱水費までは別荘管理事務所経費、006修繕料は道路修繕を含めた別荘管理に関わるトラクター、草刈り機等に関わる経費が計上されております。

節11役務費は前年同額。

214、215ページへ参りまして、節2委託料は夜間のパトロールに伴う委託料を月3回分計上してございます。

節13使用料及び賃借料は、ほぼ前年同額となっております。

節14工事請負費は、台風により全面実施ができませんでした除雪機用車庫に162万8,000円を予定してございます。

節15原材料費は、テニスコートの砂ほか有害鳥獣侵入防止柵の資材300メートル分を見込んでおります。

節17備品購入費は25万3,000円の減でございまして、施設管理費として草刈り機、チェーンソー、ごみステーション等の購入を予定してございます。

節18負担金補助及び交付金は前年同額で、沓掛、入奈良本地区への区費及び協力金でございまして。

節26公課費は、自動車従量税と別荘事業に伴う消費税納付金等でございます。

216ページの給与費明細書に関しましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明については省略させていただきます。

以上、議案第17号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第20、議案第18号 令和2年度青木介護保険特別会計予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 議案第18号 令和2年度青木村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

217ページをお願いいたします。

令和2年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,205万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

224ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分特別徴収保険料及び節2 現年度分普通徴収保険料につきましては、月額6,000円を基準額とし、所得等に応じて10段階の保険料率で算定したものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、給付費のうち施設分15%、4,704万9,600円、居宅分20%、4,359万4,000円でございます。

項2 国庫補助金、項4 保険者機能強化推進交付金は実績に基づき算定いたしました。

款4 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、給付額の27%相当でございます。

226ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金は、給付費のうち施設分17.5%、5,489万1,200円、居宅分12.5%、1,724万6,250円でございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、繰入れ基準により保険給付費の12.5%を繰り入れるものでございます。

項5 低所得者保険料軽減繰入金は、大幅な増となっております。

230ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、節12 委託料、電算処理委託料は、前年のシステム改修委託料が大幅減となっております。

項2 介護認定審査会費、目1 認定調査会等共同設置等負担金は、上田広域連合に委託するもので、例年300人程度をお願いしております。

目2 認定調査等費は、生活保護被保護者に係るもので広域ではできないことから、村で行うものでございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費は、要介護1から5の在宅サービス費でデイサービス、ホームヘルプ、ショートステイ等に係るものでございます。

232ページをお願いいたします。

目3 地域密着型介護サービス給付費は、認知症型グループホームと地域密着型通所サービス費の上田市指定施設みなし利用分となっております。

目5 施設介護サービス給付費は、老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設分でございます。

234ページをお願いいたします。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費は、要支援1・2の在宅サービス費でデイケア、福祉用具貸与、ショートステイ等に係るものでございます。

238ページをお願いします。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費は、介護保険利用者の負担上限額を超えた場合に所得に応じて給付されるサービスでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、要介護認定者のショートステイを含む施設の食事代、部屋代の減額分でございます。

242ページをお願いいたします。

款5 地域支援事業、項1 目1 介護予防生活支援サービス事業費は、訪問通所サービス相当及び基準を緩和したサービスA型を利用するものでございます。

項2 目1 一般介護予防事業費、節7 報償費は、介護予防事業のための講座・講演会等の講師謝礼でございます。

244ページをお願いいたします。

節12施設委託料は、筋力アップ、脳と体のストレッチ等の運動指導でございます。

項3包括的支援事業・任意事業費、目2権利擁護事業費は成年後見に係る経費、目4任意事業、節8報償費は介護者の集いほか講師謝礼でございます。

節12委託料は、介護予防地域の支え合い事業として、外出支援サービス事業404万円、緊急通報体制等整備事業30件、70万6,320円、訪問理美容サービス事業10回、2万円でございます。

節18負担金補助及び交付金は紙おむつ補助金30件分、節19扶助費は寝たきり認知症老人介護慰労金で、18名分を見込んでおります。

246ページをお願いいたします。

目5認知症総合支援事業は、認知症講演会1回、認知症サポーターフォローアップ講座1回を予定しております。

以上、介護保険特別会計予算について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第21、議案第19号令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 議案第19号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

249ページをお願いいたします。

令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,480万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

256ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収から特別徴収保険料と窓口、口座等から徴収する普通徴収保険料からとでなっております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金ですが、保険者の支援分と保険料減免分に対して一般会計より繰り入れをするものでございます。

258ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金で、徴収した保険料と繰入金を合算して後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付するものでございます。

後は特に申し上げることはございません。

以上、後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第22、議案第20号 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、議案第20号でございます。20号、この後の説明でもございますが、今回上下水につきまして事業会計ということで、予算書の様式が若干変わっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、議案第20号 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和2年度青木村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水戸数2,075戸

（2）年間総給水量52万8,944立方メートル

（3）1日平均給水量1,450立方メートルを予定しております。

(4) 主要な建設改良事業、イ、排水施設費781万円につきましては、入田沢、四房、旧市之沢配水池のクラウドシステム更新工事を予定しております。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億448万1,000円、第1項営業収益8,808万円、第2項営業外収益1億1,640万1,000円、

支出。

第1款水道事業費用2億448万1,000円、第1項営業費用1億7,982万1,000円、第2項営業外費用2,164万円、第3項特別損失292万円、第4項予備費10万円。

収益収支とは水道水を作り、御家庭に水をお届けするために必要な支出とその財源となる収入を表したものです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,291万円は、損益勘定留保資金4,220万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額71万円で補填するものとする。

収入。

第1款資本的収入3,510万円、第1項他会計補助金3,510万。

支出。

第1款資本的支出7,801万円、第1項建設改良費781万円、第2項企業債償還金7,020万円。
資本的収支については水道施設を整備充実するために必要な支出とその財源を表すものです。

(特例的収入及び特例的支出)

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ2,500万円及び1,000万円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第6条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項の款の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費553万7,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業経費、建設改良費及び企業債元金還等に充てるため、他会計からの補助金受ける限度額は7,851万1,000円である。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次に、19ページをお願いします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、初めに収入の主なものを申し上げます。事業会計の初年度ですので、前年度予定額はございません。

款1項1 営業収益、節1 水道使用料8,628万3,000円を計上しております。

項2 営業外収益、目1 他会計補助金、節1 他会計補助金4,341万1,000円につきましては、償還金利子分等予算8条で申し上げました一般会計からの補助金です。

目2 長期前受金戻入7,299万円につきましては、固定資産調査より、将来にわたって利用する資産、機械や機械設備を取得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産耐用年数にわたって分割計上されているものでございます。

次のページをお願いします。

支出について主なものについて申し上げます。

款1項1目1 原水及び上水費、節4 委託料、水質検査業務委託料295万8,000円、草刈り及び植栽管理委託料224万1,000円が主なものでございます。

節6 修繕費110万円、配水池等の施設修繕を見込んでおります。

目2 排水及び給水費、節2 委託料、水質検査業務委託料上水分273万4,000円、配水池等清掃業務委託料140万8,000円では、滝川・臼川取水口の清掃等を計上しております。

節3 修繕費644万円、水道本管・止水栓等修繕を見込んでおります。

目4 総係費1,417万3,000円では、給与及び手当は職員1名、会計年度任用職員として上下水折半の0.5名分を計上しております。

節3 賞与引当金繰入額36万3,000円につきましては、法適用次年度の6月賞与にて支給される12月から3月までの経費を見込んだものとなっております。

次のページをお願いします。

節18 貸倒引当金繰入額21万円につきましては、不納欠損分を計上しております。

目5 減価償却費 1億3,416万4,000円では、有形固定資産減価償却費として建物523万8,000円、構築物1億485万3,000円、機械及び装置2,386万2,000円、工具器具及び備品21万1,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

項2 営業外費用2,164万円につきましては、目1 支払利息及び企業債取扱諸費1,654万円、起債利息分が主なものです。

項3 特別損失、目1 その他特別損失292万円につきましては、節1 手当、節2 法定福利費では、法適用初年度の6月賞与にて支給される手当のうち、法的用前年度の4か月分を特別損失として計上されております。

23ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

款1 資本的収入、項1 補助金、節1 他会計補助金3,510万円につきましては、元金償還充当他会計補助金を計上しております。

次のページをお願いします。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 排水施設費、節1 工事請負費781万円につきましては、四房旧市之沢配水池のクラウドシステム更新工事を計上しております。

項2 企業債償還金7,020万円につきましては、水道事業債元金償還金を計上しております。

戻りまして、3ページから実施計画、4ページはキャッシュ・フロー計算書、7ページから給与明細書、13ページより貸借対照表等でございます。それぞれ御確認をお願いし、説明を終わらせていただきます。

以上、御審議の上、お認めいただけるようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第23、議案第21号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道

事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見農林建設課長。

○歳児兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、議案第21号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算についてお願いします。

表紙をめくりまして、

（総則）

第1条 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）処理区域内人口4,120人。

（2）年間処理水量34万3,000立方メートル。

（3）一日平均処理水量940立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、イ、下水道管布設替工事につきまして2,000円につきましては、道路工事に伴う受託下水工事によるものとして計上しております。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款下水道事業収益2億4,830万8,000円、第1項営業収益6,745万7,000円、第2項営業外収益1億8,085万1,000円。

支出。

第1款下水道事業費用2億4,830万8,000円、第1項営業費用2億818万1,000円、第2項営業外費用3,695万4,000円、第3項特別損失307万3,000円、第4項予備費10万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,608万1,000円は、損益勘定留保資金1,155万2,000円、引継金452万9,000円で補填するものとする）。

次のページをお願いします。

収入。

第1款資本的収入1億7,279万4,000円、第1項下水道費分担金430万円。

第2項他会計補助金1億6,849万4,000円。

支出。

第1款資本的支出1億8,887万5,000円、第1項建設改良費2,000円。

第2項企業債償還金1億8,887万3,000円。

(特例的収入及び特例的支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ1,119万2,000円及び866万3,000円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第6条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項目の款の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,073万4,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還金等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は2億71万2,000円である。

令和2年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

次に、19ページをお願いします。

予算内訳書の収益的収入及び支出についてお願いします。

款1項1営業収益、目1下水道使用料6,742万5,000円を計上しております。

項2営業外収益、目。他会計補助金、節1他会計補助金3,221万8,000円は償還金利子分等予算8条で申し上げました一般会計からの補助金です。

目2長期前受金戻入1億4,863万3,000円につきましては、固定資産調査より計上させていただいております。

次のページをお願いします。

支出についても主なものを申し上げます。

款1項1目1環境費、節1委託料、下水道本管清掃、点検業務委託料100万5,000円は、延長1キロメートルを予定しております。

目2処理場費3,066万2,000円、節3委託料、処理場維持管理委託料1,012万円が主なものです。

節4修繕費300万4,000円につきましては、浄化センター自動防塵機修繕が主なものです。

目3総係費、給与及び手当は職員1名、会計年度任用職員、上下水との折半で0.5名分の予算を計上しております。

次のページをお願いします。

節3賞与引当金繰入額69万8,000円につきましては、法適用次年度の6月賞与にて支給される12月から3月までの経費を見込んだものとなっております。

節14貸倒引当金繰入額9万1,000円につきましては、不納欠損分を計上しております。

次のページをお願いします。

目4減価償却費1億6,018万5,000円では、有形固定資産減価償却費として建物722万3,000円、構築物1億3,395万7,000円、機械及び装置1,900万5,000円を計上しております。

項3特別損失、目1その他特別損失307万3,000円につきましては、節1手当、節2法定福利費では法適用初年度の6月賞与にて支給される手当のうち、法適用前年度の4か月分は特別損失で計上しているものでございます。

23ページをお願いします。

資本的収入及び支出、款1資本的収入、項1下水道費分担金、節1下水道費分担金430万円は、10戸分を計上しております。

項2補助金、節1他会計補助金1億6,849万4,000円につきましては、元金償還充当他会計補助金を計上しております。

次のページをお願いします。

款1資本的支出、項2企業債償還金1億8,887万3,000円につきましては、下水道事業債元金償還金を計上しております。

戻りまして3ページから、キャッシュ・フロー、給与明細、貸借対照表等でございますので、それぞれ御確認をお願いいたします。

以上、御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第24、請願第1号 仮称「青木村文書館」設置を求める請願についてを議題とします。

紹介議員の一人であります坂井弘議員より説明をお願いいたします。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 請願第1号 仮称「青木村文書館」設置を求める請願の紹介議員の一人として、請願の説明、提案をいたします。

最初に、請願書を読み上げます。

請願提出期日2020年2月13日。青木村議会議長、宮下壽章様。

請願者、上田・東御・小県地域史連絡協議会会長、協議会加盟団体19団体。上田市神畑626の2、小平千文。

紹介議員、坂井弘、居鶴貞美、山本悟。

仮称「青木村文書館」設置を求める請願。

小県郡郡下唯一の自立した村として日々御尽力されることに敬意を表します。

自立した青木村は、古来東山道によりいち早く入ってきた先進的な文化を育ててきた地域です。その文化は、「義民の里」青村といわれるように、上田藩全域を巻き込んだ宝暦騒動からはじまり明治2年の上田騒動など、青木村に端を発した生存権をかけた騒動にも反映しました。また、大正デモクラシー期には、村の自治、住民の自治を高く掲げ、「知る権利」を主張した「青木時報」を発行し、上田・東御・小県地域にその文化を広めていきました。

今日まで、このような歩みをしてきた村として、これらの歴史に学び、後世に引き継いでいくために、青木村郷土美術館や青木村歴史文化資料館が設置されてきました。直近では五島慶太未来創造館が設置されました。

史資料の保存と活用を目的に2005年に組織された上田・東御・小県地域史連絡協議会として、青木村の公文書・古文書も含めた史資料保存体制をさらに強固なものにするために、次の2点のことを実現していただくよう請願します。

1 既存施設の中に、公文書館法にもとづいた公文書及び古文書の収集整理をすすめ、公開できる体制の仮称「青木村文書館」を併置してください。

2 そのための人員の配置をしてください。

以上の請願ですが、請願者、上田・東御・小県地域史連絡協議会加盟の19団体は、下記にありますとおり、赤松小三郎顕彰会、上田郷友会上田部会、上田民俗研究会、上田社会教育大学、上田小県近現代史研究会、上田歴史研究会、川西郷土研究会、真田町郷土史研究会、塩田郷土史研究会、塩田の歴史・文化を学ぶ集い、塩田平文化財保護協会、塩田平文化財研究所、新上田自由大学歴史学教室、上小郷土研究会、武石郷土史研究会、東信史学会、東御市郷土史研究会、丸子史料研究会、長和町郷土史を学ぶ会の19団体です。

紹介議員として補足説明をいたします。

昨年12月議会の一般質問で、私はこの請願と同趣旨の質問をいたしました。その中でもるる申し上げましたが、上小地域では既に東御市文書館が一昨年、2018年4月4日に、長和町文書館が1年前、2019年4月1日に、上田市公文書館が昨年9月1日に開館しています。

東御市文書館は旧北御牧村役場を利用し、3階の議会棟だった場所に開設され、学芸員資格を持った嘱託職員2名が配置されており、資料整理を進めています。整理できた資料からインターネットに目録公開し、事前申込みをすることで閲覧可能となっています。

長和町文書館は、旧和田村下水終末処理施設を改修した長和の里歴史館に併設され、臨時採用木事務職員1名と正規採用の学芸員1名を配置しています。古文書・行政文書収蔵室の棚に所狭しと並ぶ白い段ボール箱に文書が整理保管されている様は、青木村文化会館3階資料室の古文書保管状況と酷似しています。明治大学の教授や学生が年に4回整理に訪れているということですが、この教授はかつては青木村の古文書整理に携わった方だといえます。文書の整理方法が青木村と似ているのは、そのためかと納得いたしました。

上田市公文書館は、丸子郷土博物館に併設されました。スタッフは博物館業務も含め5名、正規職員1名、嘱託職員2名、臨時職員2名が配置され、嘱託職員の1名が学芸員資格を有しています。2階の収蔵庫と隣り合わせた閲覧室、あるいはインターネットから目録検索システムにアクセスし、閲覧申込みすることで閲覧ができます。

目録検索システムに試しにアクセスしてみると、青木村に関わる文書が1点見つかりました。昭和17年の「青木村ほか3カ村財産組合処理」というものです。

収蔵庫には1万3,000点の文書が収蔵され、うち500点ほどが古文書ということでした。1階ロビーでは開館記念展示が行われ、上田城古絵図や明治31年の洪水で決壊した千曲川堤防の復元設置願いなどが展示されています。展示説明会や文書版講座なども随時企画され

ています。

さて、青木村では現在文化会館3階資料室に長和町同様白い段ボール箱、ざっと数えて75箱ほどでしょうか、古文書が整理され、目録がペーパーで整えられています。週に一度専門知識を持った方が翻刻作業に当たっているということです。公文書も役場地下室に整理され、保管されています。翻刻作業の効率を上げる上でも勤務日を増やし、常駐できるようになれば文書の管理、閲覧もよりスムーズに行われるようになります。

現在の資料室を軸に多少の改修を加えて、文書館として開設することはそれほど困難こととは思われません。必要なことは、公文書館法第5条第2項地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならないに従い、文書条例をつくることです。この作業も東御市、長和町、上田市の例があることから、これを準用することで作成が可能です。

各地で文書館設置の機運が高まっている昨今、青木村でもこれに立ち遅れることなく文書館を設置し、貴重な文書を保管、閲覧、活用できるようにすることは時代の要請であり、青木村の文化を守り発展させるすぐれた取組であると確信いたします。

なお、本請願同様の要請が村に対しても、本年2月12日に行われていると聞いております。

以上の点を踏まえ、本請願を採択いただきますようお願いし、居鶴貞美議員、山本悟議員とともに3名の紹介議員を代表し、提案といたします。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第25、陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情についてを議題といたします。

片田議会事務局長より説明をお願いします。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第1号について陳情書の朗読をもって説明とさせていただきます。

青木村議会議長、宮下壽章殿。

長野県医療労働組合連合会、執行委員長、小林吟子。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書。

陳情趣旨。

総務省「就業構造基本調査」によれば、医師は、週労働時間が60時間を超える人の割合が41.8%と職種別で最も高く（雇用者全体では14%）なっています。また、「勤務医労働実態調査2017」では、救急や産科では、一ヶ月の平均時間外労働時間が平均80～90時間を超えるという結果が出ています。夜間救急対応の当直を含む32時間連続勤務が強いられ、医師の過労死や過労自死が後を立たず、いのちを守る現場で、医師のいのちが脅かされています。この背景には、経済協力開発機構（OECD）の2017年調査で、人口1000人当り医師数がOECD平均3.5人に対し、日本は2.4人で36か国中31位という、絶対的な医師不足があります。

ところが、厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会」は、「第3次中間的とりまとめ」において、遅くとも2033年頃には医師の需給が均衡するとの将来推計を根拠に、2022年度以降の医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針等を見直していくべきとし、これを受けて政府は、「骨太方針2018」で2022年度以降の医学部定員減について検討することを打ち出しました。

しかし、厚労省が、定員減の根拠とする医師需給推計は、医師の労働時間をケースによっては最大週80時間とし、医療需給の見込みは入院ベッドを減らす地域医療構想に連動しています。医療需要を少なく見積もり、長時間労働解消を前提としない推計を根拠に、医師の養成定員を減らす方向は、医療現場の長時間労働解消の方向とは真っ向から反するものです。そればかりか、救急や産科、小児科などの医師不足で「地域医療崩壊の危機」が社会問題化し、長年つづいた医師数の抑制を転換して実現してきた、今の医師養成の水準を引き下げれば、再び、地域医療崩壊の危機すら招きかねません。

ご存知のように、先月31日、阿部守一長野県知事も呼びかけ人の一人である「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」が発足しました。その設立趣意書にも「医師の絶対数の不足、地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にある」とあります。長野県の医師数も全国平均を大きく下回っています。医師の養成数が減少しては、長野県への医師の誘致も難しさを増す課題となります。日本の医療崩壊を防ぎ、地域住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実のため、医師数を増やすことこそ求められます。

以上をふまえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から、また、長野県の医師確保に力を

入れる方針にも沿い、貴議会として、国に対し、以下の意見を上げていただきますよう陳情するものです。

記。

2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態をふまえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上でございます。

陳情第1号について御説明いたしました。

◎令和2年度青木村社会福祉協議会会計予算の説明

○議長（宮下壽章君） 続いて、日程、議案にはありませんが、令和2年度青木村社会福祉協議会会計予算について報告をいただきます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、令和2年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度青木村社会福祉協議会会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,825万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和2年3月6日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会。

8ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 補助金、項1 村補助金につきましては、366万6,000円の減となっております。

款2配分金ですが、赤い羽根及び共同募金により約80%が配分されるものでございます。
款3事業委託金、項1村委託金、老人センター分は36万1,000円、くつろぎの湯分は61万8,000円、それぞれ増となっております。

款4使用料及び手数料では、老人センター使用料がカラオケ使用料がなくなったことによる減、くつろぎの湯使用料が30万円の減となっております。

10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1項1事務費、節1報酬は、会長1名と理事4名、評議員12名分とパートタイム任用職員若干名でございます。フルタイムの任用職員に係る分は皆減となっております。

12ページをお願いいたします。

款2事業費、項1目1援護費、節19扶助費は、両親・片親のいない家庭慰問金25世帯分。
項2目1村追悼式は昨年まで慰霊祭費の名称でありましたが、これを改めたもので5万円の減。

項3目1助成金は、高齢者クラブほか4団体に対してでございます。

項4目1心配事相談事業費、節1報酬は心配事相談員3名。

節12委託料は、法律相談として司法書士4回分でございます。

項5目1老人センター費、職員手当等共済費は、フルタイム任用職員2名分とパートタイム任用職員60日程度分を計上しております。

14ページ、節12委託料エネルギーサービスプロバイダー委託料は新規でございます。

16ページ、項8目1くつろぎの湯運営費報酬、職員手当等共済費は、フルタイム任用職員1名分とパートタイム任用職員2名分を計上しております。

節10需用費、印刷製本費は新規で、くつろぎの湯パンフレットの印刷代でございます。

修繕費は前年と同額で、ろ過器、ボイラー等の機械設備の修繕に充てるものでございます。

節11役務費、手数料は新規で玄関マットの交換に関わるものでございます。

節12委託料、エネルギーサービスプロバイダー委託料、老人センター費でも出てきましたが、くつろぎの湯が80%、老人センターが20%で案分するものでございます。

18ページをお願いいたします。

項9地域支え合い福祉計画事業費、節18負担金補助及び交付金、地域支え合い事業補助金は10地区分を計上しております。

項10結婚推進事業費、節1報酬は、結婚相談員4名分でございます。

節18負担金補助及び交付金、長野県結婚マッチングシステム登録補助金は新規で、3,000円を3名分で見込んでおります。

以上、社会福祉協議会会計予算の説明を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

この後、全員協議会を議員控室において行いますので、議員の皆様は御移動お願いいたします。

散会 午後 2時55分

令和 2 年 3 月 1 1 日（水曜日）

（ 第 2 号 ）

令和2年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年3月11日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼会計課長兼防犯管理監	多田治由君
商工観光移住課長兼商工観光移住係長	中沢道彦君	教育次長兼公民館長	宮下剛男君
保育園長	若林喜信君	住民福祉課長兼地域包括支援センター長	宮澤章子君
建設農林課長兼補佐兼農業振興係長	稲垣和美君	建設農林課長兼補佐兼国土調査係長	小林義昌君
建設農林課長兼補佐兼上下水道係長	横沢幸哉君	総務企画課長兼補佐兼企画財政係長	小林利行君
総務企画課長兼事務推進室長	塩澤和宏君	住民福祉課長兼住民福祉係長	上原博信君

住民福祉課
保健衛生係長

早乙女 敦 君

総務企画課
庶務係長

宮澤 俊博 君

建設農林課
建設係長

小山 明之 君

教育委員会
教育係長

金井 大介 君

総務企画課
総務係長

小林 宏記 君

事務局職員出席者

事務局 長 片田 幸男

事務局 員 小林 宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の一般質問には、傍聴に来ていらっしゃる方がおりますので、村民の皆さんにも傍聴もいただいております。大変御苦労さまでございます。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。本日の一般質問はもとよりですが、13日と16日には委員会審議がございますので、御都合がございましたら傍聴いただければ幸いかと存じます。

本日は、令和2年第1回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。8人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

◎一般質問

○議長（宮下壽章君） 質問の方法は、質問者の希望により一括方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

なお、本日マスクされておる方が多くいらっしゃいますので、なるべくはっきりと大きな声をお願いいたします。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 堀 内 富 治 君

○議長（宮下壽章君） 9番、堀内富治議員。

堀内議員。

〔9番 堀内富治君 登壇〕

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

今日は、5点について質問してまいりますが、よろしくお願いをします。

まず第1点でございますけれども、過疎地域の見直しと課題についてということで、村長に質問してまいります。

今、ハンドブックを整理してみますと、長野県の市町村のハンドブックの中では、過疎地域等々含めて整理をして、市町村の掲載をしてあるわけでありましたが、このことについて、私も御意見をちょっと申し上げたい点があるわけでございます。

現在、過疎地の区分、それから予算の区分、それから国の予算等に関わる区分というような形で、きちんと整理されておるわけでありましてけれども、ちょっと議長、申し訳ないが、マスク、駄目だな。

○議長（宮下壽章君） どうぞ、どうぞ。

○9番（堀内富治君） そんな状況でございますが、いろいろ整理をしてみたわけでありましてけれども、まず村長にお伺いしたいと思っておりますが、この過疎地等の区分につきまして、冊子の中では整理をされておりますけれども、どういう形でこれは整理されておるか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

過疎地域についての御質問でありますけれども、昭和45年、10年間の時限立法で制定され、その後継続をしながら、令和3年3月に、今回5年間の延長が現行法では切れることになっております。

これは、過疎地域対策緊急措置法が制定されたときには、急激な人口の減少により地域の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域、いわゆる過疎地域について、人口減少の防止と地域社会の基盤強化、そして、住民福祉の向上、そういうことによりまして、地域格差の是正をするという目的で立法されたということでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 過疎地域と分けをしてあるわけでございますけれども、これらの分けの仕方です。

今、村長からそれぞれの説明があったわけでございますけれども、青木村としてはどういう対象の区分けをしておるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 幸いにして、青木村はこの過疎地域には入っておりません。

これは、人口の減少率、あるいは長期間のもの、中期間のもの減少率、それから財政力指数等々が要因になっているものでありまして、幸いにいたしまして、青木村はその地域には入っておりません。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 現状、県・国等の予算の整理等につきましては、過疎地を中心に配分してあるというふうに私は思うわけでございますけれども、そういう解釈で、じゃ、よろしいですね。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一定のこういった条件の下に過疎地域が指定されております。

ちなみに、相当数が過疎地域になっておりまして、全国で1,718市町村のうち過疎地域は817で、47.6%がこの地域に指定されております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そうすると、この内容につきましては、そう変わることもないだろうという解釈でいいかと思いますが、よろしくお伺いをしたいと思います。

過疎地域の中でも、内容、非常にいろいろと複雑な地域もあるわけでございますけれども、これらの区分けにつきましては、これは国で決定したものだ、先ほどは話があったわけでございますけれども、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 過疎地域については、国の区分、国の数字等々データを積み上げ、そして判断されたものであります。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 分かりました。

青木の場合はそういう解釈をさせていただいて、これからも進めていきたいというふうに私は考えておりますけれども、非常に地域的にこう見ると、青木村を整理してみると、弘法、あるいは釜房、湯原、それから宮沢、原池、それから入奈良本というようなことで整理がされておりますが、これらについて、非常に私は不満な点もあるわけでございますが、これは、

考え方としてはどうにもならないというようなことで考えてよろしいですかね。

変更のできる部分はないかどうか、これが大体もう決定的だよ、もう、将来的にもこのままとにかく進めていくという、そのお考えでよろしいですかね。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、堀内議員がおっしゃったのは辺地に係ることをございまして、この過疎とまた違った法律がございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律というのがあります。

この中で、交通条件、自然条件、経済的条件、文化的条件に恵まれず、住民の生活、文化水準が著しく低い山間地等が指定されております。もうちょっと言いますと、住民基本台帳の人口が50人以上で、へんぴ度が、役場とか小学校からの距離等を点数化して、その基準の中にあれば地域として、先ほどの過疎は市町村単位ですけれども、今、堀内議員がおっしゃったように地域として指定されております。

今、言われました5地域はこの辺地に入っておりますし、なお、当郷の管社地区は準辺地ということに入っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 分かりました。よろしくお願いします。

次に、2番目でございますけれども、青木村の産業状況と人材確保についてということで提案申し上げてあるわけでございますけれども、非常に今、村の状況を考えますと、大変困っている皆さんも多いわけでございますが、その中で特に人材がなかなか増えてこない、こういう状況でございまして、それぞれ村内を巡回してみても課題が多いなど、こんなふうに私は考えておるところであります。

青木村の産業自体は、私としては余り大きな変化はないし、村長、一生懸命やってくれていますから、そういう面から考えますと、非常に勇気づけられておるといふふうに私は考えるわけでありまして、村長にお伺いしますが、現状、青木村の産業につきまして、人材確保が必要だということからして、もし、お考えがありましたらお伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 産業を興していく、あるいは継続していくということでは、やはりマンパワーというのは必須条件だといふふうに思っております。

2つに分けて答弁させていただきたいと思いますが、まず農業関係についてでありますけれども、この人口減少、今の御質問の中にありましたように、高齢化が進行する中で、労働

力の不足というのは大変深刻な状況だというふうに思っております。特に農業センサスによれば、年齢別の65歳以上が79%という状況でありまして、それから50歳未満が6%とアンバランスの状況であります。

特に農業は、御案内のとおり、苗を植えたりするとき、あるいは収穫するとき、こういったところで一時的に作業が集中するというようなことがありまして、こういったことをなくすようなことをいろいろ考えているところでございます。

1つは、新規農業者の確保育成ということで、農業次世代人材投資金の交付を3名分、来年度予算として450万円をお願いしておりますし、また、信州うえだファームが行います新規就農者の確保のための支援、私どもも一緒にやるということで、昨年も77万9,000円をお願いしております。また、長野県のホームページ等を通じまして、移住政策とセットで行っております。

商工業の関係で言いますと、商工会とタイアップして、商工会に補助金を出すという形でいろいろな手だてをしておりますけれども、その一つとして、3回にわたって出しました「青木村の企業で働きませんか」、これを既に3回出しておりまして、それぞれ成果が出ております。

それぞれに分けて答弁させていただきますと、平成29年11月に行いました、4業者が行いました。その結果、3人が採用されております。これは、配布した地域は青木と上田市。それから2回目は平成30年11月、これは電話の対応はかなり応募がありましたけれども、そして採用が7人。これは上田、青木、長和を入れております。令和元年5月に行いました。照会、面接多数あって、その結果、3人が採用されております。これは、先ほどの3地域に加えまして、筑北、そして麻績を加えました。

そういうことで、農業、商工業を併せて、マンパワーの確保についてそれぞれの関係の皆さんと協力し合いながら、支援しながら努めているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいま村長のほうから細かく説明をいただきましたけれども、私も役場で内容の整理をさせていただきますと、人口、人数ですね、こういう面から考えて、若干やっぱり増加傾向にあるというふうに解釈をしておるわけでございまして、大変こういう点に関しては、御努力に対しまして、さらに頑張ってくださいよう期待を申し上げております。しっかりと、また頑張ってくださいようお願い申し上げます。

それから、上小管内のシルバー人材センターの活動状況についてということで、提案いろ

いろと申し上げたいと思いますけれども、非常に手不足の状況の中で巡回をしてみると、本当に、何しろ人がいなくて困ったというのは、先ほども質問したとおりでございますけれども、そういう中でシルバー人材センター、こういうようなものをどうしてもっと活用できないのかなど、こういうようなこともちょっと考えてみますと、やはり、助けられるほうと助けるほうと、これは一緒になっておるわけでございますから、考え方によっては、これはどうしようもない面があるわけでございますが、村として、このシルバー人材センターとの関係、どのような対応をされておるのか、お伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 上田地域のシルバー人材センターは、大変ほかの地区、県内はもちろん、全国のシルバー人材センターと比べて大変頑張っている団体だというふうに思っております。特に、民間の仕事を受託している率が非常に高いということであります。

毎年、一、二回定期的な懇談会を幹部の皆さんといたしておりますけれども、言われるのは、なかなか高齢化してしまっていること、シルバー人材センターのメンバーの高齢化、そして、なかなか人が集まらない、この2点について、毎年そういった課題をお伺いしております。

全体で2,015人の団体でございますけれども、そのうち青木村は33人だそうでございますので、こここのところ、大体こんな数字で推移しているようでございます。青木村もそうなんですけれども、70から74歳が一番多いということでございます。

青木村では、補助金を出すと同時に毎年運営費の補助でありますとか、イベントの際の交通整理のお願い、それから村の役場の宿直のお願い、それから、たまには農業のことで短期的にお願いしている例も伺っております。

それからもう一つ、この人たちには技能のグループ、あるいは事務のグループ、それから管理、日直とかの管理ですね、それから営業等の折衝外交、それから草取り、農業等の一般作業、接客、家事等のサービス業ということでありまして、こういったことに青木村の村民の皆さんも入っておりますし、また、こういった活用ももう少しPRすれば市場が拡大してくるかなど、こんなふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日も、年配の皆さんといろいろお話をしましても、いや、何しろ、植木は植えてみたけれども、なかなかとにかくしっかりと管理もできないし、それから野菜もできないし、そういうやっぱり悩みを言われるわけでございますけれども、じゃ、何も使

わないときはいいじゃないかと、こんな話もするわけでございます。非常にそういう面から、いろいろ問題点もあるかなというふうには考えております。

青木の状況につきましては、今、村長のほうから話があったように、青木から責任者が出て、一生懸命努力されておるといふふうにも聞いておるわけでございましたが、そういう面から考えますと、さらに、やっぱり年配者の皆さんに頑張ってもらいよりほかないのかなと、こんなふうにも私は考えるわけでありますが、この辺の働きかけとか、年配者の皆さんにもっと頑張ってもらえるような、そういう施策というものは考えられないものかどうか、お伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 年配の皆さんに頑張ってください、大変大事なところであります。

それは仕事だけではなくて生きざまといいましょうか、前、議会の冒頭でも言いましたようにフレイル対策ですとか、そういう面で健康の面にも通じることであります。

私どもは、福祉政策の中で、老人福祉政策の中でもいろいろ取り組んでおりますし、こういった外部の皆さんとのシルバーとの関係の中でも、こういうような施策に取り組んでいただいております。

それから、もう一つ大事なことは、やはり仲間づくりということが大事だといふふうに思ひまして、働くと同時にそういうような仲間をつくり、そして、生きがいを見つけていくということも大きなポイントだろうといふふうに思っております。

シルバーも、いろいろ旅行だとか同好会だとか、いろいろな文化活動もしておるように伺っております、そういうのも楽しみの一つだといふような、仲間の、シルバーの団体のメンバーの皆さんから伺っております。様々な面でその年配の方々の働き、生きがいづくりについて施策を実行してまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ぜひ、若い皆さんはともかくとしても、年配の皆さんに、もっと力を出してもらえるような、そういうような施策、指導をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、これは簡単なことではないんですけども、林道の管理・運営の件であります。

私も巡回をしておって、いろいろと意見を聞くわけでございますが、こういう意見も珍しいわけでございますけれども、林道の運営、管理に関してよろしく頼むよと、こういう御意見があるわけであります。

この林道というのは、中挾からぐるぐると回りながら上がって中村の温泉のところまでです。ここまで、とにかくかなり前、四、五十年前までに林道の工事をやりながら、それぞれいろいろなことを進めてきたと、こういうわけだそうであります。

私も来て、もう四十何年になりますから、薄々は承知しているわけでございますけれども、青木村では、いろいろととにかく面倒を見てやった経過もあるというふうに私は思います。それは、現在のできている村道なりそういうようなものが、ほとんどその工事の中で整理ができてきたということだろうというふうに私は思いますけれども、現状の姿を見ると、もう余り交通量も少ない、これをどうやって解決するのか、こういうような問題もありますし、あと、それから災害の後のいろいろな管理ですね。こういうようなことについても、非常に近くの皆さん方は心配をされておると、こういう状況があるわけであります。

それからもう一点、青木村の経費から村税が払われているはずだけれども、その辺の確認はどうだと、こういうような質問がいろいろ飛んでくるわけでございますが、もしその辺お分かりでしたらお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） ただいま、林道の関係ということでございます。

今、何点かちょっとお話をいただきましたが、まず林道というものはどういうものかということでございます。

林道とは、多面的機能を有する森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設と位置づけられております。また、議員さんがおっしゃられましたように、管理につきましては、村から地元をお願いしている状況かというように認識しております。

今お話のあった林道につきましては、湯の入線という林道かというふうに考えております。延長は4,233メートルということで、昭和46年から約9年間ほどかけて開設されているものでございます。

その林道につきましては、いろいろ管理をお願いする中で、まず1点、災害に関しては、やはり林道に登録されているわけでございますので、林道の災害の対象になり得るものにつきましては、対象の事業ということで対応させているところでございます。

それと、村税の確認ということでございますが、林道につきましては、村内にもそれぞれ林道がございまして、もう50年近く前のやりとりの関係かと思うんですけれども、林道に限らず全般的な考え方としましては、林道とのそういう境界の関係ですか、林道の境界確認

については、路線によっては林道敷地の無分筆の箇所が多いようでございます。これは、もともとの考え方が、森林施業を行うに当たり、道路隣接者が施業を行うのに一番受益があるため、土地は無償で提供しているという経過もあったのかなというふうに考えております。

その開設当初から、分筆登記を行わないで進めていたということもあるのかということですが、今言うのにつきまして、50年ほど前の話でございまして、現況は特に調査はまだちょっと難しい、やりとりは難しいところでございますけれども、以前からそのような考え方をお願いしているところでございます、ぜひとも地元の皆様には御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 青木村にも林道管理規則、こういうような規則もきちんと整理されておまして、いろいろな勉強をしてきた経過もあるわけでございますけれども、近くの区等は、そう問題はなく運行はされておりますから、この辺については問題ないと思っておりますけれども、やはり運営と、それからその資金、その工事費ですね。そういうようなものを中心としてきちんと整理されておるかどうか、もう一回お答えをお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 林道工事というよりは、その開設に当たってということで考えますと、当初、湯の入に関しましても台帳にございますが、国の事業を導入しまして対応させていただいているところでございます。

当時、恐らく2分の1の国の補助をいただいて、あと市町村、通常ですと、林道も受益者の関係で負担をいただいているかというふうに考えておりますが、ちょっとその辺は、ちょっと50年前の資料というのを、なかなかこちらも把握できないものもございまして、応分の負担をいただければ、恐らく実施していたのかなというふうに考えております。

現在も、今回もそうですが、林道災害ということで災害が起きた場合につきましては、災害として算定されるものにつきましては、今回のように地元の負担はなしで、全額村で事業実施しているところでございますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そういう問題につきましては、特別、問題、課題はないわけですが、それから、この林道をどういうふうに有効に活用ができるかどうか、こういう研究もしてほしいと思うんです。

ただ、崩れたからとにかく補修をしておいたということじゃなくて、きちんと補修をしながら

ら管理をお願いしておきたいと。これは区としても4区でやっておるものですから、区としてもそれなりの対応は進めるべきだというふうに私は思いますので、その辺につきましても十分に配慮をお願いしたいと思いますが、村長にお伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 林道の活用について、あるいは必要性については、台風19号、去年の台風の際には大変私ども勉強を、改めて必要性を認識したところでございます。

御質問の林道につきましては、田沢温泉の災害の際には、もう一方の主要な道路になりますので、大変重要な、林道のうちでも重要な路線になるというふうに思っております。

少し時間がかかるかもしれませんが、森林環境譲与税が来年度から倍額になりました、前倒しで倍額になっております。こういう中で、民地、官地の整理をちゃんとしていかなければならないというような一つの宿題もこの中にはありますので、少し時間かかりますけれども、その中で整備をしていきたいと思っております。必要な、あるいは重要な林道については、しっかり村も配慮してまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 将来の林道の在り方、それから、これからの管理の問題、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、先ほどの金銭的な問題につきましては、これは事務段階でいろいろとひとつ、確認と整理をお願いしておきたいと思っております。これを区として出すことは区として出すし、それから個人として出すことは個人として出すというようなことはきちんと整理しておいたほうが私はいいと思っておりますので、その辺どんなお考えかお願いします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 初めにお話をさせていただきました林道の件は、やはり受益者の方とのつながりで上げているのかなというふうに考えております。

ですので、対個人となると、またそれは広域的な考え方でいくと私道ではありませんので、受益者全体の中の話ということかと思いますが、当時のことの資料というものも、50年前ですと、村のほうも書類的にもちょっと難しいところもございりますが、今後の研究課題とさせていただきますと思います。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、この件につきましてはこの辺にしておきますが、それから、最後に5番目でございますけれども、青木峠のバイパスについてということで質問申し上げ

たいと思います。

村長、大変御努力をいただきまして、青木峠に関わる事項につきましては、順調に進行しておるようございまして、村民も本当に喜んでおります。

けれども、どこで状況について、情勢の報告をいただくかということございしますが、なかなか機会がないものですから、こんなような機会を通じて、村長に現状の青木峠バイパスについてお伺いをしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国道143号、青木峠、トンネルはバイパスという名称になりますが、この青木村議会の皆さんの大変な御支援をいただきまして、今年度、本当に早く工事着手になりました。

6月には、同盟会の総会の際にルートが示されまして、この中には3キロの青木側のトンネル、300メートルほどの橋梁、そして1キロほどの松本側へのトンネルということを示されたわけであります。

今年度は、構造物の予備設計、それからトンネルの地質調査、測量が始まりました。トンネルが2本あるわけですが、坑口が、ということで4つになりますけれども、県でそれぞれ行われまして、トンネルの入り口4か所ではボーリング、縦に30メートルと50メートル、横方向に100メートル、そして弾性波調査ということで、トンネルの中を少しダイナマイト等で揺らしまして地質の調査が行われて、今その解析等をしているというふうになっております。

この解析が終了後、来年度のしかるべき時期に実施設計に入るというスケジュールというふう聞いておりますので、順調に工事着手後、動いているというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、以上で終わりますけれども、特に、いろいろと課題等につきましてはよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。終わります。

○議長（宮下壽章君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、7番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、担当課長より、一問一答方式にて答弁をお願いいたします。

今回は、自主財源確保の観点からお聞きをいたします。

所有者不明の土地等に係る固定資産税の対応についてでございます。

近年、所有者不明土地や空き家等が全国的に増加しており、公共事業の推進や生活環境において様々な問題が出てきております。

このような状況の中、現在、国、法務省ですが、所有者不明土地が増えている問題を解消するため、民法と不動産登記法を見直し、相続登記の義務化や土地所有権の放棄を認める制度を創設する方向で動いております。こういった問題は、固定資産税を課税する村においても、財政面または徴収率の面からも、少なからず影響があると思われま

す。また、令和2年度、今年度ですが、税制改正大綱ではこれらの問題への対応として、土地または家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人等でございますが、市町村の条例で定めるところにより、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができることとし、また、調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に通知した上で使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録して固定資産税を課すことができることとすると、こういう改正がなされます。

そこで、次の点についてお聞きをしてみたいです。

まず、現在、相続登記実務がどのように行われているかどうか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） ただいまの御質問の関係でございますが、相続登記についてどのように取り組んでいるかということでございますけれども、相続登記につきましては、死亡届やそれに関係しました届出を役場の窓口に来て、御家族の方等していただくわけですが、そういった機会をつかんで、担当の職員のほうから課税の状況含めて御説明を申し上げまして、最終的に登記につなげるようお話を申し上げております。

そのほかに、登記について積極的なPRとかということは今してございません。また、納税義務者の特定等につきましては、死亡届等していただいた際に確認しておりまして、届出

の時点で相続予定となる方が特定できない場合に限っては、相続人代表者指定届という届を御提出いただくようお願いをしております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そうすると、住民福祉課と税務課で連携を取っておやりになっていると、こういうことでよろしいですかね。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） そのとおりです。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 相続人代表者指名変更届出書が村にございます。こちらの活用についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 先ほど一部ちょっと申し上げましたけれども、こちらの届出書につきましては、相続予定者について確認ができない場合ということで、その窓口にお見えいただいた時点でどなたが相続の対象になってくるか、また納税義務者になってくるかということが想定できない場合についてのみ提出をお願いしてございまして、実際の届出の件数としては、ほとんどないような状況にございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そうすると、現状、村では相続登記がスムーズに行われていると、このように判断してもよろしいんですか。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 相続登記まで最終的にいっていないケースもございますが、納税についての義務者が判断できないというケースは余りないということでもよろしいかと思えます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 参考に申し上げますが、平成30年度の決算状況で固定資産税は1億8,300万円です。収入未済額は、現年課税で142万7,000円、滞納繰越額で628万円、合計で770万7,000円になっております。不納欠損額は20万円でございます。

それで、固定資産税率ですが、宅地は農地に比べて、田んぼに比べまして18.4倍、畑は47倍、山林は86倍と、このように聞いております。

それで、続いてですが、現在、青木村の固定資産税で相続できずにいる固定資産はどのく

らいあるか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 相続できていないといいますが、名義自体が存在されていない方、亡くなられた方の名前で登記されているものということでちょっと拾い出してみたところ、全体では590人、5,250件ございますけれども、内訳としますと、土地について415人、家屋について368人ということになります。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そのうちですが、課税先が特定できずにいるケース、これはどのくらいあるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 相続登記ができていないために課税が特定できないケースというのは、ほぼないと考えております。

現在、住所及び居所が不明で納税通知書が届けられていないケース、未達のもので、そちらについては10件程度ございますけれども、その理由については、相続登記ができていないというよりは、納税義務者の方が居所不明になってしまったということに原因があるというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そうすると、税額がないということによろしいですね。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） そのとおりです。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 課税ができていないケースで、相続未登記が原因で滞納となっているケースはあるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 滞納につきましては、納税者それぞれの事情、理由があると思われまして、滞納されている方についての相談を受けている中では、相続登記が原因として滞納になっているというものはないと考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 同様に、じゃ、税額もないということですよ。

続きまして、固定資産税の免税点、これについてお聞きをいたします。

土地が30万円、家屋が20万円、償却資産150万円となっておりますが、青木村の状況についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 固定資産税の免税点につきましては、今、御質問にあったとおりでございますが、件数で申し上げますと、土地につきましては総件数が2万6,063件ございまして、そのうち免税点以上のものについては2万3,852件、免税点未満のものにつきましては2,211件になります。それから、家屋につきましては総件数が4,174件、免税点以上のものが3,692件、免税点未満のものは482件となっております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 償却資産はどうですか。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 償却資産の関係、ちょっと件数ではあれなんです、納税義務者の数で申し上げますと、償却については総件数が222件ございまして、免税点以上のものが87件、それから免税点未満のものについては135件という内訳になっています。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これにつきまして課税の方法なんです、各世帯の合算と、こういうことでよろしいですか。

例えば、私を例えまして、1筆が10万円、1筆が5万円、1筆が30万と、そうすると合計30万超えますよね、こういう場合ですが。単独で例えば今の10万、あるいは5万、これについて免税になるのか、今の所得合算で課税されるのかと、この点についてでございますが。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 免税点の判定につきましては、所有者ごとの判定となっております。

○7番（居鶴貞美君） もう一度、すみません。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 所有者ごとですね。

○7番（居鶴貞美君） 世帯ごとですよ。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 世帯ではなく所有者になります。

す。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 冒頭も申し上げたんですが、現に所有している者に対して、市町村の条例の定めにより申告ができることとすると、このように書いてありましたんですが、村の状況について、この申告についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 現に所有している者の制度化について、条例の定めによって申告させることができるということによろしいかと思うんですけども、令和2年度の税制改正大綱の中で、先ほど御質問の中にもありましたけれども、土地または家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、市町村の条例で定めることにより、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとするということになってきますので、今後そういったことで指導が徹底されてくると考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そうすると、今後この条例についての改正が出ると、こういうことでよろしいですね。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 今回の税制改正大綱につきましては、今年度中に必要な法整備がされるということで予定されておまして、今、聞いている中では、秋の国会に改正の原案が提出されるということでございますので、それを受けて村でも改正の処理をしていくという処理になるかと思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 村長にお聞きをいたしますが、所有者不明土地が増加しておりまして、2040年までに6兆円の経済的損失と言われております。

国では、相続登記の義務化を検討しております。義務違反者に罰則の設置を設ける模様であります。この相続登記の問題は、公共事業を推進していく上で非常に大きな課題になると思われま。

今後、村として、この問題に対してどのように考えて取り組んでいくのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 居鶴議員の冒頭の質問にありましたように、固定資産税というのは、青木村にとりましても大変貴重な財源でございます。

村の公共用地等の買収の中で、やはりこういう例は幾つかありまして、どうしてもそこを譲っていただきたいような土地にそういうことがありますと、時間もかかりますし、大変な思いをしておりますので、その推進については大変大事なことだというふうに思っております。

こういった所有者の不明な土地が増加すると、あるいは放置されることによりまして、周辺の環境の悪化だとか、開発行為あるいは公共用地の買収がうまくいかないというような弊害も多々あるわけでございます。

こういったことが義務化されて、あるいは相続手続が所有者の放棄、あるいは遺産分割、そういったものの期限が見直されることによりまして、相続登記が早まるということにつきましては、私ども大変ありがたく思っておりますし、そういうことが早くできるようにというふうに思います。

土地の流動化がしないことによって、日本全体の経済の低下というのが言われておりますし、国ではもっと、20%という数字もありましたけれども、登記簿上の所有者がなかなか不明というようなデータもございますので、こういったことが早く法制化されることを期待しております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 最後ですが、これはちょっと御提案ということでお聞きをいただきたいと思いますが、当村でも、税務についての取組をしっかりとされているところではあります。

調定額の増加から純益への増加、これを考えていくほうがよろしいと、こういう専門家の方の御意見も実はございます。

徴収率だとかその増加とかそういう視点ではなくて、今、申し上げたとおり企業の利益と同様に、要するに利益を出すと、こういうことなんです、かみ砕いて申し上げますと、例えば、軽自動車税とか原付の場合、年間1,000円なんです。それで、それに例えば滞納とかがかかると、そこに何倍もかかると、費用がかかると。こういうものに対してどうするかというような問題です。それを、要は効率よくやってもらうと、こういうことです。

今、申し上げたとおり、効率よく経費がかからない徴収方法を今以上に、さらにということで推進していただきたいと、これが私からの御提案です。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 7番、居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、3番、松澤正登議員の登壇を願います。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） 議席ナンバー3番、松澤正登でございます。

通告に従いまして、一括質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、魅力ある村づくりについてということで、何点かお聞きをしたいと思います。

総務省が1月13日公表した外国人を含む2019年の人口移動報告によると、東京圏、埼玉、千葉、東京、神奈川県は、転入者が転出者を14万8,783人上回る転入超過だったとありました。前年より8,915人多く、増加は3年連続一極集中が加速しています。

長野県は、2020年1月1日時点で、県内総人口は前年比1万4,393人減の204万6,660人となり、18年連続で前年を下回りました。2019年1年間で県内から県外に転出した人は、転入者数を1,146人上回り、3年ぶりに転出超過で社会減となりました。死亡者数が出生者数を上回る自然減も拡大し、県内は、2018年まで2年連続で転入者のほうが多い転入超過だったが、この流れは2019年で止まり、一方、2019年の出生者は1万2,305人の自然減で、2004年以降続いているとありました。

また、一昨年、上田地域の就職定住希望で、市内4校の県内学生アンケートを地域振興局が取った結果が載っていました。それによると、県内出身者の28.5%、県外出身者の12.9%の大学生に、「大学などでの経験を生かせる仕事が上田地域にあるか」と尋ねると、4割余は「どちらともいえない」と回答し、「ある」と「どちらともいえない」を含めると34.2%、「ない」は24.7%だったそうであります。

村では、地域をどれだけ知ってもらうか、また、魅力を感じる村のPRをし、そして、UJIターンなどしやすくなるような支援の強化を図るとともに、移住、定住につながる環境づくりや効果的な情報発信に努め、村の発展と目標人口の達成に努力されているところではありますが、ここで何点か質問をいたします。

まず1点、青木村の1月31日現在の世帯数と人口を教えてくださいたいと思います。

第2点目に、青木村振興計画に基づく目標設定に対する自然増、社会増の現在の状況はどうか、教えていただきたいと思います。

3点目、U J I ターンの世帯の状況はどうか、お願いをいたします。

4点目、人口増、世帯増に取り組んでいる具体的な施策を、あれば教えていただきたいと思います。

5点目、空き家の管理についてであります。

住民の声としてよく聞く話ですけれども、現在、空き家になった元の母屋がある。年数も経過して管理にも手がかかるようになり、直す費用もばかにならない。とはいっても、現状では入る希望者もないし、何も声もかからない。取り壊すにはお金がかかるし、取り壊して更地にすれば、今度は宅地課税がされることが現状だと。現状維持であれば、それなりの減免課税となっていると思うと、住民の中にはこうした悩みを抱えて、どうしようかと迷っている人がいるのではないかと思います。

そこで提案ですが、空き家を取り壊して宅地課税がされますが、一定の期間、現行の課税対象から外して減免課税の対応が取れないものか、また、取れなければ、課税の一部を村で補助できないものか。こうした対応によって、更地になった土地の新たな利用も考えられ、移住、定住が進む一つの要因になると思うが、御検討をいただいているかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

6点目、空き家対策についての中で、村では、平成27年に第1次調査を行い、計230件を空き家と判断しました。第2次調査を平成29年に実施しており、詳細な状況把握をしていると思います。

その後、青木村空家等対策計画案が示され、平成30年度から令和3年にわたり進められておりますが、現実にはいろんな変化があると思いますけれども、その後の状況を教えていただきたいと思います。

7点目ですけれども、幼児教育の無償化についてであります。

昨年10月から幼児教育の無償化が始まりました。ある新聞に、実態調査の結果が掲載されていまして。それによると、9割の利用者は「評価する」との回答であります。利用者側からの課題は「保育の質の向上」であり、「給食費の軽減等」でありました。また、事業者からは、「処遇改善」が一番多く寄せられています、とありました。

村では、給食費、副食費等の軽減は考えていらっしゃるか、教えていただきたいと思います。

8番目、住民の憩いの場の提供についてお伺いをいたします。

村民が誰でも、特に年配者ですが、気軽に立ち寄れる場所があればとの声を聞きます。各地区から青木の町等に下りてきても、バスの時間には間があり、どこで何して過ごすか困ることがあります。ある場所に行っても暖房施設はなく寒いし、寄りつく場所がない。さりとて、役場の村民ホールは余りに広く、仕切りもないため入りにくいという。また、老人福祉センターの大広間の封鎖によって、老人福祉センターが最近寂しくなっている。道の駅あおきに視線が傾き、年配者を忘れていないかとの声も聞く。暖房、冷房等の管理で維持管理面もあるが、再度検討していく必要はないか。

そこで提案ですが、日を決めて、生涯学習グループの発表とか趣味とか、野菜づくりの講習会や発表、また簡単な健康体操や健康教室などの指導など、年配者向けの活動が考えられると思うが、住民憩いの場の提供についてお考えをお聞きしたいと思います。

9点目ですけれども、地区でできる健康づくりについてお伺いをしたいと思います。

今日の急激な社会構造の変化に伴い、社会における人間関係が希薄化する中で、自己中心的な生活をする傾向が高まり、人間的な温かみと思いやりを忘れた風潮を生んでいると言われております。また、高齢化、核家族化の傾向が進み、独り暮らしの高齢者や青少年を取り巻く問題等が多く地域の課題となっています。

その中で感じていることですが、12地区の公民館があります。日頃は集会に使用されているのが現状であると思いますが、生涯学習等で使用しているところは少ないのではないかと。公民館の有効利用をして、また、地区内のコミュニティーを盛んにするためにも、公民館内でできる簡単なスポーツ用具を利用して年配者から若者まで楽しみながらスポーツができる場としてはどうか。用具は、現在村が保管しているニュースポーツ等が使用しているものを貸し出してもらい、地域でも楽しみながら健康づくりができると思うが、こんな点についてお考えがあるか、お聞きをしたいと思います。

まず、よろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 松澤議員から何点か御質問いただきましたけれども、私のほうから2点にわたって答弁をさせていただきたいと思います。

まず、4の人口、あるいは世帯増に取り組んでいる具体的な施策についてでございますけれども、私どもは、前々から定住促進の応援補助金でありますとか、あるいは住宅新設の支

援、リフォームの補助、それから村営住宅、若者定住促進住宅、あるいは空き家バンク制度、こういったことを運営しております、移住、定住の環境の促進に努めております、数字的にも社会動態については、去年は残念ながら少しマイナスでしたけれども、一昨年、その前の年と二桁の増を見ているところでございます。

出産祝金、あるいは保育料の減免、延長保育、一時保育等の実施、それから福祉医療の補助、あるいは老人福祉、こういったことでやっておりますので、少し各課別に具体的なことを申し上げたいと思いますけれども、住民福祉課関係で言えば、これは本当に山ほどいいましょうか、たくさんやっております。

主なことを申し上げますと、出産祝金事業、おむつ用ごみ袋の支給事業、あるいは病児、病後の児童センターの運営事業の負担、子育て支援のゆりかご運営事業負担、それから通園、通所の事業の補助、子育てパスポート事業、妊娠出産包括支援事業、不妊不育の治療の補助金、新生児の児童母子相談、それから社協でありますけれども、両親、片親のない世帯への慰問、結婚相談、婚活イベント、長野県のマッチングシステムの登録。

それから建設農林課関係では、6次産業の推進、それから次世代農業ですね、担い手の確保、育成、それから良好な森林環境の保全、これもそういうこともなろうかと思えます。

それから、教育委員会関係では、「村の子供は村で育てる」、こういったことを合い言葉に、地域の方、あるいは関係する、連携している大学を含めた多くの方々に子育てに関わっていただきまして、社会力の育成を目指しているところでございます。また、保小中一貫教育を行いまして子育てのフォーラム、あるいは、この年の活動を検証しているところでございます。去年は、キッズあおきを誘致するなどインクルーシブ教育の充実にも努めて、県内外から高い評価を受けております。御案内のと通りの奨学金も、大変大きくこれに寄与しているというふうに思っております。子育てするなら青木村、これは村内だけで言うわけではなくて、村外の方からもこういった評価をいただいております。

あるいは、千曲バス運賃低減事業等も、あるいは公園事業もそれに関わるかというふうに思っております。

それから、御質問いただきました8、住民憩いの場の提供について答弁をさせていただきたいと思えます。

住民の皆さんの憩いの場の必要性については、私もよく承知しております。1つ、この御質問の中にありました老人センターの大広間の閉鎖について、少し説明をさせていただきたいと思えますが、決してこれは、閉鎖をしているわけではございません。先日のもったいな

い市も、この場を活用してやっていただいております。

最近、老人の皆さん、我々もそうですけれども、やっぱり畳の上より椅子がいいということで、いろいろな事業が、この大広間でやっていたのが文化会館の講堂のほうに、高齢者クラブの総会とかそういうものが向こうに移ってしまっているのです、少し寂しくなったということでもあります。

この休憩室については、旧食堂、あるいはトレーニング室を充てて、これに代わって使っていただいておりますし、どうしても人数が多い場合には、和室もさらに寄与していただいております。ですから、食堂には給湯器を備えまして、湯茶の接待も自動的ではございますけれどもやっていただいております。

御質問のありました講習会、発表会、健康体操教室なども、ぜひ、ここを使っただければ、管理している指定管理者であります社会福祉協議会では、決してこれを閉じているわけではございませんので、ぜひ活用していただければと思います。

それから、次の御質問にも関係しますけれども、各地区の公民館でも使っただきたいと思っておりますし、それから、この社会福祉協議会の敷地の中に多目的ホールというのがあります、これは避難者の受入れを兼ねてはいますけれども、多目的ということでもありますので、文化会館の教室が、どうしても部屋がいっぱいの場合にはここも使っただいておりますので、こういったことを活用していただきまして、御質問の憩いの場に活用していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

〔総務企画課長兼事業推進室長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 私のほうからは、御質問いただきました1番目の質問と2番目の御質問について御答弁を申し上げたいと思います。

まず、1番目の御質問、青木村の1月31日現在の世帯数と人口はということでございますけれども、住民基本台帳、いわゆる住民票を置いていらっしゃる方ですけれども、こちらにつきましては、1月末で4,317人、世帯数は1,732戸でございました。

5年前ですか、平成27年の国勢調査の人口が4,343人だったわけなんですけれども、その人口を基に転入、転出、あるいは出生、死亡等を差引きした数字では、これはちょっと昨年10月の数字になりますけれども、4,128人、世帯数でいくと1,528戸というような数値になっております。

2つ目の御質問の青木村振興計画に基づく目標設定に対する自然増、社会増の動向はという御質問でございましたけれども、御質問の趣旨は、地方創生の総合戦略を策定した際に併せて立てました人口ビジョンに対して、どうかというような御趣旨かと思えます。

この辺のところ、平成27年から直近の5年間を見てみますと、5年のトータルになりますけれども暦年でカウントしています。社会増減は41名の増でございました。上小4市町村でございますけれども、社会増だったのは上田市と青木村のみでございました。一方、自然増減でございますけれども、こちらは279名の減ということで、予想以上に亡くなられていく方のスピードが速まっているといえますか、出生人口につきましても目標人口に達していないような状況から、その目標に対しては若干下回っているような状況で推移しております。

しかしながら、先ほどから村長も申し上げましたけれども、各種政策の影響もあるのか、社会増の傾向というのは続いております。出生者数も、平成28年は11人だったわけですが、29年は20人、30年は23人、令和元年といえますか1月から12月ですけれども、今年32人ということで増加傾向にございます。

そんなようなことも含めまして、継続的なこういった各種施策の実施、また、これから国道143号のバイパスの開通など、期待される部分があるかと思えます。その辺も含めて今後の動向に、事業を引き続き継続して実施していくとともに、期待をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長兼商工観光移住係長 中沢道彦君 登壇〕

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 私のほうから、質問の3、5、6についてお答えをさせていただきます。

まず、質問3、U J I ターンの世帯の状況についてお答えいたします。

U J I ターンの世帯の把握につきましては、世帯構成員の出身地の確認という、ちょっと個人情報に係る部分もございますので、その全体を把握するというのが難しい面というのがございます。

ただ、村として、その数値の傾向ということをつかむに当たりまして、空き家情報登録制度、いわゆる空き家バンク制度でございます。その登録件数及びその成約件数をもちまして、移住の状況というものの把握に努めております。

まず、その状況につきましてでございますけれども、まず平成27年から令和元年の5か

年の中におきまして、まず全体で169件の空き家情報の登録件数がございます、うち移住に至った成約件数というものが50件。その内訳ですと、県内からが29件、県外からが21件という状況をつかんでいるところでございます。ちなみに、平成30年度の実績だけで申しますと、39件の登録に対して14件の成約がございました。

続きまして、質問の5、空き家の管理についてお答えさせていただきます。

平成30年3月に策定いたしました青木村の空家等対策計画におきましては、管理よりも、即座に除去が求められる程度まで問題が顕在化した特定空家候補、また、活用不可、雑物件などを対処に、空き家対策の6つの方策というものの一つとして、方策の5、空き家等の更地、利活用の促進を示してございます。

議員御指摘のとおり、立地のよい場所にある空き家の更地化というものは新築につながります。周辺の住環境の向上にもつながります。ただ、その一方、更地にしても宅地の利用につながらない場合というものもございますので、今後、固定資産税の減免などの措置も含めまして、更地に係る多様な費用の支援制度についての研究は進めたいと考えております。

続きまして、質問の6についてでございます。

空き家の対策につきまして。

村では、先ほど申した平成30年3月の青木村空家等対策計画を策定し、空き家の、その当時で230戸につきまして周辺の状況をデータ化し、状況に応じてデータの更新をしているところでございます。

こちらにつきまして、また青木村の空家等対策計画では、先ほど申した6つの方策について空き家対策を進めている状況でございます。

まず、方策の1つ、特定空家等の除去及び方策の5、空き家等の更地化、利活用の促進については、現在、支援制度を研究中でございます。それは先ほど申したとおりでございます。

方策の2、空き家等の適切な維持管理促進につきましては、計画で策定いたしました空き家台帳がございまして、これを基本にいたしまして、区長会などから情報提供をお願いしております。そして、新たな情報収集や更新に努めているところでございます。

方策の3、空き家等の発生予防についてでございます。

これにつきましては、村の固定資産税納付書の送付の際に、実は、空き家バンク制度の案内というものを常に併せて送付させていただいております、制度の周知を通じることで、その発生予防、空き家の発生予防に努めてございます。

方策の5、空き家等の賃貸、売却の促進につきましては、これはもう、引き続き空き家バ

バンク制度を活用いたしまして、賃貸、売却の促進に努めます。その実績につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

方策の6、古民家的な価値を生かした多面的活用の促進でございます。

確かに、空き家バンクの登録の方の中には、古民家を利用し、またそれを活用した民泊などを運営したいというような希望をされる方もいる状況でございますけれども、実は、マッチングになかなか問題があって、成約に至らない事例というのもございますので、こちらといたしましてもマッチングに引き続き努めまして、その推進を図りたいということを考えております。

私のほうは以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 多田治由君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、私からは、5番の若干補足をさせていただきたいと思うんですが、空き家の管理等についての中で、住宅の宅地課税の関係、一定期間、現行の課税対象から外して、減免課税等の対策が取れないかという点について御質問でしたが、そちらについて回答を申し上げたいと思います。

空き家を取り壊した際の関係ですけれども、現行の制度の中では宅地の課税につきまして、住宅、建物を建てることによりまして、課税額を200平米までについては6分の1、それを超えるものについては3分の1に軽減するという措置がございます。宅地の課税標準の特例というものでございますけれども、建物を取り壊すことによってその措置が外れることによりまして、最大でいきますと6倍になるということでございます。

そちらの減免措置の実施状況でございますが、県内についてはちょっと確認できなかったんですけれども、全国的には例がございまして、私のほうで分かった中では、鳴門市なんかでいきますと、老朽空き家を取り壊した際についての減免ということで、約10年間ですね、減免措置を行っている例がございます。

それとはまた別になりますけれども、解体する費用についての減免を行っているところについては結構例がございまして、長野県内でも長野市、岡谷市、飯山市、箕輪町、辰野町等で実施をしております。

青木村としての考え方でございますが、都市部と違いまして山間部については、宅地であっても更地にしても宅地としての利用が望めない場合もございますので、こういった措置をしたからといって効果が即出るかどうかは疑問な部分もございます。

ただ、そのような場合につきましては、課税評価の現況主義というものがございますので、そういった観点から、更地になったからといって、必ずしも宅地の軽減措置を受けない宅地として課税することが適当でない場合もございますので、周囲の状況等総合的に判断して適切な課税に努めてまいりたいと思います。

それから、そういった取組につきましては、安心・安全、それから景観保護等についても効果があると考えられますので、青木村の中でこういったものが一番効果的か考えながら、これから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

〔保育園長 若林喜信君 登壇〕

○保育園長（若林喜信君） それでは、質問の7、幼児教育無償化について御説明させていただきます。

給食費、副食費の軽減についてですけれども、青木村保育園につきましても、昨年10月から保育料の無償化に伴いまして、3歳から就学前の児童の保育料を無償化させていただきました。

御質問のとおり副食費は御負担いただいておりますが、国から示されている指針の中でも、副食費は無償化の対象外とされています。副食費につきましては軽減措置ということで、第二子半額免除、それから第三子は全額免除、また、住民税非課税世帯につきましても全額免除とさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 私のほうからは、質問9の地域でできる健康づくりについてお答え申し上げたいと思います。

議員の御質問のように、現在は100歳時代の到来と言われる時代になりまして、それぞれが健康で豊かな生活をどう築いていくかが大きな問題だと認識しているところであります。

青木村でも、公民館活動の一環として、誰もが楽しめるニュースポーツ祭や運動会を春と秋に実施しておりまして、健康的な生活づくりのお手伝いをしております。中でも、囲碁ボール、ペタンクなどのニュースポーツは、年齢に関係なく楽しめるものであるので、地域の活性化のためには有効な活動あると考えております。

近年は、ニュースポーツの楽しさが次第に村内に浸透してまいりまして、本年度ですけれ

ども、有志の方たちが教育委員会から囲碁ボールとグラウンドゴルフを借り出して、楽しんでもらったという実績ができたところでもあります。現在、教育委員会で保有している用具は、グラウンドゴルフ、ドッジビー、ペタンク、囲碁ボールなど数種類ございますので、地区や有志の方が積極的に活用してもらうことは、大変にありがたいことだと思っています。

教育委員会としても、育成会ですとか主事会等で呼びかけを行っていきまして、一層の進展を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

私のほうからも、日本一住みたい村づくりの計画実現に努力されているところでもありますけれども、2040年は超高齢化社会の対応や、それから若い世代の移住、定住から出産、育児、保育、また、今も説明ありましたが医療、教育等に至るまで、魅力ある村づくりに一層の努力をお願いしたいと思います。

それでは、2番目に質問をさせていただきます。

2020年東京オリンピック及びパラリンピックの取組についてであります。

2020年東京オリンピックは、令和2年7月24日から8月9日まで17日間、日本の東京を中心に開催される予定の夏季オリンピック。東京での五輪開催は、夏季、冬季通じると、冬季開催となった1998年の長野オリンピック以来22年ぶり4回目に当たります。2020年夏季オリンピックでは、33競技339種目が実施されるそうであります。

また、障害者スポーツの祭典であります東京パラリンピックも、1964年以来、同都市が2度開催されるのは初めてで、22競技537種目で、金メダル20個を目標にしているそうであります。

既に、中心会場となる国立競技場も完成し、各競技の入場整理券等の抽せんも行われております。また、開催までも120日を大きく割り込む開催が迫っているわけであります。

長野県では、聖火リレーの実施日は4月2日、3日となっておりますが、聖火ランナーも発表されました。また、参加国と地域の相互交流を図るホストタウン等の活動も行われているわけであります。

そこで、質問をさせていただきたいと思っております。

現在、国・県から村に呼びかけられていること。

それからもう一点、現在取り組んでいることがあれば教えていただきたいと思います。よ

ろしく願います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 今回の予算にも計上させていただきましたが、パラリンピック聖火フェスティバルということで、県のほうから要請が出てきております。

予定は8月14日金曜日、午前中、場所は役場の1階ロビー、内容といたしましては、聖火を、障害、それから高齢福祉関係者、村関係者の手渡しにより、役場正面玄関入り口付近からロビー展示場まで運んでいただき、その後、セレモニーと記念撮影を行い、終了後は自由に展示見学していただくという、そういう予定でございます。式典用ののぼり旗、それから横断幕等、これら予算では計上しているところでございます。

8月13日に上田市のともしび博物館で、そこで採火した聖火を分けていただきまして、14日に青木村に、その後、その聖火を今度は長和町のほうに運んで、最後は上田市。県下全体で、長野市で1つにして東京のほうにそれを持っていくというスケジュールでございます。

今後、内容につきましては、県の障がい者支援課、その他関係者と協議して進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ここには載っていないですけども、小・中学校で取り組んでいるようなことはあるんでしょうか。もし、お答えできたらお願いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 具体的にパラリンピックについて、小・中学校で今取り組んでいるというのは聞いてはおりません。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

コロナウイルスの突然の発生等で、開催も危ぶまれるという昨今でありますけれども、子供たちに未来の希望を与える大きな祭典でありますので、私も成功を祈る一人でありますけれども、ぜひ大きく広めてみんなで応援をしていきたいと、こんなふうに思います。

大きな3点目についてお伺いしたいと思います。

急速に進む地球温暖化、世界の平均気温は、100年当たり約0.73度Cの割合で上昇しているそうであります。特に、1990年代半ば以降、高温の年が多くなっていると言われております。その原因は、私たち人間の活動に由来する温室効果ガスの増加によるものであり、世

界的にも問題になっているわけであります。昨今ではプラスチック問題など、買物にはマイバッグ持参が始まっております。

また、今、私たちにできることは、温暖化を防止するための行動を起こすこと、また、一人一人が日頃の暮らし方を見直し、二酸化炭素など、温室効果ガスの排出削減に向けた行動の実践だと思っております。長野県でも節電、省エネルギーの県民運動、信州省エネ大作戦を年2回展開し、住宅の省エネ化や電力需要の削減などを推進しております。

昨今、SDGsの地球上の「誰一人取り残さない」社会のために行動することを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものを国連が2030年までに実現を目指す目標のことで、目標は、貧困、教育、エネルギー、気候変動など17項目が決まっております。

こうした中、12月県議会でも、台風19号、あるいは昨今の災害等を踏まえて、県では気象非常事態宣言を発表し、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する決意をいたしました。

ここで、お聞きをしたいと思います。

青木村が取り組んでいかなければならない行動計画はあるのか。また、重点項目としていくことはありますか。また、既に取り組んでいることがあれば、お伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 青木村では、炭素排出量実質ゼロ、もしくは、温暖化防止に向けた、そういった行動計画自体はございません。

村民の活動による炭素の排出量と山林、田畑等で吸収する炭素量の差引き、そういったものの試算等も、まだ実際には行われておりません。青木村の中で実質ゼロになっているのかどうか、そこら辺からまず調査をしなければ、なかなか計画には進めないというふうを考えているところでございます。

また、県のほうでは、地球温暖化防止県民計画というものを策定いたしました。実質ゼロを目指す、中長期的取組を開始しているところでございますが、県民計画と整合の取れた村の計画である必要もございます。

重点項目といたしましては、今、行動計画に沿った一連のものということではなく、個別に必要性、有効性を判断し、実施しているところでございます。焼却ごみの減量化、資源ごみの活用、ごみの堆肥化、3R活動の呼びかけ等、そのほかにも太陽光等再生可能エネルギ

一の推進、炭素の固定化を進める森林の整備、省エネの呼びかけ、低炭素排出自動車の普及等、役場全庁挙げて取り組んでいるところでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 以上で私の質問終わりますけれども、今後もぜひ、いろんな部門で取り組んでいただいて、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 3番、松澤正登議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時55分ということでお願いいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 小 林 和 雄 君

○議長（宮下壽章君） 8番、小林和雄議員の登壇を願います。

小林議員。

〔8番 小林和雄君 登壇〕

○8番（小林和雄君） 8番、小林和雄です。

通告に基づいて、2点について質問いたします。

1番目の、公立・公的病院の再編統合と地域医療について、一括方式で質問いたします。

厚生労働省が、自治体などが運営する公立病院や日本赤十字病院、済生会、JA厚生連が運営する公的病院を分析し、再編統合の議論が必要だとして、全体の3割に上る全国で424病院を昨年9月末に公表しました。

ほとんどが地方の中小病院です。救急、手術実績などを基に、機械的に一律基準で分析したため、各地での説明会の開催に追い込まれております。

厚生労働省がリストを公表した場合は、昨年9月26日の地域医療構想に関するワーキング

グループ、座長は尾形裕也九州大学名誉教授であります。第24回会議で、高度急性期、もしくは急性期の病床を持つ公立・公的医療機関等1,455病院中424病院、29.1%ですが、再編統合など、2025年の地域医療構想を踏まえた具体的対応方針の再検証をする対象であるとのことで、その病院名を公表しました。

その内容については、厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループは、9月26日、高度急性期・急性期を担う全国1,455の公立・公的病院の診療実績を分析した結果、再編統合の再検証を424病院に要請することを決めた。昨年10月中に、都道府県に通知した地域医療構想調整会議で再検証を行い、来年9月末までに結論を出すことを求めている。9月のワーキンググループで了承した判定基準に基づき424病院を選定した。公立病院が257、公的病院が167、うち民間の地域医療支援病院は17である。

判定基準は、1番として、9領域全てで診療実績が特に少ない。内訳は、がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期、災害、僻地、研修派遣機能。2番として、6領域全てで類似した機能の病院が自動車で20分以内の距離にある。内訳は、がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期のいずれかに該当した病院である。

ただし、人口100万人以上の構想区域は病院の競合関係が複雑であるため、分析結果を示しつつ、今回は再検証の要請対象とすることを見送った。

9領域全てで診療実績が少ないことの分析では、構想区域の人口規模が診療実績数に影響を与えるため、100万人以上、また50万人以上100万人未満、また20万人以上50万人未満、また10万人以上20万人未満、また10万人未満に分類した。それぞれの人口区分によらず、各項目の診療実績の分布の下位33パーセント値を、診療実績が特に少ないとみなす。9領域全てが下位33パーセント値だと再検証対象病院となる。

6領域全てで類似した機能の病院が自動車で20分以内の距離にあることの分析では、類似の実績として集約型と横並び型を考える。

集約型は、単独または少数の病院が、構想区域の診療実績の大部分を担っている場合である。上位33.3%の病院が、構想区域内の50%を超える診療実績のシェアを持っている構想区域が大半を占めていることが今回の分析で分かった。上位グループと下位グループで明確な差があり、下位グループは類似の実績の病院とする。

横並び型は、上位グループの中に下位との差がない病院がある場合である。上位グループに含まれる病院でも、下位グループの中で最も診療実績の高い病院との差が1.5倍以内であれば、類似の実績の病院とする。

類似の実績に該当し、かつお互いの所在地が近接している場合に再検証対象病院となる。近接は、自動車での移動時間が20分以内の距離とした。20分以上に設定し、一方の病院の1つの機能を廃止してしまうと、対応可能な病院まで40分以上かかることになり、救急搬送の平均時間である40分を超えてしまうため、20分以内とした。

このような方法で、424の公立・公的病院が再検証の対象とされた。再検証というのは、地域医療構想調整会議で合意した内容をもう一度見直すということである。公立・公的病院の改革プランを踏まえた合意では、公立の病床数はほぼ変わらず、公的病院の病床数は逆に増える結果となった。

高度急性期・急性期から回復期・慢性期への増床転換を計画している公立・公的病院も少なくなかった。このため、今回の分析結果を基に、もう一度病院の将来役割などを考えてもらう。

ただし、同ワーキンググループでは、今回の分析結果が病院の統廃合やダウンサイジング、ダウンサイジングというのは規模を縮小することです。機能分化など、機械的に決めるものではないことを確認した。

今回の分析だけでは判定できない診療領域や地域の実情を踏まえながら、調整会議での議論を活性化させることを目的としている。また、厚生労働省は、ダウンサイジングや統廃合が必要であれば、必要な支援等を行うとの考えを示した。

以上が厚生労働省の考え方であります。

長野県では、44病院のうち15病院が公表されました。そのうち東信管内では、川西赤十字病院、佐久穂町立千曲病院、長野県厚生連佐久総合病院小海分院、東御市民病院、国保依田窪病院、長野県厚生連鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院が再編統合のリストに上がりました。

厚生労働省が公表した全国424病院は各地で波紋を広げています。公立・公的病院のうち、再編統合の議論が必要として名指しされた424病院について、各地で病院がなくなるのではないかというような、地域住民の不安な声が報道されています。

その後、厚生労働省が各地で実施した意見交換会では、病院長や首長などから、「余りに地域の実情を踏まえないやり方ではないか」、「もっと丁寧な議論を重ねて公表すべきだったのではないか」、「病院への就職内定者の辞退など、既に風評被害が出ている現状に対して猛省してほしい」といった声が相次いでおります。

今回の事態は、地域医療構想の実現を急ぎ、公的医療費抑制を進める政策が招いたもので

す。地域での議論を踏まえての進め方ではなく、国が地方に対して一定の方向性を指示し、誘導する内容と言えます。しかも、その再編統合の方向性を示す根拠としているデータは、客観性を装いつつも地域の実態を反映しないものとなっています。算出根拠となるものが公表されていないため、反証できない非科学的なデータによって地域での住民の暮らしが脅かされている事態となっております。

青森県では、2022年の新病院スタートを目指した自治体立の弘前市民病院と国立病院機構弘前病院の再編統合、これは両方の病院合わせて700床ぐらいの病院であります。これを142床にダウンサイジングした新中核病院では、統合までの間に、給与等の待遇悪化を懸念して、看護師等の退職が続出しているとのことです。

過疎地では、公的・公立病院の再編統合で、なくなる病院の代替可能性がある病院はほとんどないのが現状です。自分の病院が名指しされるか不安であり、廃止される病院とみなされて、地域の医師や看護師の働き手がますます減るという悪循環に陥っております。

次に、上小地域の医師会や病院院長で構成する上小医療圏地域医療構想調整会議ですが、池田正憲会長で委員が23名おりますが、1月7日に第3回調整会議を上田市で開催し、県が今年度中に策定する医師確保計画などの素案の検討を行いました。

計画は来年度からの4年間で、目標医師数を2018年時点の318人から44人増の362人とするもので、上小地域は、厚生労働省が公表した医師偏在指標で医師少数区域となっているとのことであります。県医師確保対策室は、目標達成のための施策として、県内に勤務する医師の確保や医師養成体制の充実、地域偏在対策や診療科偏在対策、医師の働き方改革への対応などに取り組むこととしたとしております。

次に、特に公の再編ばかり持ち出した格好のため、全国の病院は約8,000か所あるが70%は民間病院です。民間病院にむやみに介入するわけにもいかないため、公立病院など、手をつけやすいところから進める形で、医療提供体制にゆがみを広げることにならないか、民間病院と併せて地域の医療体制の在り方を検討するべきだというふうに思います。

次に、再編・統合のリストに入った県厚生連佐久総合病院小海分院、南佐久郡小海町にあります。対象から外した存続を求める意見書を、小海町以南の南佐久郡5町村で、唯一、入院施設を備えた病院で、再編・統合は医療体制の崩壊や人口流出、過疎化につながるなどと指摘し、南佐久郡北相木村議会、南相木村議会、小海町議会、川上村議会、南牧村議会、佐久穂町議会では、相次いで存続を求める意見書を全会一致で可決し、安倍晋三首相や阿部知事等に送っております。

このように、地域医療は、今、重要な局面に立っていると云えます。

そこで順次質問いたします。

最初に、厚生労働省が公表した公立・公的病院の再編統合について、村長はどのようにお考えかお聞かせください。

2番目に、上小地域の国保依田窪病院、厚生連三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院が再編統合のリストに上がったが、これらの病院は、青木村からも少なくない人が通院、入院されていますが、この状況についてはどのようにお考えかお聞かせください。

3番目に、上田地域広域連合ではどのような対応をされているのか。また、住所がある長和町、上田市はどのような対応をされているのか、お聞かせください。

4番目に、上小医療圏地域医療構想調整会議では、4年間で医師数を318人から362人の44人増の目標としているが、厚生労働省の病院の再編と矛盾すると思いますが、どのように考えるのかお聞かせください。

5番目に、公立・公的病院と民間病院併せて、地域の医療体制を検討すべきだと思いますが、どうお考えかお聞かせください。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 今、小林議員から御質問ありました。順次答弁申し上げたいと思います。

質問の最後に、小林議員のほうから、地域医療、今、重要な時期だというふうに御質問がありました、御発言がありましたけれども、まさしく、今そういう時期だというふうに思っております。

1点目でございますが、2019年9月26日、全国の424病院の再編検討を、厚生労働省は全国のリストを公表いたしました。御質問にあったとおりでございます。診療実績が少なく、非効率的な医療を招いているといたしまして、ベッド数でありますとか医療機関の縮小などを含む再編を、地域で検討するよう公表したわけでございます。

新聞にもありましたり、今、広域の中でも、あるいは直接関係する、担当する首長さんからも話がありましたけれども、現場知らずで地方の切捨てではないかと。患者さんが不安を抱いている、医師の内定も辞退と、今御質問があったとおりでありますけれども、この地域で名前の上がったこの病院は、地域に密着した、地域になくてはならない特徴のある診療科目のある病院、それぞれでございます。

私どもの、上田小県医療体制につきましては、平成31年2月に厚労省が公表いたしました医師の偏在指標の中で、暫定値でございますけれども、この圏域では、全国で335の医療圏中284位と低迷しておりまして、医師不足が大変顕著でございます。あと100人を超えないと、長野県の平均値にならないというデータもございます。

県内でも医師数の極めて少ない地域には、このような状況を踏まえまして、公立病院は再編の議論、あるいは、地域における基本的な公的医療機関としての地域医療の確保のための重要な役割を果たしているため、これを設定しまして丁寧な議論を進めている、あるいは進めてほしいと思っております。

2点目、3点目の御質問についてでございますけれども、東御の市民病院、依田窪市民病院、2つの管理者は、それぞれ正副連合長会議のメンバーでもございます。危機感を持った会議としているわけでございますけれども、今のところ、上田地域広域連合として統一した行動、このことについて取るという状況にはございません。

それは、1つ、三才山病院との関係、あるいは東御統合、鹿教湯と三才山の統合、それから、その一部を東御の市民病院に持ってくる、こういったちょっと複雑なこと。あるいは医師会との関係があるわけございまして、そういうような背景の中で、余りこの2つについての議論は進んでおりません。

三才山病院を閉院いたしまして、鹿教湯病院への一部機能を統合させることになったわけございまして、その一部、東御市民病院を持っているということが、関係者の中で合意が得られなかったという実態が1つではございます。

もう一方、データによりますと、この地域は、ベッド数はあるんだけど、医師の頭数が絶対的に不足しているという状況でございます。

病院の統合の件は、広域圏のおおのの病院経営の理念とか方針とか、そして、一番は地元医師会との関係、複雑な問題が内蔵されておりますので、広域連合としましては、各市町村のこの件につきましては対応をお願いするとして、この件についての統一ということは、今のところ議論になっておりません。

それから、4点目の御質問でございますけれども、繰り返しになりますけれども、この地域はベッド数は充足しておりますけれども、医師数、頭数は不足しているということで、令和2年1月7日、2020年度から4年間の医師の確保計画を盛り込みました上田小県地域の医師数について、2018年の時点の318人から44人増の362人とする目標を県は立てました。

県内10の二次医療圏、広域圏でありますけれども、上小地域については、木曾、上伊那、

北信の3地域とともに、全国の二次医療圏のうち、医師数の少数区域と指定されたところがございます。この目標達成のために、大学の医学部への地元出身者の推薦の枠の依頼だとか要請だとかをしておりますけれども、ある医師はこれについて、医師の頭数も重要だが、病院規模に応じどんな医師を充足させるか、これも大変重要だというふうに言っておられます。

この目標達成のために、医師の確保についてでありますけれども、医師の医療体制の充実、地域偏在対策、それから診療科目の偏在対策、それから医師の働き方改革への対応について、これは全国レベルの話でありますけれども、そんなことを要請することとしております。特に、上田小県地域については、産科と小児科における医師確保が大変重要だということも、それぞれのところで言われております。

広域連合とすれば、今議会でもお願いしておりますけれども、東信医療センターに研修、それから研究資金の貸与、あるいは専門医の確保について財政的な支援をしているところがございます。

この医師の確保につきまして、要望書を広域連合として作成し、知事に直接お願いに行こう。知事、副知事、担当部長に行こうということで広域連合では決まっております、1月の広域連合の正副連合長会議で文案まで決まり、日程もほぼ決まっていたんですが、御案内のとおり新型コロナウイルス対策で知事の日程が調整できずに、昨日の広域連合の会議では、4月にしてくれという県からの要請があったということでございます。

その文案をちょっと御紹介いたしますけれども、その文案です。

本年1月17日から2月17日まで実施された医師確保計画・外来医療計画（案）のパブリックコメント募集に当たって示された医師確保計画（案）によると、上小地域は、医師偏在指標で、全国の医療圏の中でも下位の3分の1に位置する医師少数区域とされました。

また、同計画に盛り込む上小医療圏の医師目標については、令和5年度までに、平成30年時点よりも44人多い362人とする案が示されました。

上小医療圏では、年々増える緊急搬送患者に対しまして、緊急指定病院である信州上田医療センターや病院群の輪番制病院での受入れが限界を超えつつあるなど、医師確保による地域医療の充実は急務となっております。ということで、迅速かつ実効性のある取組をお願いしたいという陳情書を、4月になりますけれども、出す予定になっております。

それから、もう一つ、医療の中の会議の中で見識のある、ある先生がこういうふうに言っております。今、上小医療圏の最大の問題は、やはり医師不足だと思うと。この医師偏在表を見てもそうなので、人口20万のところ、医師をあと百数十人連れてこない、長野県の

平均にすらならないということをごさいます、ぜひ、この医師の偏在の確保について緊急を要するというごさいます。

この問題点とすると、医療経営の悪化、病院経営の変化、全国的な医師不足とスタッフの流動化、高齢化に伴う将来的な患者増、インフルエンザ、あるいはコロナなど危機管理体制、こういったことが問題点でありまして、解決方法といたしましては、医師・医療を生かしたネットワークの強化、そういった分野への対応、地域医療を担う医師等の確保、こういうことが言われているところごさいます。

それから、5点目の公的病院と民間病院と併せて、地域の医療体制の検討をすべきについて答弁させていただきたいと思ひますけれども、これもやはり、一緒にこれは、民間とか私立とかということではなくて、地域としては、一体的に考えていくべき課題だというふうに捉えております。

これも、先ほど申し上げましたような問題点と解決方法があるわけでありましてけれども、その分野別に予防する保健所だとか医療機関だとか、あるいは行政、それから急性期の病院、それから回復期のリハを担当する病院、それから介護施設、こういった一連の流れの中でこれが必要だと議論し、必要な数、ベッド数、医師数を確保していくと、こういうことが今議論されておりますし、そういう方向でいろいろなことが動いております。

以上ごさいます。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） ありがとうございます。

長野県の中で、一番、上小地域が医療の薄いところだそうす。そういった点で、ぜひ今言われた、村長が、また県のほうにも行くということごさいますけれども、陳情されるということごさいますけれども、上田地域広域連合でも、ぜひ力を入れて進めていっていただきたいというふうに思ひます。答弁はよろしいです、いいです。

それでは、次の質問に移りますが、青木診療所の今後の方針について、一問一答方式で質問いたします。

青木診療所では、小川原秀太郎先生なつてから、平成30年度、31年度、令和元年度の2年間で、青木診療所整備事業として、新しく超音波診断装置、据置き型用エックス線診断装置、診断用エックス線画像装置等で951万9,000円、また、建物の改修で1,674万円、令和元年度の事業では、自動血球計数C R P測定装置が324万円、電子カルテシステムが264万6,000円、レセプト点検S Wが30万2,000円、ヘモグロビン分析装置が37万8,000円、また、

建物の改修工事が診察内工事を含めて1,630万8,000円で、医療機器等の整備及び建物の改修工事が、2年間で4,913万4,000円の診療所の整備事業であります。

これでも現在の開業医が診察できる最低必要な医療機器だというふうに思います。これから今後どのような医療を青木診療所に望むのか、村の考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村診療所の存続を、故小川原辰雄先生がしっかりと決めていただいたこの先生の熱き思いに改めて感謝をしております。本当に無医村にならなくてよかったというふうに思います。

どんな診療所についてでございますけれども、一次、二次、三次とこういった医療圏があるわけですが、この診療所は第一次ということでもありますので、小川原辰雄先生が行っていたように、早期の診断とか早期の治療についてを特にお願いし、専門的なことが必要になりましたら、これも診療所が必要なところに、おのおの見合った機関に紹介していただく、そういった診療所を望んでおります。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、村民の要望もある胃等の内視鏡についてでございますが、ふだんの維持管理等が大変だとのことでもあります、内視鏡を入れた場合です。

また、上水道の水道管が相当傷んでいて、現状での導入は難しいようですが、村での内視鏡導入についてはどのようにお考えか伺います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 内視鏡は当初、秀太郎先生がやりたいということで、その勉強も大分されたというふうに伺っております。

内視鏡をやるには少し部屋の改修等を、今言われましたような設備の改修も必要とのことでもありますけれども、秀太郎先生ともこの件は話すんですけども、村の需要が、あるいは診療所に対する需要がどれくらいあるのか、まだ見えないので、スタッフもそろえなければならぬような状況の中で、少しそれを今考えているということでもございました。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、村民の中は、小川原秀太郎先生に来ていただければ無医村になってしまう、この青木村に来ていただけるのは大変うれしいということですが、今、先生は長野から新幹線に乗って、上田から車で診療所まで通っていますが、急患の場合等、村内に住んでいれば安心ですので、村で住宅を造ったらどうかとの声もありますが、この点に

つきましては、先生の奥さんも医師ですので、最終的にはどの方面への医療に進むのか、また、それによって勤務地も変わってくるので、住宅地を決めるのはまだ先のことだそうですが、村ではこのことについてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 秀太郎先生が赴任していただくときに、辰雄先生含めていろいろお話をさせていただき、当面、村営住宅でもということで村営住宅も見てもらったり、奥さんに見ていただくように見取図までお渡ししました。

それから、家を建ててほしいということで、数か所の住宅を建てる候補地なども、秀太郎先生に御案内をさせていただきましたけれども、その後、お二人がいろいろ先々のことのお考えがあって、ちょっと今そのことは中断しております。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、先生自身がもっと勉強をしたいので、前任の小川原辰雄先生がけがをされて診療ができなかったときに、丸子中央病院から、先生が何日か応援に来ていただきましたが、そのようにできれば、日にちを空けて勉強する時間が持てると思いますが、これも先生の考え方と併せて考えていく必要があると思いますが、村としてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 秀太郎先生、それから奥さんは、まだまだ医師として高度な医療の習得をしたいという、大変志の高いお考えと行動をお持ちでございます。

今、御質問にありましたように、もし、そういうようなことがあれば、先生は穴を空けることなく代理の方をお願いしていくという考えだそうですけれども、今すぐそういうようなことを実行することはないそうですけれども、まだまだ私も勉強不足で、もっと高度医療、あるいは専門の医療について習得するような努力をしていきたいというお話は何っております。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、今後の医療機器の整備についてですが、できれば聴力と視力の検査機器の導入ができればよいとのことですが、先生も最終的には総合診療医を目指しているようですが、機器の導入も含めてどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 秀太郎先生が来られるとき、6,800万円と記憶しておりますけれども、

村議会の皆さんに基金を御承認いただきまして、それを使いまして、先ほど御質問あったようないろいろな整備をさせていただいております。

御質問いただきました、今、聴力、視力については、先生は、取りあえず機器はあるんだけれども、相当古いので、新しいものがあればありがたいんだけれどもということで、そんなに額は張るものでないというふうに承知しておりますので、また先生と相談させていただきたいと思います。

基金がありますので、もし必要でしたらそれを使わせていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、診療所がリニューアルしたことに併せて、往診についても実施していますが、村内でも知らない人が大勢いるので、広報等で特集を組んで、青木診療所のことについて知らせたらどうかというふうに思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） リニューアル含め、あるいはいろいろ最新の機器を含め、村民の方になかなか知っていただく機会がないものですから、広報紙を使ってPRさせていただいたりしております。お客さんといいましょうか、患者さんもそれぞれに増えているというふうに聞いております。

往診なんですけれども、往診をすれば、診療所での診察時間が少なくなるという相反するところがありまして、余りPRして、診療所を空けることについては先生も非常に慎重ですけれども、必要があれば、空いていれば、往診については受けられますよということで、今、既に何人かされておられるようです。

それを余りPRすることが診療所の全体にとって、あるいは村民全体にとってどうかというのがありますので、そこは少し需要と供給といいましょうか、診療所の今の関係等々考えながら、また慎重に先生が判断されるかなというふうに思います。先生、積極的にPRしますかということには、うーん、いかななものかというお話でございました。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 最後に、小川原先生の今後の医療方針について、先生もどのようにやってもらいたいのか、議員も含めて皆さんの意見をお聞きしたいとのことでありますので、できれば、そのような場を設定したらどうかと思いますが、やり方については、まだどういうふうにやるということでございませませんが、そのような方法については考えていきたいと思いますが、どんなふうですか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先生も赴任されたばかりでして、先ほどの内視鏡含めて、本当にどう
いう需要がどのくらいあるだろうかというようなところも含めて、全体にわたって青木村診
療所、あるいは小川原秀太郎先生に求められているものというのが、まだ自分でもよく見え
ない部分もあるんですよというような感じでございました。

ですから、議員さんに限らず村民の皆さんが、いろいろなところで先生こうだ、こうして
ほしいとか、そういうような場があれば先生もいいかと思えますけれども、改めて議員さん
と先生がということではなくて、懇親会の席などで言ってもらおうとか、そのようなことでど
うかなというようなことが先生のお考えでございました。

先生は、本当にこの診療所へ来て、辰雄先生のやってきたことを取りあえず踏襲して、新
しい自分の診療所の在り方、村民の皆さんが望む青木村診療所の在り方について、本当に真
摯にお考えでございます。自分も悩んでいるといいましようか、大きな課題としてやってい
るので、それぞれ個別で結構ですから御意見いただければというふうに思っております。

いずれにいたしましても、診療所が村民にとりまして、身近な医療機関として活動してい
ただきたいというふうに思っております。

○8番（小林和雄君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 8番、小林和雄議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 本 悟 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、10番、山本議員の登壇を願います。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） こんにちは。議席番号10番、山本です。

さきに通告いたしました2点について、一問一答方式にて、村長、課長、担当者に伺いま
す。

本質問については、自分がベストのときにすべきであります。昨年秋、10月23日に小
脳内出血になってしまいました。急性期は過ぎたとはいえ、回復期、あるいはリハビリの時
期であります。迷った挙句質問をいたします。分からない点は、2度、3度お聞きいただき

たいと思います。なお、言葉足らずはお許しいただきたいと思います。

それでは、ゆっくりとしゃべらせていただきます。

第1点目は、今回の災害から学び得たもの、2番といたしまして、防災士の資格取得についての2点です。

第1点目ですが、災害とはということなのですが、私の中では、今回の台風15号及び19号を指していますが、気象庁は、本年2月19日、台風15号及び19号をそれぞれ令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風と名づけました。命名基準は、損壊家屋が1,000棟以上、あるいは浸水家屋、これが ですが1万戸以上、あるいは相当の人的被害と定めています。

本災害について村長は、会期始めの冒頭の挨拶、あるいは区長会等で表明していますが、あえてお伺いいたします。

質問に先立ちまして、さきの災害において亡くなられた方、あるいは被害を受けた方に対して、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、具体的に村長にお伺いをいたします。

災害は忘れた頃にやってくると言われております。先ほど、同僚議員の松澤議員さんのほうから地球温暖化のお話もございました。一番の原因は、地球の温暖化ではないかと言われておりますが、村長はいかがお考えでしょうか、伺います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 山本議員が大変治療に専念されて、リハビリの効果もあって、よかったなというふうに思っております。

災害は忘れた頃にやってくる、寺田寅彦の言葉だったかと記憶しておりますが、今は忘れてなくてもやってくるわけでありまして。昨年、一昨年、その前になりますか、観測史上初めて、東北と北海道に直接台風が上陸しました。そういう遠因があったんだろうと思ひまして、長野県も19号は御案内のとおりになりました。

地球の温暖化、まさしくそう言われておりまして、今、今年の冬もそうですけれども、温暖化は、本当に私ども実感している状況であります。

今回の19号台風の検証はいろいろな学者がしておりますけれども、台風の前に、湿度100%の雨雲が長時間広範囲に滞留した。それが雨となって落ち、そして台風によってさらにとということが原因だという、どうもそれが正確な今回の台風の大きな原因、あるいは地球温暖化でこうなったと言われております。

松澤議員からも御質問ありましたけれども、一人一人ができることをし、地球温暖化を防

ぐ、そしてそれが、災害防災率が上がるということは、大変大事なことだというふうに思っております。

また、災害は毎年起こるという前提で、情報伝達の方法、避難所の運営、それから自助、公助、共助の在り方、被災箇所の早期復旧・復興、防災・減災対策、こういったことをしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 2020年度予算に反映したものの、これから杳掛議員の予算のお話にもあろうかと思いますが、村長、今年度で特に頭に立てたもの等がございましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 災害復旧につきましては12月議会等々でお願いして、かなりの、ハードの復旧費は盛り込んでいただいております。

今回、主なものを申し上げますと、青木村の地域防災計画の見直し、あるいは地域防災組織の構築などを目的とした委員会をつくりまして、防災実施計画に着手しております。また、各地区にも住民参加をいただきまして、地区の防災マップの策定をお願いしております。

それから、予算の中で、避難所となります役場庁舎の空調設備の更新について、それから非常用電源機器の更新についてもお願いしております。それから、消防団、本当に消防団の方、よくやっていただきました。難燃性の活動服の購入をお願いしておりますし、それから避難所の空調設備3か所のお願いをしております。それから、防災行政無線のデジタル化をお願いしております。

それから、農業関係でありますけれども、農業用水利施設の長寿命化計画の策定の委託費をお願いしておりますし、それから河川の改良費として、杳掛、琴山川の整備工事もお願いしております。

小さいのは、まだほかにありますけれども、来年度予算につきましてもこういったことをお願いし、防災・減災対策をしまいたいと、あるいは復旧をしまいたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ダブっている点もあろうかと思いますが、さきの信毎アンケートに村長はお答えになりました。

その中で、各市長村長は、防災訓練・教室など、防災意識の向上を挙げた首長さんが多か

ったように記憶していますが、ダブらない範囲でお答えをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 信毎の記事です。私も答えた中の一人でございます、おおむね、各市町村、被害に対していろいろな教訓を受けて、それぞれ地域に合った、実情に合った復旧・復興を目指しております。

私どもは、青木村では、特にハード、ソフトの部分で、ソフトの部分で申し上げます、やはり自助、公助、共助がありますけれども、特に自助と公助、特に公助の部分が少し強化しなければならないというふうに思っております。

19号台風のとき、各地区にはそれぞれ対応の違いはありましたけれども、しっかり共助をやっていたところもありますし、そういう共助が必要だ、あるいは、こういうことをやってほしいということをちゃんと明文化したもの、あるいは、地元の皆さんが共有した情報を持っていくということが必要でありますので、私のアンケートの中ではそういった視点でお答えをさせていただいております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今も共助のお話ございましたけれども、今後の、災害そのものはどうしようもない部分があるんですけれども、被害をできるだけ少なくするために、村長は何か考えておられることがあったら、短い言葉で結構ですけれどもお答えをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3.11、まさしく3.11、本日はそうですけれども、岩手には「てんでんこ」という言葉がありまして、てんでんこ、で地震が来たら、とにかく自分で自分の命、守るために、山の上に、高台に逃げないさいという言葉があるそうでございまして、それがずっと昔から今の子供たちに至るまで伝承されていることでございます。

そのてんでんこで、3.11のときに、東日本大震災のときに助かった人も何人もいるというふうに言われておりますので、この自助を、共助とともに自助の在り方、一人一人、自分の命は自分で守ってほしいと。

例えば、今まで3日間、地震の際などは、自分の水とか食料などと言われたんですけれども、最近では5日間というふうに言われ始めております。そういった共助とともに自助の在り方、当然、公助、役場がそういうことはいたしますけれども、そういったことも、今後、自主防災組織も含めてしっかり村民の皆さんと対話し、お願いし、情報共有をしてみたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 2問目に移らせていただきます。

防災士の資格取得についてですが、防災士とは端的に言うと、防災士は平成15年に創設され、約2,000の方が資格を取られました。これは、あくまでも民間資格でございまして、特に権利とか、あと義務はありません。では、資格取得についてお伺いをしてまいります。

端的に申し上げますと、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者という堅い表現になりますけれども、優しく、柔らかく言うと、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場所で防災力を高めるため、十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人ということになるかと思います。

取る方法、資格取得方法につきましては、一般的な方法、これは講習を受け、あるいは試験を受ける方法ですが、そうではなくて、現役でもいいんですが、消防署員だとか警察官であったという場合も、現役、OBを問わず、特例制度があるようでございます。

後に、課長、あるいは担当者にも伺いたいんですが、昨年度の予算書、あるいは今年度の予算書にもありますけれども、37ページの負担金補助及び交付金の中で、005安全運転管理者協会小支部負担金1万5,000円とあるように、村営バスを初めとする役場内の事故防止が目的かと思われれます。このことについて、また後で、課長なり担当者なりにお伺いします。

それから、私ごとで大変恐縮ですが、バス、それからタクシー、ハイヤー、トラックと、国土交通省の許可を得た業者がおります。その中で事故防止を目的といたしまして、1日、あるいは1週間、あるいは年間等の実働時間や運転時間、拘束時間、これは荷待ち、客待ち等でございますが、しております。当社として、貨物自動車運送事業法にのっとりまして、運行管理者資格を取得した者に、本当に少しですが手当を出しています。これは、各運転者が事故防止に一生懸命、自分の気持ちを するという意味で出しているわけなんです、そんな意味で、国家資格である運行管理者資格を受験させたり、あるいは資格を取った者にこれを出しております。私ごとで大変恐縮です。

今、例を挙げたというのは、村なりがバス安全運転管理者、あるいは、私どもが運行管理者資格云々ということによって、少しでも事故が減ればいいなというふうに思ったから、あえて例として挙げましたのでお聞きいただきたいと思っております。

それでは、具体的にお伺いしてまいります。

長野県内では、伊那市さん、小諸市さん、箕輪町さん等が先進地で、住民はもとより、役場、あるいは市役所の職員等に資格を取っていただいております。本村の状況、あるいは隣

接する上田市、長和町、あるいは筑北村等の状況はいかがかお伺いをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） ただいまの御質問の防災士の近隣の状況ということでございますけれども、この管内についてですけれども、上田市については、市というよりは上田市の防災士等連絡協議会というのがございまして、そちらで活動をされているそうです。

それから、長和町さんについては現在3名程度ということでございますけれども、今のところ、制度として確立はしてございませぬけれども、今、上程しているところで、職員向け、あるいは希望者に向けての補助等も行っていく予定であるということでお聞きしてございます。

それから、東御市さんにつきましては、人数についてはちょっと定かではありませんが、十数名の方が取得を現在しているということでありまして、消防団のOB等を中心に取得されているということでございます。それから、東御市さん、市のほうからの補助は今のところ、ないということになります。

それから、筑北村については、現在そういった補助制度もないということになります。

青木村につきましても、補助制度はございませぬが、消防団のOBの方等で数名の方が取得はされているようでございます。

先ほどお話ありました先進地の伊那市、小諸市の関係でございまして、伊那市さんにつきましては、平成24年に補助要綱を制定しまして、1年に大体数名程度の募集のようでございますが補助をしてございます。ただ、取得するときの条件に、長野県の自主防災アドバイザーとして登録することというようなことが条件になっているようでございます。

それから、小諸市さんにつきましては、阪神・淡路大震災を機に、市長さんのほうの公約として防災士の育成を掲げておりまして、平成20年に大規模な講習会等を開催して、100名を超える方が登録をされているということになります。また、補助制度についても整備がされておりまして、交付をしているという状況であります。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 上田市さんの状況をもう一度、何名か、もし分かりましたらお願いします。

○議長（宮下壽章君） 多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 市のほうではやっておりませ

るので、人数については把握してございません。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村長にお伺いしますが、当村として設ける考えは、1人3万円とか4万円と頭を決めてある例もありますし、年間5人とか6人と決めればそれほどの金額ではないんですが、果たしてどのくらいの方が取りたいとおっしゃるか分かりませんが、もしその辺、基本的な考えがございましたら、お答えお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 台風とか地震とか自然災害に対して、先ほど言いましたように自助、公助、共助、こういったことを、これから村民の皆さんとかんかんがくがくとやっていきたいというふうに思っています。

この中には、民間企業も入っておりますし、消防団にも大いに活躍してもらいたいと。やっぱり防災意識を高めてもらうということが、一番大事だということだと思っております。

御質問の防災士につきましては、ただいま答弁させていただきましたように、防災の講演会とか図上訓練だとか避難所訓練のリーダー役とかいろいろ期待できますので、特に消防団を経験した人、幹部になった人には、一定のもう少し緩和措置もあるようでありますので、そういった方々にまずはお勧めして、活動していただきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 課長、何かありましたら、お答えいただければ、何かお答えはいいですか。

じゃ、当村の村長のお考えも聞きましたので、災害はいつやってくるか分かりませんが、多くの方が資格を持っていることによって、被害そのものは食い止められなくても、最低限に抑えることができるかと思えます。今後とも長い目で見ていただいて、災害防止に努めてほしいと思えます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は1時ちょうどということをお願いいたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開しますが、本日は、3.11東日本大震災の日でもございます。発生時刻14時46分、一般質問中でございますけれども、途中で中断いただきまして、黙禱をささげたいと存じます。そのとき質問されている方いらっしゃると思いますが、御承知いただき、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

◇ 沓掛計三君

○議長（宮下壽章君） 6番、沓掛計三議員の登壇を願います。

沓掛議員。

〔6番 沓掛計三君 登壇〕

○6番（沓掛計三君） 6番、沓掛計三でございます。

一般質問について、令和2年度の予算についてということで御質問させていただきます。

それでは、私のほうから質問の趣旨等、お願い申し上げます。

北村村長さんにおかれましては、戦後3人目の村長として務めてこられました。宮原栄吉村長、宮原毅村長、北村政夫村長、私も各村長それぞれの下でそれぞれ務めさせていただきました。各村長、それぞれ特徴ある行政運営で、自立した青木村を守ってこられたことについては、本当に感謝申し上げます。

そして、少し早いかもしれないですが、北村村長が就任して2期目終了の本格的予算になったかと今回は思います。この2期の間、今まで困難だった事業に着手、また、道半ばではあると思いますが、いろいろな実績を積んでまいりました。

来年度は改選期になるため、来年度予算は暫定予算になるのではないかと考えられます。そのため、今年度予算が2期終了の本格的予算になると思いますので、いろいろところでどんな気持ちで予算編成をかけたのかということをお聞きできればと思います。

また、青木村は財政規模の小さい団体の割合にしては、村外に発信する大きな事業に着手、実施完了した事業もありますが、今後、継続していかなければならない事業も多くあります。行政については絶えず継続していますので完結というものはございませんけれども、今後の実施事業や運営経費等、財政面からについての課題について、今年度もかなり苦慮している

かと思えます。そんなことについてお聞きできればと思えます。

また、今後進めている事業に対する今後の予算措置等の在り方について、私の思い当たる事項等について、その考えについて村長にお答え願えればと思えます。

私の考える思い当たる事業でございますけれども、一番は、143号の改良事業等が着手になっております。そのほかに、今回は企業誘致ということで、トップセールスということで村長も進めております。

そのほかに、今度は図書館関係、特に図書館関係についてはいろいろな工事、資料とか、そういうものが詰まってきております。また、今回は五島慶太の記念館等、施設もまとまっていく中で、これから経常経費がかなりかかってくるのかなと考えた中で、今後の関係についてお聞きできればと思えます。

また、少子高齢化対策、これはもう全国的な問題ですので、これについても、特に青木村についてはどのように考えていっているのか。

あと防災対策、昨年度の災害等、青木村、幸いにして人災等なかったわけですが、これはもう、これからの温暖化の中では、ある程度覚悟していかなくちゃいけない事業かなということで、前にも一般質問の中にもありましたもので、またそこら辺のところをよろしくをお願いします。

それと、国保の運営等、医療費事業でございます。高齢化の中で、どうしても社会保険から国保のほうへ移る方が多くなってくるといって、どうしてもその財源がかなり厳しくなってくるのではないかと思いますもので、これからの特に高齢化対策等で、国保運営等がこれからどのような状況で進んでいくのかということでございます。

そのほかに、上下水道施設等の老朽化等対策でございます。水道施設については、それぞれ結構事業を行っておりますけれども、下水道関係についての本管等がどこで漏水しているか、かなり漏水の部分もあるのかなという感じを持ってきております。既にでき上がってから、もう二十何年ですか、25年ぐらいたってきておりますもので、そこら辺のところ、これからどのような対応を取っていくのか、そのほか村長さんが気になる点等についてお答えできればと思えますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 杓掛計三議員の御質問に順次お答えしたいと思っております。

予算編成の考え方についてでございますが、ふるさと青木村がもっと輝き、日本一住みた

い村へ、そして、元気で豊かな村づくりを標榜し、重責であります村長をさせていただいてから7年が過ぎようとしております。私にとりましては、瞬く間に過ぎる時間の中で、村の課題解決や新しいチャレンジがなかなか進まない、もどかしさを感じる日々でもございます。

昨年秋の台風19号、それから、ただいま進行中であります新型コロナウイルスなど、村の歴史の中でも未曾有の対応、そして、言われて久しい超少子化高齢化など、精いっぱいやっても、努力しても、次から次へ発生する仕事が山積してありまして、そのような中で御質問のありました2期目の3年目の予算を組ませていただきました。

基本的な方針といたしましては、後期基本計画4年目に入ります。村の財政力が、県下の町村の中でも6割程度の実力しかないことの認識の下、村が真に担うべき事業を選択しまして、より質の高い行政サービスが提供できるよう、村の実現を目指しております。

今回は、台風19号の災害復旧・復興を優先して予算編成を行いますとともに、村民の皆さんの安全・安心な村づくりのためのハード面のみならず、ソフト面からも自然災害への取組を重視してまいりました。

そして、国・県から財政確保が確実な事業、村民の皆さんが将来に夢を持てる先々を見越した施策を、スピード感を持って、年々増える社会保障への対応を抱えながら、議会ははじめ村民の皆さんの声をよく反映いたしまして、将来を見据えまして、単に金額だけではなくて、内容が充実した予算編成に心がけてまいりました。国は、年度末の補正予算を毎年組みますので、私ども、15か月予算ありきというようなことで対応させていただいております。

住みたい村づくりの実現に向けまして、4つの重点プロジェクトを設けておりますけれども、こういったことを基本に予算編成をしてきたところでございます。

幾つかの事業の課題についてお話がありましたけれども、まず、その基本的なことにつきまして、答弁させていただきたいと思っております。

最も大きな課題の一つであります財政面でありますけれども、自主財源の確保は最優先でございます。村の財源の約4割が地方税に頼っておりますが、国は、基金残高の多い市町村、自治体は豊かだというような判断から、交付税のカットなど、あるいは補助金も強い思いが財務省にはあります。

そこで、財布の出を少なくして入りを多くするという考え方ではなくて、入りを多くするための投資が必要なら、一定の制度を持ちながら、人的な投資を含めまして、その考え方を踏襲してまいりたいと思っております。

少し先になりますが、村の人口が減少した際の村、いわゆる役場の運営、組織の維持につ

いてもこれも大きな課題であります。そうなったときには、仕事量が減るわけでもございません。その解決のために合併しない青木村にとって、広域行政の期待でありますとかAIを使った事務の効率化、民間企業、NPOの参画など、視野に今からしっかり入れた下準備をしまいらなければならないというふうに思っております。

幸い、村の財政力は低いものの、村の財政の健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率については、全く問題ない財政運営を行っております。これも、村民、議会の皆さん、あるいは先輩たちの御努力、支援があつてのことでございます。

そして、今、御質問にありましたような経常経費が増えていくということでもありますけれども、安倍内閣の大きな柱であります地方創生の第1期では、道の駅あおきの大改築、五島慶太未来創造館など、財政面で大変タイミングよく活用させていただきました。

地方創生の2期が始まりますそのテーマは、首都圏と地方を結ぶ関係人口の構築であります。五島慶太未来創造館を軸に、東急あるいは都市大など関係人口を増大させまして、村の発展に、軸につなげてまいりたいというふうに思っております。

事業の実施に向けましては、村民の負担、つまり村税を軽減するため、国の補助、交付金などの支援はもとより、民間企業、あるいは村民の皆さんからの支援など、積極的に受け入れられるような努力を今後もしてまいりたいと思っております。

143の改良事業につきましては、県におきまして事業着手をいたしました。企業誘致もなかなか今、新型コロナウイルスの関係で厳しい状況であります。用地買収も、なかなか了としない方もいらっしゃって苦勞をしております。そういったいつも言います農振除外のことも含みまして、積極的にやっていきたいと思っております。

図書館、五島慶太未来創造館等につきましても、村民の皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいと思ひますし、お金だけでは判断できないところもありますが、多くの事業を活用することによりまして、村の活性化に努めてまいりたいと思ひています。

少子高齢化対策でありますけれども、今いろいろなことを、施策をやっておりまして、先ほど、午前中の議員にも御質問、答弁させていただきましたけれども、少しずつ実績を上げているかなと思っております。

防災対策についてでありますけれども、これも先ほどの議員の御質問に答えさせていただきましたような、やっとな号台風の検証を受けて、自助、共助、公助を基本としてスタートさせていただいております。

国保医療費等でありますけれども、健康寿命の延伸を4つの5か年計画の柱といたしまして、医療費の削減に努めております。

上下水道等々、特に水道の老朽化、これからしなければならない、あるいは耐震をしなければならない状況でありますけれども、これも統合が終わり、新たな展開に入っております。これも、来るべき地震等々に備えた老朽管の対策を推進してまいりたいと思っております。

こういった大型公共施設のメンテナンス、改築、それからこれは直接ではありませんけれども、広域連合でやっておりますけれども、資源巡回施設の建設、加えまして産業振興、教育文化、安全・安心、環境保全、自治活動などの住民福祉の向上に、村の課題は山積しておりますけれども、関係の皆さんの御協力いただきまして、最大の努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） それでは、再質問2問ほどやらせていただきます。

まず、143号の改良工事ですけれども、村民から議会に対して、交通安全対策やトンネルの構造等に対する要望意見等が寄せられているわけですが、これに対して、国・県の考え方に対して、村長としてどのような対応をしていったらいいのか、そこら辺のところはどのように考えているのか、お聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おかげさまで、この事業は、思いのほか早く事業着手していただきまして、関係の皆さんに感謝をしておりますし、また、この推進について村も最大の応援、支援、協力をしていかなければならないというふうに思っております。

村民の皆さんからも環境保全、あるいは交通安全、あるいは構造について、いろいろ御要請をいただいておりますし、いただきつつあるわけですが、トンネルの断面は道路構造令というものによりまして、
は決定されております。

これとは別に、構造令で決まったということではなくて、村民の皆さんから、村民の方から強く御要望いただいておりますので、既に現地の事務所、上田の事務所ですが、県庁にもそれぞれお伝えし、今後の実施設計の中で検討していただけるようお願いをしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） もう一つ、よろしくお願いします。

企業誘致についてですけれども、私も農業者であり、仲間と8ヘクタールほど、受託組合で約50ヘクタールの転作田を含め耕作しております。

今回、企業誘致で農地が減ることについて一抹のちょっと不安もありますが、実際には、もう農業離れが進んでおり、その受皿として私ども頑張っているわけですけれども、農地の荒廃が顕著に見えてきております。対応等についても、私どもも苦慮しているところでございます。

そして、毎年の成人式ですか、今年はお出なかつたんですけれども、当初の村長の話でありましたけれども、お子さん方、村へ帰るといふ気持ちがあつても、まず働く場所がないというようない意見、これがなかなか聞こえてくるわけでございます。村として今やっている国道143のトンネル化とこの企業誘致については、今後の青木村が存続していくためにも実施すべき事業と考えております。

それぞれ住民にいろいろな御意見あると思ひますが、村のかじ取りとして、北村村長としての考え、再度お聞きできればと思ひますけれども、またよろしくお願ひします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 企業誘致につきましては、大変この7年間苦勞してまいりました。

大きな工場の跡地といひましようか、があるんですけれども、そこは実は少しは使っているんですけれども、そこに行って再開してくれるように、東京の本社まで行きましたり、本当に1,000平米単位の工場まで企業誘致お願ひに行ったり、いろいろやつてまいりました。今回、一部上場企業が前向きに検討していただいていることは大変ありがたく思つておりますし、これをぜひ実現させたいと強い思ひでござひます。

農業に関して、優良農地を潰すということでもありますけれども、やはり私は、農業をするには働く場が青木村にあつて土日農業をするという若い人たち、あるいは中年でもいいですけれども、そういうような状況をつくらないと、ますます青木村の農地は荒廃していくというふうに思ひますので、働く場をつくることによって、ほかの荒廃する農地予備軍につきましてもこれを保全していく、耕作していくということが出来るんじゃないかというふうに思つております。

そしてまた、荒廃にあります宮沢とハラとかこういふ地区につきましても、今、地権者の皆さんの意見をまとめて、民間の企業が、これを何か活用してくれないかというふうなことも、今、取り組んでいるところでござひます。機械化の組合の皆さんにも感謝しつつ、そんなことを今思つているところでござひます。

企業誘致について、実は大変円高でございます。今朝の新聞にもありましたように、豊田自動車は、1円円高になると年間400億違ってくるというようなことございまして、今、私どもがお願いしている企業は、ほとんどがヨーロッパ、北米への輸出でございます。そういったところから見ると、前々から、リーマンショック級のものがあればというようなことをお話しいただいております。新聞によれば、もうリーマンショックを超えたというような報道もありますので、そういう中で、今後、民間はいつも私言うんですけれども、げた履くまで分からないということを、ずっと今まで企業誘致してきた中で教えられてきましたし、実際、直前に壊れた話も実体験として経験しております。

ですから、新型コロナウイルスがどういうふうに、企業誘致の今、具体化しているのに影響するかというのは、大変もう本当に眠れないくらい頭を悩ませているといいましようか、苦慮しているところございまして、やるべきことはやっていきますけれども、企業誘致は、いつも議員の皆さんにお願いしておりますように、ウエルカムする姿勢が絶対大事でありまして、企業の皆さんは、ここが駄目ならほかにも幾らもあるわけでありまして、コロナ対策、コロナの状況を見ながらここを判断すると思っておりますけれども、私どもは企業誘致という姿勢をしっかり持ちながら、進出についてのお願いをいろいろな方策を取りながらしていく必要がありますし、毎日それに取り組んでいるところでございます。それぞれの立場での御協力をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） コロナウイルス等いろいろな諸問題起きていますけれども、これからの青木村、ぜひとも引っ張ってってもらえればと思います。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 6番、杓掛計三議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、2番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

今回は4点にわたって質問をいたします。

最初に、工場誘致に伴う受入準備について質問をいたします。

坂城町に本社のある竹内製作所に、青木村への工場進出を検討していただいていることが明らかになりました。村長初め、村行政の皆さんの御尽力に敬意を表します。

1月には、地権者、地元住民への説明会が行われましたが、この説明会の中でどのような質問や意見が出されたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 地権者説明会でございます。

1月24日夜と25日午前の2回に分けて開催しました。全地権者28名のうち26名の御参加をいただき、説明をさせていただきました。また、都合により御参加をいただかなかった2名の地権者の方へも、後日、説明会でお配りした書類をお送りした後に、電話で説明をさせていただき、地権者の皆さんからは、事業推進に対する賛同をいただいたところでございます。

説明会で出された質問でございますが、村民の雇用について、既設の用水路、排水路の付け替えについて、事業実施の確実性について、土地買取りに関する税金について、2回目の地権者説明会の開催時期、また令和2年は作付可能かについてなどの質問が出されました。

意見や要望については、景観に配慮にして造成のレベルを低くしてほしい、また、工場の出入口の場所については配慮してほしい、通学路になっている村道もあるため特に安全面に配慮してほしい、油等を使用するのであれば流出事故が起きないように環境保全に配慮してほしいといった意見等が出され、お答えさせていただいたところでございます。

また、当郷区民の皆さんを対象にした地元説明会は、本年1月25日に開催させていただきました。9名の御参加をいただきました。その中には、隣接する村松区の区長さんにも御出席をいただき、出された質問では、水路の取扱いについてと、企業誘致により国道143号の交通量が増えることが想定される中、安全確保のために、ふるさと公園と道の駅の横断に関して何か対応を考えているのかといった質問があり、お答えをさせていただきました。

お答えするに際しては、誘致している企業が正式に進出することが決まっていない現段階で、勝手にお話を申し上げることはできませんので、そうした事情も酌み取っていただきながら、特に安全や環境保全に関しては、企業進出が正式に決まりましたら、相手企業に対してきちんとした対応策を講じていただくよう、村としてお願いをしていきたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまの御答弁の内容と重複する部分が多々ありますが、私からも個別具体的に質問させていただきたいと思います。

まず、工場誘致に伴って減少する農地について伺います。

今回、当郷区岡石地区に予定されている工場誘致によって転用される農地面積5.2ヘクタールと伺っておりますが、例年この地域から収穫される農作物の品名、収量はどの程度でしょうか。また、減収となる生産量をどのような形で充足させるお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） ただいまの御質問です。

今回の予定事業に係る農地につきましては全34筆でございます。計4万7,294平方メートルの面積で、登記地目は田となっております。また、一部につきましては、駐車場として利用している土地もございます。現況が田のうちほとんどの農地は、担い手の方を中心に借り受けて営農していただいている状況でございます。

例年の作付でございますが、標準の反収を参考にさせていただく中で、作付面積は4万1,274平方メートルで、作付はお米が主なものでございまして、収量は約2万4,000キログラムでございます。

また、村としては、担い手の皆さんが耕作面積を減少させることがないよう、農地バンクの情報提供やJAファーム等関係機関と相談する中で、代替農地を提供できるような方策を、担い手の方と一緒に考えていきたいと思っております。また、地権者の中には、代替農地を希望される方がおりますので、希望する農地の確保についても、誠意を持って対応させていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今回の造成事業では大事な農地を売却いただいて行う事業となりますので、村として農業生産量を減少させることがないよう、県やJA、担い手など関係する皆さんと緊密に連絡しながら、いろいろな方法を検討して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 代替地を担い手の方には確保したいということでしたが、そのめどは立っているのでしょうか。

また、ただいま生産量が減らないようにというお話でしたが、代替地を確保しても、その

代替地を提供する方が耕作しないということになってくるので、全体として収量が減るのではないのかなというふうに思うところですが、その辺りはどのように確保していくのか。

デジタル農活信州の掲載データでは、青木村の水稲作付面積104ヘクタール、収量598トンというふうに掲載をしていますが、ただいま私のほうで5.2ヘクタールというふうに説明会等の資料を基に申し上げましたが、農地としては4.7、あるいは4.1というふうなお話も今あったところですが、5ヘクタールというように考えたときには5%ほどの農地がなくなるということで、そのまま対応すれば、米減産も5%というふうになるのかなと思うわけですが、その辺り減産にしないということですので、その辺の方策についてお話してください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、回答、ちょっと前後させてしまって申し訳ないんですが、当初議員さんおっしゃられました5.2ヘクタールというのは、恐らく導水路、あと畦畔も含めている全体の面積でございます。今回の耕作面積というのは作付面積を基準として考えさせていただいております。

こちらのほうで標準反収と出しているのは、県の農業再生協議会でございます10アール当たり585キロで算定をさせていただいておりますので、そのような見込みの計算となっております。

代替地ということで、代替地のお話の中でも検討しているわけでございますが、全て4.7ヘクタールにつきまして、できるかどうかというのも今検討している段階でございます。ただ、村の農地でも、ただ平らな農地で、遊休農地として活用している場所とか、そういうところもいろいろ今調査しているところがございますので、なるべく近づけるようにちゃんと努力はしたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 続いて、自然・生活環境の保全についてお伺いをします。

農地の工業地化によって、自然や生活環境への影響は避けて通れない課題です。環境への影響を最小限に抑えることが求められているかと思えます。

青木村における環境への影響を規制し、保全するための指針は何かお示してください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 指針ということではなくて、条例が幾つか村にございます。

環境保全に関する条例、美しい村づくり条例、水道水源条例、地下水保全条例、このようなものになるかと思えます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今のお答えでもありましたが、青木村環境保全に関する条例、ここにこだわって話をいたします。その第6条では、「村長は、規制基準及び開発基準を規則で定めるものとする」とうたわれています。ここで言う規則が、青木村例規集には見当たりません。例規集に載せていない理由は何でしょうか。また、ほかにも例規集に載せていない施行規則はあるのでしょうか。あるとすれば、その区分けはどのようにしているのかお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） こちらの施行規則でございますが、詳しい載せていない理由ということをはっきり定かではありませんが、当然掲載しなければならないものというふうに思っております。

ただし、施行規則の内容は、十分中身を精査した上で掲載するつもりでございますので、多少お時間いただけたらというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 例規集への規則の掲載について、今、住民福祉課長も答弁したとおり、明確な区分とかというのはないわけでございますけれども、数年前に例規の整理というのを全庁で行った経過がございます。その際に、それまで掲載のなかったものも含めて洗い出しを行ったところでありまして、それに併せて、ホームページ等での公開も始めたところがございます。

以降、現在については、規則についても、原則掲載をしているということでございますが、特に古いものといいますか、昔に制定されたものなんかについては、掲載がないものもちょっといまだにあるのかなというふうに見受けられております。

例規集に掲載があるかないかということが、その効力を決定づけるものではないんですけども、現在はホームページ上でも公開していることも踏まえまして、再度、各箇所を確認をして、掲載漏れ等があるかどうかについて改めて精査をして、順次対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） よろしくお願ひします。

例規集、もしくはホームページに載せていない施行規則、工場進出される企業が目にするのが困難かと思ひます。何人にも目にとどまるところに公表をしておくということが原則

であろうと思いますので、よろしく申し上げます。

さて、先ほどの青木村環境保全に関する条例施行規則には、汚水、廃液、騒音、悪臭、粉塵、ばい煙に関する規制基準が示されております。しかし、附則で、騒音並びに悪臭についての規制基準は、それぞれ「青木村が都市計画法の指定を受けた日」及び「騒音規制法に基づく地域指定を受けた日から施行する」とされています。

青木村は現在、都市計画法並びに騒音規制法に基づく地域指定を受けているのでしょうか。また、廃液についての規制基準は、「村長が別に定める日から施行する」とされています。村長が別に定める日とはいつだったのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 青木村では、都市計画法の指定は受けておりません。

また、騒音、それから悪臭についても地域指定は受けてはおりません。この文言につきましても、改めて精査をしていきたいというふうに思っております。

もう一つ、村長が定める日ということですが、本条例及び施行規則ができて以降、この規定に基づいて規制基準を適用した案件は確認できませんでした。ですので、いまだその日は定められていない形のままというふうに考えられます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまの御答弁によれば、青木村は、騒音、悪臭並びに廃液についての規制はされていないという形になるかなと思います。

この点について、ただいま、今後精査をしていきたいという御答弁を伺いましたので、ぜひともその方向でお願いをしたいと思います。

青木村環境保全に関する条例施行規則には、給水については規定されていませんが、この給水・排水についてはどのような形で規制されるのでしょうか。先ほど、その辺の条例もあるというふうに御答弁いただきましたが、青木村地下水保全条例第8条には地下水採取に係る許可基準が示され、その第5号では、「他の水源をもってその地下水に替えることが困難であると認められること」とあることから、給水源は地下水によらず村の簡易水道水によって供給されるものと考えますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

また、排水については、水質汚濁防止法第3条第2項により定められた許容限度以下に浄化された後、公共下水道によって排水されるものと理解してよろしいでしょうか、その辺をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 上下水についての御質問と理解しております。

まず、水道の関係でございますが、今、議員さんがおっしゃられましたように地下水保全条例もございます。それはやはり、基本的には青木村簡易水道がございますので、それを利用していただくというふうに考えております。

ただ、地下水保全条例もございますが、それに代わるものというような条文も、確かに議員さんのおっしゃられたとおりございまして、もし、必要な場合、企業によってどのようなものを使うのかちょっとまだ具体的にはございませんが、そうすれば、今度は地下水保全条例の条例にのっとって、対応の必要性が出るかなというふうに考えております。

また、排水につきましては、下水道、下水に流す場合につきましては、基本的には下水道法に基づいて水質の規制がされます。今回お話ありました水質汚濁防止法につきましては、特定施設を設置する工場または事業所から、河川や湖沼などの公共用水池へ出せる排水を規制してございます。事業所から公共下水道等に下水を流す場合の水質規制は、下水道法に基づいて規制されます。

なお、下水道法では、水質汚濁防止法と同様の基準を下水道排除基準として政令で定めておりますので、また、それによりまして対応させていただきたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 私の勉強不足の部分についても御指摘いただき、いろいろ教えていただいてありがとうございました。

次に、交通対策に関する質問をします。

今回の工場誘致予定地の南側道路並びにその南側の国道、いずれも通学路として使用することが認められた道路となっております。工場が始動すれば、通勤の車、材料や製品を搬出入する車等、出入りが激しくなることが必至です。

子供たちの通学の安全をどのように担保するお考えか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、議員さんおっしゃいましたとおり、企業が進出することによりまして、社員の方はもとより、関係業者等の通行車両の増加が想定されます。特に通勤時、あるいは帰宅時に、一時的に交通渋滞が起きるといようなことも懸念されるところでございます。さらに、トラックですとかトレーラーというような輸送車両が増加することによる交通事故のリスクが高まることも危惧されるところでございます。

こうした課題に対応するために、通勤車両のルート分散ですとかラッシュ時の交通誘導員の設置、あるいは将来的には信号機ですとか右折帯等の設置等についても、企業の進出が正式に決定しましたところで、通学路の安全確保に関しまして、相手企業側とはもちろん綿密に連携しながら、教育委員会、あるいは小学校、中学校、地域の皆さんとか関係の皆さんと丁寧な話し合いを行う上で、交通安全に対する万全な対応を取っていただくよう努めたいと。また、企業にも必要な事項については求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまお答えいただいた内容、何人にも危惧される部分かと思いますので、お互いにその辺について万全を期することができますよう、安全対策を施していただきたいというふうに思います。

さて、誘致による効果も期待をされるところです。とりわけ、法人税の増加が期待されますが、企業実績や坂城町における税収等から判断して、工場誘致によって法人税収入はどれくらい伸びると予想されてのことでしょうか。

また、工場用地の造成並びに道路拡幅等に費やされる費用がどれくらいなのか、どのような方法でそれを捻出するのか、費用対効果は十分なのか、その辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、何点か御質問いただきましたけれども、ぜひそういうことを検討する、悩む時期が早く来ればいいというふうに今思っております。

本当、先ほども12時のニュース見ました、今朝の7時も見ました。刻々と変わるヨーロッパと、それからアメリカですね、北米の状況を見て、本当に一憂一憂ばかりしております。

今、御質問いただいたこと、前の段階で質問していただいたこと、そして、今御質問いただいたことを早く、そんなことを具体的に検討するように、あるいはお互いにテーブルの上で議論するような日が来るように頑張りたいと思います。そんな状況であります。

それを前提に答弁させていただきますけれども、税収については、御案内のとおり、坂城町に聞いても、それから竹内に聞いても、それは企業秘密、あるいは守秘義務がありまして分からないわけであります。

企業誘致についてちょっと前段の話を、基本的な話をさせていただきたいと思っておりますけれども、優良企業の誘致は、長野県でも新聞等で御案内のとおり、各自治体血眼になって取り

組んでいるわけでありまして。県内でも、近隣の自治体でも、土地の造成費とかそういうものを割って分譲している、そういう。あるいは、県内にあるかどうか、国内にはたくさんあるんですけども無償で土地を貸している。そして、企業を誘致するということもたくさんあるわけでありまして。

税収で期待されるどんな税収があるかというのと、村で言うとな法人住民税、土地建物償却資産の固定資産税、こういったことがあるわけでありまして。それから、前々から言っております雇用の話、そして、あとは食堂等で農産物を使うとか、商店街での買物をするとか、観光、宿泊だとか、あとは下請だとか物流だとか村の産業全体の拡大、あるいは底上げになるというふうに思っております。

御質問いただきました法人税がどのくらいになるかというのは、とても出てくるのが決まっていないというだけではなくて、その内容がまだ、どういう工場が来るのか、どのくらいの人数が働くのか、まだそういうことを議論する場になっておりませんので、試算もできない状況でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 最後に、心配されるのは、誘致した企業の未来予想図です。

村内には、かつて誘致した企業が撤退してしまった場所もあります。同じ轍を踏まないためにどのような手だてをしておくのか。

青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱では、「事業を廃止する場合は、遅滞なく当該設備の撤去等適正な処理に努めなければならない」とうたい、撤去まで責任を持つことを求めています。同様の施策が考えられているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 撤退した大きな企業、殿戸の企業というふうに思いますけれども、そこは実は、パーツセンターとして活用していただいておりますし、税金も上下水道の使用料も納めていただいております。そして、車も毎日、台数は少ないんですけども出入りしておりますので、決して幽霊になって誰もいない、税金も納めていないという状況ではございません。

今、先ほど答弁しましたような状況の中で、相手に向かって、撤退するときどうしますかという、とてもそんな状況ではないんですけども、県内には、県外の資本のところも幾つか撤退しています。例えば、東御でも、地元の企業が買ったりしてやっておりますので、そういうようなことは、悩む時期が早く来るように努力したいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 工場誘致事業については、その効果を期待する声大きい一方で、田園や自然が失われることを危惧する声も聞かれます。

せっかく自然豊かな青木村に憧れて移住してきたのに残念だ、こういった移住者の声も何人かからお聞きをしております。そうした声にも十分に耳を傾け、自然や景観を極力傷つけないよう配慮しながら事業を展開していただくよう要望し、1点目の質問を終わります。

2点目、会計年度任用職員制度発足を前にということで質問いたします。

最初に、本村における正規職員と非正規職員の構成比率を教えてください。また、この構成比率、他の自治体と比べてどのような位置にいるのか、お答え願います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 正規採用職員と非正規の構成比率ということでございます。

昨年4月4日付の朝日新聞におきまして、一部その割合についてが記載されておまして、その中で本村は、全国で8番目に非正規職員の割合が多い自治体ということで紙面に掲載されたところでございます。

この記事によりますと、4年に1回行われる調査に基づいて、地方自治総合研究所が独自に集計した結果ということで、全国の93の自治体で、非常勤や臨時採用の職員が5割を超えたという内容の記事でございました。

この記事を受けまして、私どものほうも改めて調査の内容について精査をしたところでございます。そうしましたところ、調査の対象とならない職員、例えば社協の職員ですとか、1週間当たりの勤務時間が19時間25分未満の職員、こちらは対象外だったのですけれども、これらも含めて回答していたというようなことが分かりました。この部分を整理して、もう一度計算し直したところの割合が54%というような形になりました。

総務省から公表されている資料では、構成割合の順位づけというのはされていないわけですが、さきの新聞記事の50%を超える93の自治体の中には入るのかなというふうに認識をしております。

しかし、規模の小さい市町村でございます。そもそも正規職員の数が少ないというようなこともございますので、1人変わるだけで、この辺の数字が大きく変わってくるかなというふうな理解はしてございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま御紹介いただいた昨年4月4日付、朝日新聞の掲載記事ですが、私もこれを見て大変驚きました。

今お答えいただいたように、全国1,741自治体あると思いますが、その中の8番目という形で、58.4%が非正規だということで、これを見た村民の中でも、青木村はこんな状態なのかということを実際にびっくりした方からも声が寄せられました。

それにしても、54%、半数以上が非正規であるという実態については確認をしておきたいというふうに思います。

さて、次に、その正規職員と非正規職員の職責の違いについて御説明いただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） これまで、一般職の非常勤職員の任用については制度が曖昧な部分がございます、一般職であれば課せられる守秘義務ですとか、サービスの規律等が課せられないものが存在していたというようなことがございました。その辺を国も問題意識として捉えて、このたびの会計年度任用職員の移行というような形になっているかと思えます。

したがって、4月以降の会計年度任用職員については、サービス規律が適用されてくるというようなことの中で、自治体で働く者としての責任と申しますか、そういう責任を持って働いていただくというようなことについては、正規職員とも何ら変わるものはないというふうに理解をしているところでございますが、しかしながら、組織の中で働くということになりますと、村長を先頭に課長、また係長、主査、主任というような職務の級やその担う内容によって、責任の度合いは当然変わってくるものというふうに理解しております。

国のほうでも、非常勤の職を占める職員は、任期の定めのない常勤職員とは、職務の内容や責任の程度は異なる設定とすべきとしておりまして、担っていただく職務の内容、それが定型的なものなのか補助的なものなのか、あるいは資格に基づく職なのかなどにより度合いは変わってくると思いますが、正規の職員の担うべき責任の度合いとは異なるものというふうに理解をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） サービス規定が適用されるということで、正規職員と責任上、分限、その他については同等になるということであり、仕事内容等については変わるところがあるかもしれませんが、同じ公務員という形の取扱いということになってくるかと思えます。

その会計年度任用職員ですが、その待遇・労働条件についてお聞きをしたいと思います。

職員の休暇制度に的を絞りたいと思いますが、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条では、「職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする」と規定されております。これらの休暇は有給でしょうか、無給でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 職員の休暇につきましては、今お話にも出てまいりましたが年次休暇、それから療養休暇、特別休暇については有給の扱いでございます。介護休暇、介護時間及び組合休暇については無給ということになって、これは国家公務員に準じて給与条例で定められているところでございます。

ただし、介護休暇については、民間被用者においては、雇用保険により介護休業給付が実施されていることを踏まえて、地方公務員共済組合制度において、介護休業手当金というのが支給されることになっておるところでございます。

一方、会計年度任用職員については、年次休暇については有給でございますけれども、療養休暇は無給ですが傷病手当が支給されるというようなこと。また、労働組合法に規定されております公民権の行使ですとか、婚姻、忌引、夏季休暇、住居等の滅失等、また災害等による出勤困難、退勤途上危険回避については有給ということになります。一方で、骨髄等ドナーですとか、産前産後、育児時間給、介護、短期介護等については無給ということになっているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今お答えいただきましたことが、本議会の第3号議案の青木村会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則、そういった中で5条1項で示されている部分かというふうに思うわけですが、今お答えいただきましたように、正規職員は有給である例えば療養休暇については、会計年度任用職員については無給であるというふうなことです。これを正規と会計年度と差別化している理由というのはあるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、総務省が示しておりますマニュアルに沿って、全国の自治体において制度が整備されているところでございます。

総務省の会計年度任用職員の休暇の考え方なんですけれども、新地方公務員法24条第4項の規定により、正規職員との休暇のバランスというよりも、国の非常勤職員、国が抱えて

いる非常勤職員と、あるいは他の地方公共団体の職員との均衡という観点で休暇を設定されておりまして、この点において、正規職員との相違が生じているものというふうに認識をしているところでございます。

総務省では、自治体において、自治体の条例でその独自の休暇を設けることは可能だと言っているんですけども、それは地方公務員法上、国及び他の自治体の職員との均衡を失しないよう、適当な考慮が払われなければならないというようなことを言うておりまして、自治体の自主的、自立的な取組として、その合理性が認められるかというようなところの判断が必要になってくるということになっているわけです。

このマニュアルに沿って、我々も国と何度も、こんな制度でやっていきますけれどもどうですかというやりとりをしているんですけども、そこで必ず違うことをやろうとすると、その合理的な根拠は何ですかというようなことを問われて帰ってくるというようなことが多々あったわけでございます。

そんなことを加味して、独自にその休暇体系を整えるということは、現状では困難な状況だというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 国とのやりとりの中で、いろんな御努力いただいていたということも認識するところです。

ともあれ、正規職員と会計年度任用職員においては、そうした点一つ取り上げてみても、差があるということは事実かというふうに思うところであります。

さて、これまで青木村嘱託職員等就業規則第20条に、雇用保険・健康保険について、村は必要な手続を取ると規定されておりましたが、会計年度任用職員については、これらの保険に関する規定はどこでうたわれることになるのでしょうか。また、非正規職員は、これまでどのような保険に加入していたのか、会計年度任用職員は今度どのような保険に加入することになるのか、御説明いただきたいと思います。

併せて、副業の是非についても御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 保険の関係でございます。

職員については、市町村共済組合法に基づきまして、職員となった日から組合員の資格を取得することになります。一方で非常勤の職員は、雇用保険法と労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき、適用事業所となる村が強制適用を受けるということになります。非

常勤の方に雇用保険や社会保険に加入していただくことに、強制適用を受けて加入していただくことになるということになります。

会計年度任用職員の条例や規則の制定に当たっては、総務省から示されたモデル、例規を参考に各自治体で整備しているものと思われませんが、これらの保険は強制保険ということでもありまして、そのため、条例や規則で特段の定めがないというふうに理解しているところがございます。

また、これまでの保険と今後の保険ということもございますけれども、今までの非正規職員につきましては、雇用保険と社会保険の要件、週20時間以上勤務、継続して1年以上の勤務が見込まれること、また月額8万8,000円以上で学生でないというような要件を満たす場合は社会保険に加入していただいております。

また、令和2年度からの会計年度任用職員につきましては、従来と同様に、社会保険と雇用保険に加入していただくこととなりますが、令和2年度にフルタイムとして勤務した方が、令和3年度に再度任用されることになった場合は、今度は市町村職員共済組合に加入することになるという仕組みになっております。

また、副業の是非ということもございますけれども、会計年度任用職員には、地方公務員上のサービスに関する各規定が今度適用されるということもございます。そのため、地方公務員法38条において営利企業への従事の制限が定められており、会計年度任用職員にも適用されますが、パートタイムの会計年度任用職員には適用されないという旨が追加されたところがございます。

パートタイムの会計年度任用職員については勤務時間が限られており、極めて短い時間のみ公務に従事する場合もあり得るということ。また、これらの職員の生活の安定、多様な働く機会の確保のためにも柔軟な対応が必要である等のことから、一律に制限はしないということとされたものでございます。

しかしながら、職務専念の義務ですとか信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用されますので、サービスの公正の確保をする観点から、報告を求める等の対応は必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほど、会計年度任用職員、療養休暇、無給だという御説明の中で、傷病手当の支給の対象というようなこととお話があったかと思っておりますけれども、この点について、給料の3分の2ほどが傷病手当ということで支給されるというふうに考えてよろしい

のか。

また、併せて、休暇中の保険料の支払いはどうか、その辺についても教えてください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 療養休暇をした場合ということでございますが、おおむね議員さんが今おっしゃったとおりでございます。

社会保険に加入の会計年度任用職員の場合は、支給開始日以前の継続した1年間の標準報酬月額平均の30分の1の3分の2が、1日当たりの支給額という形として計算されてきます。それを、その請求月の勤務すべき日数を乗じて給付されるという形になります。

また、会計年度任用職員として1年以上勤務した場合においては、市町村共済組合に加入することができる、加入するものということでお話をさせていただきましたが、その場合は若干その計算の方法が変わりまして、標準報酬月額の22分の1の3分の2を、その日数に乗じて出た額というような形になってまいります。

休業中の保険料については、現状、我々正規の職員もそうなんですけれども、休業中も個人負担分についてはお支払いいただくということになっているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） これまで、非正規職員が会計年度任用職員に任用替えさせることに伴ってのことについて話をしてまいりましたが、給料面で多少プラスとなる面があるものの、一方で、分限懲戒条例が適用されるというようなこともあり、職責が増すというふうな状況になってくると思います。

昨年9月議会でも申し上げましたが、会計年度任用職員制度、安価な賃金で、行き届かない労働条件によって正規職員並みの業務を課すことを合法化する、そういった制度であるというふうに思うところであります。

一般的に、非正規職員は身分が不安定なために、新たな冒険の仕事、アイデアを出し、生き生きとした仕事をするのが困難であり、ゆえに人材が十分活用されず、非正規職員の多い職場は閉鎖的、保守的にならざるを得ないというふうに言われております。

青木村がそうだとはいけません。しかし、青木村の現在の非正規職員構成比54%というふうにお聞きをしましたが、かなり高いということについてですが、保育園に至っては7割が非正規職員、さらに言えば非正規職員の8割が女性、こうした点にも着目しなければならないだろうというふうに思います。女性の地位向上、ジェンダーフリーという観点からも検討すべき課題があるのではないのでしょうか。

昨年秋の台風19号被災直後、その対応について、正規職員四十数名の青木村では、精いっぱい対応だったというふうに村長もおっしゃっていらっしゃいました。そうした意味からも会計年度任用職員の比率を抑え、正規職員比率を高めるべきと思いますが、今後の職員採用方針について村長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 職員の、今回の会計年度任用職員について、今までよりは、嘱託臨時の職員の待遇改善の一つの方向ができたかなというふうに、私も日頃思っていた悩みが、少しずつ解決しつつあるなというふうに思っております。

それから、職員の数の話なんですけれども、決して職員の数が、合計の話なんですけれども、多いことは悪いことじゃなくて、住民のサービスに直結している。例えば、小・中学校の村費でお願いしている先生ですね、これは、ほかの市町村よりは大分手厚いというふうに聞いております。

それから、もう一つ、保育園でありました、小学校でもありますけれども、アレルギーの子供さんたちの給食をどうするか。数年前に重症の方、あるいは数が多くなった、これをどうしようか。そのときに調べてみましたら、周辺の大きな市等は自分で持ってきてください、その部分は自分で持ってきてくださいと、こういうところが多いというふうに私どもも調べました。私どもはそれに加えて、それではいかんと。皆と同じようなものを食べられるようにしようということで、給食の職員を増やしました。

というようなことで、トータルの話ですけれども、そういうような住民サービスに、この数というのは直結しているというふうに思っております。

それから、御質問の職員の数を増やしていくということでもありますけれども、私が就任以来、保育士とか保健師とか、こういった専門職を含めて増員に努めてまいりました。

今後、職員の採用数については、公務員としての責務だとか責任感だとかそれぞれあるんですけれども、もう一方では、やっぱり人口が減っていくんです、残念ながら。すると、ここで正規の職員を20歳、あるいは24歳、22歳ですか、やって40年、三十何年、40年やったときに、村は本当にどうなんだろうかというようなことも心配になってまいりますし、今後は、やっぱり広域、合併でじゃなくて広域行政の推進ということも、今、私ども広域行政でやっていて、いい点たくさんあるんですけれども、そういうような推進も必然的に出てくると。

もう一つは、もう既に実用化している市町村もありますけれども、AIによる事務処理で

すね。さいたま市の保育園の割り振りの話は有名な話でありますけれども、そういうようなことで、そのサービスを職員がやっていたのをAIがすることによって、その削減された時間を住民サービスに持っていくというようなことも言われております。

そういうようなことで、必ずしもここで職員を増やすというのは大変勇気が要ることで、将来を見据えたときに、やっていかなければならないなというふうに思っております。そんなことで、増やしたい気持ちと、それから増となる要素、あるいは減となる要素、総合的に考えてやっていく必要があるというふうに思います。

もう一つは、就職氷河期です。青木村でどのくらいいるか、実態を調べたことはないんですけども、そういった社会的なことに私どもも参加して救済をするというようなことも、もう一つでは課題ではないかというふうに思っております。

職員の数が少ない、本当によくやっていただいて、職員は一生懸命やっていただいておりますし、今の臨時、これから会計年度任用職員になる皆さんも本当によくやっていただいておりますけれども、そのこの差というのは仕事上の違いといいたいでしょうか、今、担当課長が答えたようなことがありますので、そのこのところは総合的な勘案をしながら、将来を見据えてやっていきたいと思っております。

それから、もう一つ申し上げたいのは、給与の合計です。一般会計等々で占める給与の合計の率、一般会計に占める人件費の率というのは、青木村は非常に高い率。市町村というか都市によっては5%ぐらい高い場合もあります。今回も、多分、ほかの市町村まだ出そろっていませんけれども、会計年度任用職員の関係で数%増えたかなと思っておりますけれども、そういうことを考えたときに、住民サービス、納税者に対するサービス、それから今後のことを考えたとき、いろいろ総合的に考えながら判断してまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） いろいろなお考えの下に組んでいらっしゃるということがよく分かりました。

それにしても、例えば保育園に限っては、先ほど増員させてきたという村長の話でしたけれども、7割が非正規というのはどうなのかなと私は思うところであります。

それでは、以上で2点目の質問を終えて、3点目に入りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

国民健康保険税の引下げを求めて質問をいたします。

4月から、3年連続の国保税値上げ最終年に入ります。来年度国保特別会計予算案では、

国保税歳入を9,497万7,000円と計上しております。この数字は、1人当たりの調定額幾らと見込んだ数字でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 国保税の調定予算は総額で9,497万7,000円、このうち一般の現年度分は9,288万7,000円でございます。

電算システムのシミュレーションでは9,777万6,600円でしたが、これの95%相当を計上させていただいたものでございます。シミュレーションをした1月7日時点の国保加入者が前年と所得が同じと仮定し、新年度の予算を適用した場合の試算額でございます。

1人当たり幾らかを最初に見込んで編成したものではありませんが、試算額をその時点の加入者1,056人で割り返すと9万2,591円でございます。

以前、私、3年にかけて値上げして最終年どのくらいになるかということで、たしか、9万円くらいになるのではないかというような発言したことがあります。今回のこの試算でそれを大分超えてしまったので、私のほうで、そのときはちょっと見込み違いをしたのかなということで反省をしています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ともあれ、3年でかなり国保税が値上げされた。値上げ当初12.7%というふうなことで算出されていましたが、大幅な値上げが敢行されることになっているわけでありませう。

さて、そうしたところで、村全体の保険税収入、値上げ1年目、2018年、107万3,000円と増加をいたしました。2年目、今年になりますが、予算ベースで53万円減額となっております。そして、来年度予算ではさらに109万2,000円減額となります。この理由は何でしょうか。

また、その一方で、保険給付費は年々増加をしています。値上げ1年目、991万9,000円の増、本年度は予算ベースで1,699万4,000円、さらに来年度予算では1,711万7,000円の増額。保険給付費はこの3年間で4,400万円も増額をしています。この理由についても御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 数字が伸びない要因は幾つかあると思います。

被保険者数、世帯数が前年同期に比べて減少しているということが、まずございます。被保険者数は39名、世帯数では14世帯の減少でございます。併せて、課税所得がある方も38

名、29世帯減少しております。

特に、介護分でございますが、40歳から64歳の方になりますが、前年と比較して31名、15世帯の減となりました。さらに、課税所得のある方は25名、21世帯減少しております。介護分の見込みだけで前年比107万円の減となったものでございます。所得割の算出も現時点では数字を引き出しておりまして、来年度も前年度のほうが課税所得が多いということもございます。これらの点が主な内容と考えております。

次に、医療費の増額の関係でございますが、国民健康保険被保険者の年齢構成でございますが、昨年10月末時点でございますが、70歳から74歳の方が306名で全体の21.9%でございました。一昨年の10月時点では301名で27.4%でございましたので1.7%上昇しており、保険給付においても、この年齢層の上がり幅が他より高いということが数字に現れているものと思います。

傾向といたしましては、重症化になってからの受診、それから長期入院、頻回受診による薬剤の多重投与、そういったことも考えられます。

ちょうど70歳から74歳の方といいますと、団塊の世代の方になるかと思っております。この世代、これからしばらくの間、一番国保加入者の中では大きいボリュームを占める世代になるかと思っておりますが、あと3年、4年たちますと、この方々が今度、後期高齢者のほうに移動してまいります。その時点では、極端な加入者の減少がまず起こること、それから後期高齢者の支援金、それから介護の支援金、こちらのほうへのお金が大分かかってくるということで、かなり将来的には厳しいものというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 明るくない展望を示していただいたような気がしたんですけれども、2年前に国保税を値上げする際には、保険給付費を抑えることが何よりも重要だというふうにされていたんですが、今話をしていただいたように、逆に大幅に伸びているという実情であります。

この2年間、健康寿命延伸プロジェクトにおいて検討がなされ、この2月にはその計画が出されることになっていたわけですが、今後どのような取組によってただいまのような将来的な予想を変えていく、保険給付費を抑えていく、その辺の考え方をお示しいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 給付費を抑える一番は、まず重症患者をいかに少なくする

かということかと思えます。透析の方であったり、糖尿の方であったりという、こういった方の重症化を防ぐことが、まず一番でございます。

そのためには、特定健診の指導をしっかりと行わなければいけませんし、そういう対象の方を早期に発見するために健診の受診率も上げていかなければいけない。こういったことを順々に、一つ一つやっていかなければならないというふうに考えております。

重症化してからですと医療費がかなり高くなりますので、そういった点で、まず早期にそういった方を見つけて、そして、早めにその方に手を打っていくということが一番よいかと思えます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 一番基本的な部分をお答えいただいたかというふうに思うわけですが、ぜひそうした受診率が上がるように、今までの取組ではなく、そういうように工夫した取組をして受診率を上げるというふうなこともお考えいただければなというように思います。

さて、県への納付金ですが、国民健康保険事業費納付金、この推移はどうでしょうか。

県に移管された2018年、1億2,671万7,000円、本年度予算ベースで1億3,802万円、来年度予算で1億2,090万8,000円と推移をしております。昨年と本年度の差額、予算ベースでプラス1,150万6,000円、それに対して本年度と来年度の差額はマイナス1,711万2,000円。昨年から今年にかけて増え、今年から来年にかけて減る、この理由は何でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 昨年から今年にかけての増でございますが、29年度の交付金等で市町村個別に返還する分が多く、納付金に影響があったからと考えられます。

今年から来年にかけての減は、また幾つか要因があると思えます。そのことについて御説明を申し上げます。

まず、31年度納付金におきましては、29年度の概算前期高齢者交付金が多額だったため、31年度に生じる返還金が極端に多額、21億円となり、31年度に交付される前年度前期高齢者交付金が大幅に減少いたしました。今回の算定におきましては、上記の原因となった平成27年度の高額薬剤の影響を受けた高い医療費が少なくなり、精算額も約2億円の返還と落ち着いてきております。

令和2年度の見込額は31年と比べ、そのようなことで大幅な歳入増となっておりますので、その分国保税の会計のほうが高くなったということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 来年度予算1億2,090万8,000円、これは予算編成段階で県から示された数字であるというふうに伺っておりますが、その県から最終的に示された額は、さらに110万円少ない1億1,980万2,000円であり、対前年比87.79%となっています。この数字は、全県で3番目に大きい減少幅であります。1人当たりの納付金額に直しますと、13万1,597円から11万5,528円と1万6,069円の減額となります。

1万6,069円、これは、そのまま来年度の国保税引下げに使われてしかるべきかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 長野県から令和2年度の標準保険料率が示されましたが、これは、市町村間の保険料率水準の比較を行うための参考資料であり、各市町村の保険料として集めるべき必要額を基に算出した料率でございます。

青木村の料率は、実際に来年度適用される率と比較しますと、所得税割、若干実際の率が高いものもございますが、均等割や平等割について、大半が県が示す料率よりも高いものとなっております。

先ほども申し上げましたが、国民健康保険税が思うように伸びない中で、国保税の引上げはちょっと難しいのかなというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 標準の額ですね、県が示していることに基づいてお話しいただいたかと思うんですが、私のほうで問題にしたのは県への納付金額のほうなんです。

その納付金の方が下がるんだから、当たり前を考えれば、じゃ、その分は県に出す分が減るんだから、集める国保税減らしてほしいなと思うのが普通の考え方だと思うんですが、そうはならないんですね。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 納付金が減額となった分、国保税を減額するという事は慎重に判断しなければならないと思っております。

加入者も減少しておりますし、国保税収入も減収となっております。国保会計全体が縮小傾向であることで、納付金のみが減少しているわけではないということ、まず御理解いただけたらと思います。

また、基金も800万円取り崩しての予算編成でもございます。仮に、もしですが、令和2年度の決算で若干でも余剰が生まれたとしましたら、この基金の取崩し分に充てたいなとい

うふうには考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村の立場というか、予算編成上の立場も分からないわけではありませんが、払うほうとすれば、やっぱり1人当たり1万6,069円引き下げてほしいなというのを、再度申し上げておきたいというふうに思います。

さて、次に、子供の均等割軽減策についてお聞きをいたします。

この点については、一昨年12月一般質問で提起をいたしました。そのときの村長のお答えは、「国でも国保基盤強化協議会で検討すべき事項ということで共同確認されている。均等割の減免という提案を受け入れるとすれば、財源をどうやって確保していくか議論していかねばならない」というものだったかと思います。それから1年余りたちますが、村長のこの考え方、変化はないでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いろいろ資料を追っておりますけれども、特に進展したという答弁をするような資料は出てまいりませんでした。

この国保基盤強化協議会というのは、国と地方で協議をする場でありまして、被保険者全体の負担軽減について議論する場でもあるというふうに承知しておりますので、これに期待したいというふうに思っております。

ただ、申し上げたいのは、御存じのことではありますけれども、低所得者に当たる世帯につきましては、均等割、平等割、子供の部分を含めまして、それぞれの所得に応じまして、7割、5割、2割の減をしているところでございます。御質問を受けた以降、県内の状況を見ておりますけれども、残念ながら県内でこのような独自の軽減措置をしている市町村は、私の調べたところではございませんでした。

なお、今年2月、県の定例議会で、国保料の負担軽減ということで高村京子議員が質問した中で、知事は、保険料の引下げについては、国庫負担の引上げ、均等割の負担が重いので配慮が必要と考えて、引き続き国に対して粘り強く求めていくということでございますので、こういった県の取組にも期待したいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、村長お答えいただいた県議会での質問等について、私も存じ上げるところですけれども、確認をしておきたいと思っておりますけれども、国保の均等割制度そのものについては、見直すべきだということについては、村長御自身も同様に考えていらっしゃる

るということでもよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） それぞれの役割分担があつて、役割分担というんでしょうか、割合があつて、それを今まで変更しながら、資産割とかそういうものを変更しながら、青木村独自としてこういう割合に了解をしてきた、あるいは実施してきたということでもありますので、今ここで、急にそういうものを変更するということは考えておりません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 考え方はそれで結構なんですけれども、国保の均等割制度そのものが矛盾に満ちたものであるということで、国に対しても、全国知事会とかそういうところでも訴えをしているわけなんですけど、そうしたことについて、均等割制度そのものについては、見直すべきだということの基本的なスタンス、そこについて村長御自身の姿勢を確認したかったということですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 確かに、均等割の割合が重いというふうにも思います。

思いますけれども、今、私の立場でこれを減らすように努力するとかという立場にはない。個人的といいましょうか、村長の考え方と実際行政でやることは違いがあるのはしようがないんですけれども、重いとは思いますが、全体の中でこれをどうするかという議論で、ここだけ取り出してどうするかと言われても、なかなかお答えしにくい状況であります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 一昨年12月時点で、子供の均等割の軽減策、実際している自治体として紹介したのは、石川県加賀市、宮城県仙台市、埼玉県富士見市の3市でした。

ただいまの村長のお答えの中で、長野県では、これを実施しているところはないという御答弁いただきましたが、確かに、そのとおりであります。しかしながら、同様の軽減策を実施している自治体は、全国では各段に数を増しています。昨年3月5日段階で、少なくとも全国25自治体が確認されています。

来年度からは、一般会計からの法定外繰入に対して、保険者努力支援制度においてマイナス評価をするというペナルティーが始まります。許し難い制度ではありますが、子供の均等割の軽減策を打ち出した自治体の多くではこのペナルティーを逃れています。国保法第77条を適用し、決算補填目的以外の法定外繰入として予算組みをしているためです。こうした工夫によって、子供の均等割軽減策を導入する道が開けるのではないかと考えますが、この点

についていかがお考えか、再度お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 平成30年から県が中心となりまして、この国保の運営を担っているわけでありまして。私どもは、その県から示されました標準でありますけれども、保険税率を参考に率を決定しております。

この軽減をすると、誰かがそれを負担しなければならないわけですが、その一つの自治体で、負担しなければならないわけですが。一般会計という話があるかもしれませんが、例えて言えば、水道料金は村全体に関わりますけれども、国保は非常に限られた人数になりますので、そのところは慎重に考えていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 議論をしていくとそこに、最終的に常に聞かされる場所は、慎重に、一般から繰り出すこととはいうふうなお答えになるわけですが、そもそも国保の制度がどういふ形で成り立っているのか、そのことをお考えいただければ、慎重にというお答えは、また変わってくるのではないかなと私は思うところであります。

さて、次に、短期保険証の発行の実情についてお尋ねをいたします。

青木村では、資格証明書を発行しているケースはなく、6か月保険証のみ発行しているというふうに伺っておりますけれども、現時点での発行数はどれぐらいでしょうか。また、発行理由についても教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 国保の短期保険証でございますが、現時点での発行数は15世帯31名でございます。

発行の理由といたしましては、やはり税の滞納でございます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 昨年聞いた数字よりも、随分上がったなという感じがしたんですが、また、そこは結構ですが、滞納が理由ということでありましたけれども、それでは、短期保険証をそうした滞納の方に対して発行する目的は何でしょうか。併せて、短期保険証を発行することで、現実的にどんな効果が生まれているのか教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 短期保険証を発行しますと、例えば、その有効期間が切れ

た後、その方が保険証が必要になりますので、必ず役場のほうにお見えいただくようになります。そのときに、また、その滞納の方と顔を合わせて、これから先どのような形でその滞納を解決していくのか、そういった話合いの機会を持つことができるということで、滞納者の方との折衝の機会を増やすということが一番の目的でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 国保法第9条3項で規定される被保険者証の返還は、特別の事情があると認められる場合を除き、求めることができるとなっています。言い換えれば、特別な事情があると認められる場合は、被保険者証の返還を求めるべきでないということをやったものかと思います。

2008年同法改正に伴い厚労省は、留意点として、短期証や資格証明書交付の際は、機械的、一律に運用することなく、納付できない特別の事情を勘案すべきであるとしています。短期保険証を発行することで、保険税を滞納していた被保険者の経済状況が改善されるものではありません。滞納に対する相談ができるというようなお話でありましたが、ある面では、抑圧的な措置だというふうに思うほかありません。

村内で、保険税を払えるにもかかわらず滞納している、そういう方、すなわち悪質な滞納者はいるのでしょうか。払いたくても払えず、やむを得ず滞納しまっている方がほとんどではないのでしょうか。そうであるならば、この際、短期保険証の発行を見合わせてみてはどうでしょう。

横浜市では、短期被保険者証の発行数が2015年には6万世帯に及んでいました。ところが、2018年には2万5,000世帯に半減し、昨年、2019年8月にはゼロとなりました。理由を横浜市健康福祉部保険年金課では、「法や政府の国会答弁、厚労省の通達などの趣旨に基づいた対応であり、意図的に支払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになる」と説明をしております。

青木村もこれを見習うべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 税の取立てということでございますが、私どもも、やはり税金を滞納するには、その方にはそれ相応の理由があるというふうには思っております。

その中で、その方の生活再建の足かせになっては、厳しい税の取立てがなってはいけないというふうには、当然思っているところでございます。その中で、税の公平性も確保しなければいけませんので、その方の生活の再建の足かせにならない程度、そのお金がどの程度な

のか、そういったことの話合いを持ってお聞きして、その範囲内で納めていただくように、そういった目的で短期証の交付の発行のときには、その方と接しているつもりでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今お聞きしまして、十分に配慮いただきながらやっつけらっしゃるといふこと、よく分かります。

そうした方々が、苦しくてどうしようもないという、そういうことになっていかないような配慮を、ぜひ今後ともお願いしたいと思います。

続いて、4点目の質問に移ります。

健康・福祉施策のさらなる充実に向けてということで質問をいたします。

まず最初に、小児のインフルエンザ予防接種の対象者拡大についてお伺いをいたします。

この件に関しましては、来年度予算説明の中で、対象者をこれまでの6か月から3歳、そして中学3年生、これを改めて、6か月から中学3年までの全年齢、学年を対象にするということが提案されました。昨年に引き続き英断に心から敬意を表し、歓迎をするものであります。

最初に、本年度施行された6か月から3歳児並びに中学3年生を対象としたインフルエンザ予防接種の接種状況、接種率を教えてください。また、その分析、評価についてもお聞かせいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 令和元年度の実績でございますが、年ごとに対象者、接種実施者、実施率の順で申し上げます。

ゼロ歳児9人中2人、22.2%、1歳児23人中11人、47.8%、2歳児24人中13人、54.2%、3歳児23人中12人、52.2%、中学3年生37人中21人、56.8%。障害者の方も該当でございますが、それも含めた合計では118人中60人が実施し、率としては50.8%でございました。

長和町は例年70%ぐらいというふう聞いておりますので、率としてはちょっと低かったかなというふうに思っております。年明けからインフルエンザの流行はもう収まりましたが、多少、期間中の12月末までは例年どおりの感じでございましたので、インフルエンザの流行が起こらなかったのがインフルエンザの率が伸びなかったということは、ちょっと考えにくいと思っております。

今回が初年度ということもございまして、まだ周知が行き渡っていないという部分はあるかと思っております。この点につきましては、さらにPRに努めてまいりたいというふうに考えて

おります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 来年度予算では、本年度予算の4.4倍の127万7,000円という予算立てをしていますが、この数字は接種率をどの程度に見込んだ数字でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 生後6か月から中学3年生まで対象者は532人でございます。接種率は80%を見込ませていただきました。1人当たり3,000円として計算した数字でございます。

接種率は、予算上の余裕を見て高めに設定しております。これに少しでも近づけるよう、さらに周知、そういったものに努めてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 新たな制度であります。ぜひ接種率、目標の80%に近づけるどころか80%を超えるような、そういう接種になるように、広報、周知徹底をよろしく願いいたします。

御承知のように、インフルエンザ予防接種、小学生の場合は2回接種する必要があります。このため、お隣長和町では、自己負担1回1,000円で12歳まで2回接種というふうにしております。助成が1回分であるために2回目の接種を抑えるなんてことがないように、青木村でも2回分の助成ができるようになれば、さらに子育てしやすい村になるのではないかと考えています。また、御検討をお願いします。

次に、認知症保険についてお聞きします。

報道によりますと、県内の6市町村で、来年度から認知症保険に加入する動きが始まっています。保険内容は、認知症の方が徘徊中に巻き込まれた事故などが原因で、損害賠償が請求される事態に対応するものです。

下伊那郡下條村では既に本年度から加入しており、来年度からの導入を検討しているのは、上伊那郡南箕輪村、木曾郡上松町、南木曾町、木祖村、大桑村、そして、お隣の上田市です。

お聞きをいたします。

村内において、同様の事態が起きる可能性がある認知症の方、何人くらいいらっしゃるでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 認知症に関する家族からの御相談や民生委員、また住民の

皆様からの情報提供等について、現時点ではお尋ねするような状況の方の情報はありませんでした。介護保険の担当マネージャーにも確認いたしました。該当される方はいらっしゃらないということでした。

徘徊を伴う認知症の方がいらっしゃったときは、これまでも迅速に対応してまいりました。病院への受診、入院を含めた治療を勧め、その後は介護保険サービスの利用や施設利用に至っているということになります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 該当者ゼロということですので、ああ、そうなのですねというふうに今お聞きをしたんですけれども、隣の上田市でもこの制度が始まるということで、こうした動きが全県でも広がっていくんじゃないかなと思うところであります。

対象者がいない中では申し上げにくい部分もありますが、そうしたことも見込んだ形で、その保険加入というふうな制度も発足させることについて、また御検討いただければというふうに思います。県外では、認知症保険加入の前段階として、65歳以上を対象にした認知症診断を無料で実施している、そういった自治体もございます。今後、御検討をお願いしたいと思います。

最後に、猛威を振っている新型コロナウイルスの対応についてお伺いをしたいと思います。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大の収束に向けて、村行政並びに村内教育機関において鋭意御努力をいただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。とりわけ、3月2日からの全国一斉休校の要請を受け、急遽対応をされた教育委員会、小・中学校、児童センター、その他関係する皆様の御労苦に感謝を申し上げます。

卒業式を控えたこの時期、感謝や感動に包まれる思い出づくりの一番濃い時期、そしてまた、高校入試、昨日ありましたけれども、そうしたことを控えた時期に休校となったことは、子供たち、また親御さんたちにとってどれほど痛手であったかと、想像に余りがあります。加えて、例年どおりの卒業式ができない、無念のほかはありません。

休校に入って10日、この間、小学校では担任による毎日の電話かけ、中学校では必要に応じての自主学習指導、児童センターでも開始時間を早めての連日受入れ、お骨折りいただいておりますが、子供たちの様子、また職場を休むなどして対応せざるを得なくなった親御さんたちの状況はいかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、議員お話しされたように、小学校、中学校ともに電話連絡や家庭訪問を行いまして、学校として丁寧に対応していただいているところであります。

例えば、困り感のあるお子さんには、家庭訪問をして学習指導を行っているような例もあるというふうに報告を受けています。また、家庭では、祖父母や親戚など協力するなどして、それぞれ工夫をして対応していただいているようで、今のところ、学校には直接的な、本当に困ったという苦情は届いていないというふうに聞いています。

ただし、保護者の困り感に対応できるように、小学生には児童センターで支援員の先生も学習指導をしてもらっていますし、中学校では1、2年生に対して、これからは希望者は分散登校をするような、そういうできる対応を考えていきたいというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） いろんな形で御努力いただいていることには、本当に感謝を申し上げたいと思うところであります。

児童センターで、毎朝、毎お昼かな、検温をしているようですけれども、何か検温のため、全員に検温をするので、体温計が足りなくてなんていうお話もお聞きしたところですが、そうしたことにも対応いただいているということによろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） もう、ピッとやると分かるような体温計があるといいなということで、すぐ動いたんですが、こういう事態で、もう全く買えないという状態で、もし買えるようであれば、すぐ対応したいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 大勢というか、十数人から20人くらい一遍に来てというような状況の中で、体温計不足も困っているんじゃないかなと思います。よろしくをお願いします。

急遽休校に入ったことで、給食もストップしたかと思います。既に発注してあった食材はどうなったでしょうか、補償などは考えられているのでしょうか。また、保護者から集金されている3月分の給食費はどのような形で返金されるのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員、質問中でありましてけれども、冒頭申し上げましたように本日3.11でございます。

黙禱のほう、したいと思いますが、よろしく御協力お願いいたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

○議長（宮下壽章君） ありがとうございます。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 心からの御冥福、復興を祈りたいと思います。

質問、途中で区切ってしまいましたけれども、食材の供給の補償、あるいは給食費の返金、そのことについてのお答えをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 止められる食材は止めました。が、牛乳など止められなかった食材もありました。無理のない範囲で、先生方が購入したというものもあつたというふうに聞いています。それ以外は廃棄処分としてあります。

その食材費は、文部科学省からの調査が現在行われておりまして、文科省から、新型コロナウイルス感染対策についてのQ&Aというのもあって、その中に、学校給食の負担については、政府として予備費の活用による緊急対策の取りまとめを行っている。活用も含めて、支援について検討を進めるというふうになっております。

また、総務省の新型コロナウイルス感染症への対応については、学校給食休止の影響についても、きめの細かい支援を行うようになっておりまして、国は支援策を考えているというふうに認識しているところであります。

3月の学校給食費の返金は、小・中学校ともに口座に振り込むこととしております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 4月中旬には、中学3年生の修学旅行が控えているわけですが、これも延期を検討する時期に入っているというふうにお聞きをしました。

延期した場合のキャンセル料が発生いたします。これは誰の負担になるのでしょうか。キャンセル料、あるいは延期に伴って増加する経費、こうしたものを行政として負担するというお考えはおありでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日、全員協議会の席で、中学校の校長先生にキャンセル料のことを私のほうからお聞きしました。そのときは、1人四、五千元ぐらいかなという話を伺ったと

思っております。

その後、中学校の校長、そして教育長から、やはり村で負担できないかという相談を、強い要請を受けておりましたので、これは何とかしなきゃいけないのかなというふうを考えておりましたけれども、昨日、今日の中で、国のほうからいろいろ示された中にこういうものが入っております、県を通して国から照会が来ておりますので、教育長のほうから答弁させていただきます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、村長さんが言われたことを、ほぼ同じこととお話ししようと思ったんですが、やはりQ&Aに修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等には今後どのような対応ができるか、観光庁などと連携し、まずは保護者の負担状況や各自治体における対応を丁寧に把握するというふうに国はしています。

ということは、国が調査をしたということは、この対応も視野に入れているのかなというふう考えておりますので、国の動きを注視して、適切な対応を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） よろしくお願ひします。

厚労省は、休校要請によって仕事を休まざるを得なかった保護者の救済措置として、雇用先への日額上限8,330円、フリーランスなどに4,100円支給する方針を示しておりますが、十分かどうか疑問が残るところです。

経済的困難者への支援、また観光客減や仕事量の落ち込みなどで困窮を極めている村内の中小企業者等への支援として、村としてどのようなことが考えられるのか、もしお考えになっていることがありましたらお示してください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） しばらく前から、このコロナ対策について、商工会と毎日のように連絡をしております。

商工会に来るよりも私どものほうに来るほうが情報が早いので、商工会に関する資料につきましては、私どものほうから商工会に送り、向こうでそしゃくしてもらっております。まずは、そんな情報交換を前々からやっていたということでもあります。

今朝の新聞には、補正予算で予備費等を投入して、4,208億円のいろいろな規模の補正予算を組むようなことになっておりますので、それを見ながら対応したいというふうに思っ

おります。

村内は非常に厳しい状況だと。これは一昨日の話でありますけれども、商工会の事務局長が一周してきましたということで寄ってくれたんですけれども、それぞれの業種が大変厳しい状況だということでありました。

そのときは、この支援策の第二弾が出るのがおおむね分かっていたので、これを見て、その後、村としてどういうことができるのか。その国の融資、利子補給等の谷間みたいなものがあるんだろうと思うんです。それを村として支給、そして、なるべくたくさんの人に、たくさん商工会のメンバーの人に普遍的に行くような、そういう支援策がないだろうか、そういうことを考えましょうということになっておりまして、また、そういうことがまとまりましたら、議会の皆さん方をお願いをしまいたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 県内でもそうした救援策、独自に打ち出すところが報道などでも知らされていますが、また村として、ぜひよろしく御検討お願いしたいと思います。

今回の休校要請、余りにも突然、そして独断であり、全国に混乱をもたらしています。要請後、文科大臣は自治体の判断によって休校を見送ることも容認する姿勢に転じました。

県内でも、休校開始日を1日ずらした学校が648校中302校、2日から4日ずらして開始した学校が49校ありました。全国では、休校措置を取らない公立学校が404校、うち小・中学校316校に上っています。

先ほど、教育長のほうから分散登校というふうなお話もありましたが、今後、青木村教育委員会として、休校の解除時期も含めて弾力的に対応するお考えはおありでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） もちろん、子供たちや、それから家庭のニーズに応じてできる対応は、学校と相談して行っていきたいというふうに思っているところであります。

ただし、新型コロナウイルスの発生の状況ですとか、子供たちの登下校の安全も考えなきゃいけないとか、考えなければいけないことが本当に多くありまして、今の時点ではっきりした対応については明言できないというふうに思っております。

ただし、青木村は本当に小規模で小回りが利くので、今後も状況に応じて、子供たちの安全を第一に考えながら丁寧な対応をしていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 一斉休校に対する今回の青木村教育委員会並びに小・中学校の対応は、

迅速かつ見事であったというふうに思っております。

一方、その後の全国の様子を知るにつけて、国の方針に対し、一律右へ倣えではなく、自治体としての独自の判断もあり得るのではないかとことも思ったりもします。今回のことを教訓に、今後の対応についてはどうあるべきか、対応手順も含め考えておくことが必要になってきているのかなというふうに思うところであります。

国難である今回の新型コロナウイルス感染拡大が一刻も早く収束し、生活や経済を日常に戻すことができるよう、今後とも村を挙げて御尽力いただきますようお願い申し上げ、私たちもまた、力を尽くす所存であることを申し上げて、以上3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 2番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

3時05分から再開いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（宮下壽章君） 1番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議席番号1番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして質問しますので、御答弁いただきますようお願いいたします。

まず、有機農業の推進について伺います。

私がこれからここで言う、有機農業の定義としましては、いわゆる有機JASというもの

ではなくて、農薬や化学肥料を使わないとか、遺伝子組換えの作物ではないとか、最近では、よく話題に上がってくるゲノム編集の作物ではない、こういった作物を育てる農業、それを指すものとしてお話しさせていただきます。

有機農業については、昨年9月の一般質問にて、「有機農業と青木村について」として質問しております。このとき村長からは、「5か年計画の農業分野の4本の柱の一つに農作物の品質向上があり、この中に低農薬栽培や有機農業、自然農法などがあり、有機農業は消費者の安全・安心に対するニーズに応えることになる」といった御答弁をいただきまして、村としても農業分野で推進していくという考えがあるとのことでした。

長野県としましても、有機農業推進プラットフォームという組織、昨年8月にできまして、その名のとおり、有機農業を県としても推進していくと方針が出ております。

また、昨年11月末には、青木村の総務建設産業委員会の視察におきましても、松本市の自然農法センターでの研修、自然栽培を推進している石川県羽咋市の取組の視察を実施しまして、課題はありますけれども技術的にも確立されていて、これからの農業として価値があるんだということ、そういったものを理解してきました。

県内の動きとしましては、このほかに、先月2月8日に、信州オーガニック議員連盟が設立されまして、県議会議員をはじめ、県内市町村議員五十数名で始まっておりまして、現在も会員が増えております。各自治体での有機農業推進を働きかける動きが出てきております。この議員連盟は議員だけではなく、農業者や各種団体とも連携を取りながら学び合うという形で進められています。

SDGsにおきましても、有機農業はその達成に向けて貢献できるとされています。そのSDGsの17の目標のうち、6つの目標が該当すると言われております。目標2の飢餓をゼロに、目標3、すべての人に健康と福祉を、目標6、安全な水とトイレを世界中に、目標12、つくる責任つかう責任、目標13、気候変動に具体的な対策を。

この目標13に関しましては、持続可能ではない農業を通じた土壌の疲労というものは、大気への非常に多くの量の炭素を放出していると言われております。また、化学肥料を使用せず、最低限の耕起、収穫残渣の土壌への還元、カバークロップという作物を植えない時期に、土壌浸食を減らすために植えられる植物をいいますけれども、こういったものや、輪作、豆類の窒素固定をより多く採用するなど、有機農業の手法を使うことで、現在放出しているよりも多い炭素を閉じ込めることができると考えられています。

そのほかにも目標15の陸の豊かさを守ろう。この有機農業は、従来の慣行栽培農業より

も生物多様性に明らかな利点があると示しています。

このような県内だけではなく、世界的な流れがあるかと思えますけれども、青木村で求められている持続可能な農業とはどういったものだとお考えでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村で求められる持続可能な農業について、有機農業とはということで、今、宮入議員からその定義について伺ったところでございます。

最近、消費者の食の安全、あるいは環境に対する意識が非常に高まっておりまして、特に食を供給する農業についても、自然、あるいは風土を守り、育み、環境への負荷を低減する、今、宮入議員がおっしゃいました有機農業の役割、これから、こういったことにより生産する農作物への関心が高まっているというふうに思います。

有機農業は、環境と調和した持続可能な農業の推進、あるいはSDGs目標達成の観点からも大変重要な取組であると考えております。

青木村におきましても、宮入議員が参加されている有機農業を志す若手農業者の組織、信州青木村はばっくらファームズ、これは7経営体ですかね、が活躍しておりまして、道の駅あおき等で新しい青木村の特産品を提供していただいております、大変すばらしいことだというふうにありがたく思っております。

この有機農業は、実践者の取組が、私が承知するところでは多様であるというふうに言いましょうか、自主性を尊重してやらなければならないなというふうに思います。こういったことが大切だというふうに思います。

今後、その関係する皆さん方の意見を伺いながら、青木村の有機農業に関心のある生産者、あるいはこれらの皆さんへの情報提供、あるいは仲間づくりを支援することによりまして、村の有機農業の拡大が図られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

もう一つ、私が大切なことは、前の議員のところでも御説明しましたように、絶対量の確保ももう一つ課題だろうというふうに思っております。

今回のように新型コロナになりまして、生鮮食料品が地方から入ってこないというような状況の中で、食料自給率、恐らく38を去年は割ったろうと思えますけれども、この日本のエネルギーベースで38を割るような状況の中で、先進国では一番低いです。というようなことで、今、有機農業の大切さと同時に、絶対量の確保についてももう一方の課題だ、青木村の農業についてはそういうふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 持続可能な社会をつくるためにも、農業も持続可能でなければならない、そういったことが不可欠だと感じています。

SDGsの話につきましては以前も行いましたけれども、我々ができるということは、何もプラスチックのストローを使わないとか、レジ袋を使わないということだけではなくて、こういった有機農業を推進していくということも、SDGsにもつながるということを御理解いただければと思います。

続きまして、有機農業に対する支援体制について伺います。

委員会視察しました羽咋市では、有機農業推進のための教育体制を整えておりまして、体系立ったプログラムが準備されていました。羽咋市での研修会実施の際には、著名な農家が講師となったこともありまして、遠くからの受講者も多く、その結果、羽咋市に移住をし、就農したというケースも多くあるとのことでした。

支援するといってもいろいろな方法があるかと思うんですけども、有機農業に対するこういった教育の体制であるとか有機栽培用の農機具のレンタル、こういったもの。支援体制が、やはり有機農業をやるんだといっても、そういったものがないとなかなかやることできない。そういった支援体制がやはり必要だと感じました。

青木村での有機農業に対する支援体制とはどのようなになっているのでしょうか。有機農業に対する教育体制や有機農業向け農機レンタルということも検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 有機農業を進めるに当たりましては、やはり新規就農者の確保、技術の向上、販路の拡大等々、様々な課題があると認識しております。

村では、県主催の栽培技術向上研修や販路拡大マッチング商談会の情報提供、さらに移住・定住対策と連携した就農相談を行っております。

有機農業への理解の醸成を支援するところでございます。が、また、点在する有機農業者が、研修、イベントなどを通じて、経営発展やネットワークの強化に向け、県の有機農業推進プラットフォームへの参加等も呼びかけていきたいと思っております。

加えて、今お話ししました機械等でございますが、青木村農業支援センターでは、草刈り機やマルチャーなどの農機の用意をしておりますので、そのレンタル事業を活用していただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

有機農業向けの余り大きな機械ではないですけれども、トラクター等を使いながら、何か使う、アタッチメントといいますけれども、そういったちょっと特殊なんですけれども、そういったものがあると、たくさんの方が有機農業をするようなことができるというものもありますので、そういったものも含めて、今後検討していただきたいと思っています。

教育体制に関しましても、本当に羽咋に行ったときに、私も有機農業をやっている者として改めて思ったんですけれども、本を読むだけとか、いろんな人の話聞きながら自分でやっているんですけれども、やはりちゃんと体系立てて学ぶということが、何事でもそうだと思うんですけれども、必要だと思っています。

有機農業に関しては、結構自分流でどんどんやって、何とかやっている人たちが多くて、なかなか体系立てて学べていないということがありますので、そういったことを羽咋のように自治体が支援してあげることで、有機農業をやる人たちが本当に一気に集まってくるというそういう流れがありますので、ぜひそういったことも含めて、教育体制に関しても検討してほしいなと思っています。

続きまして、新たな有機認証のことについてお話ししたいと思います。

先ほど、私、ここで言う有機農業というのは、有機JASのこと言っているのではないというお話を申し上げましたけれども、じゃ、それでは、どうやって農薬や化学肥料を使っていないということを担保するのかということが問題となってきます。

有機JASは第三者認証と呼ばれておりまして、海外取引をする農業法人や加工業者など、お互い余り顔が見えないという場合でも担保する必要があるので、非常に厳格な審査と膨大な時間、書類を作ったり、審査をする時間、実際費用も非常にかかる、そういった負担があります。

一般的な農家が認証を受けるということには非常にハードルが高くて、それが日本で有機JASが浸透していかない理由の一つであります。それに対しまして、顔がお互い見える関係での認証として、今は参加型有機認証制度、PGSという制度があるんですけれども、そういったことが注目されております。

参加型有機認証制度、PGSの定義は、地域に焦点を当てた有機農産物等の品質保証システムであると。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換、生消交流、生産と消費の交流、この基盤の上に、消費者の積極的な参加活動に基づいて生産者を認定するとされて

います。また、この地域経済を支える P G S は、小規模な生産、加工を活気づけることによって、地域の社会経済、自然環境の状況を改善する手段として役立たせることができると言われています。

この参加型認証制度、P G S が小規模農家を助けて、その農産物を有機と認めさせる。P G S によって消費者と小規模農家とのネットワークが高められ、小規模農家はその生産基盤の拡張に弾みをつけることができるとされています。

今、日本では、岩手県石巻に P G S の認証を行う組織、団体が活動していると言われてます。今、長野県内でも研究する団体の動きがあるように聞いておりますが、青木村でこういった P G S に関する研究などを行う団体ができる場合には、そういったものを設立する団体に対して、青木村としてもできる限りの支援をしていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 参加型有機認証、P G S ということでございます。

従来、環境保全型農業、有機農業の認証制度としましては、国に登録された第三者機関が認定する有機 J A S、国・県による認証等がございます。

これら既存の制度は、農家対不特定多数の消費者との間の制度であることから、信頼性を担保するために、議員さんおっしゃりましたように、申請、審査、認定、検査、表示など、書類作成の時間と費用負担を伴うことなどが課題とされておりました。

一方、1980年頃からフランス、ブラジル、チリなどで導入されてきた参加型有機認証、P G S は、農業者グループ対特定の消費者との間での、いわゆる 2 者認証でございます。既存の制度に比べ、時間と費用負担の軽減が見込める認証でございます。

今、議員さんもおっしゃりました日本では岩手県というようなお話もございましたが、国内における参加型有機認証、P G S 導入の検討ということですが、まだ始まったばかりというように考えてございます。国等でも、検討段階ということが始まったばかりということでございますので、村としましては、国・県の今後の動向を注視し、確定した段階で関係する農業者、またグループなどの皆様に、情報提供や支援をどうしたらいいのか研究してまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1 番（宮入隆通君） 今、御答弁いただきましたとおり、農水省のほうも P G S の研究の動きをしております。

長野県の先ほどの有機農業推進プラットフォームでも、このPGSの話が今出てきておりまして、県としても、恐らくそういった研究をする動きが出てくると思いますので、青木村の中で、そういったことをやりたいという人たちが出てきた場合には、また御協力いただくとありがたいなと思っております。

続きまして、学校給食に関しまして質問させていただきます。

学校給食の有機給食について、そういった日を設けていただきたいという趣旨でありますけれども、現在、千葉県のいすみ市におきましては、学校給食で地元の有機米を採用したという事例、以前も御紹介させていただきました。その結果、いすみ市では、有機農家が増加して、地元の経済活動のためにもなったと言われております。

こういった地元の農家のために学校給食ということを使わせていただく。そういった意味合いで、現在、青木村の学校給食における地元の食材の比率であるとか、有機の食材比率というものがありましたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 本年度の4月から1月までの給食費の金額から地元食材の割合を算出したところ、地元食材は9.4%という率になりました。

有機食材比率については、そういう観点で買っているわけではないので、残念ながら比率は分かりませんでした。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 金額ベースで今9.4%、公共的な学校給食において10%を割るという比率です。これ、何を意味しているのかという話なんですけれども、やっぱり地元にお金が落ちていないと言えるわけです。

学校給食で、地元の農家をできるだけ応援するというか、農業の活性化をするのであれば、学校給食にできるだけ地元の食材を使うということが、やっぱり一つ大きな課題だと思うんです。もちろん、いや、欲しいんだけど、青木村に欲しい食材がないんだという、多分、話もたくさんあると思うんですけれども、そういったことを、9.4%という数字は非常に大きな問題として捉えてほしいなと思っております。

安全な給食という観点で以前も質問して、給食の担当の方が、手作りでいろいろ作っていただいているというお話は何っているんですが、今、日本の国内でも大きな問題となっている、ちょっと農薬の話をしていただきたいと思っております。

殺虫剤でありますネオニコチノイド系農薬、青木村の中ではそういう話をすると、今、使

っていませんけれども、松くい虫対策でよく使われる薬なんかもネオニコチノイド系農薬と言われてますが、この農薬は、一般的にも、日本でも稲作や野菜、果物の栽培に広く使われていると言われてます。この農薬は、昆虫の脳や中枢神経内にある神経伝達物質、アセチルコリン、これの正常な働きを妨害して、異常興奮を引き起こして死に至らしめる、そういった神経毒と言われてます。

もちろんそれは、狙った、いわゆる、使う人にとったら害虫になりますけれども、昆虫が来ないようにしたり、殺すためにやるわけですが、ただ、それ以外の昆虫や様々な種類の野鳥、魚、哺乳類の繁殖に重大な影響を与えている可能性というものが、最近の研究で明らかになってきています。最近、蜜蜂が少なくなったというお話がよくありますけれども、この一つの原因に、このネオニコチノイド系農薬があるのではかと多くの研究者の方が言っています。

さらに、発達障害児の急増との関連や母親の胎内での胎児の成長との関連、食べ物を通じた人への深刻な影響の可能性を示す研究結果も、日本の研究者らによって次々と報告されています。

このネオニコチノイド系農薬、EUなどでは規制が始まっておりまして、クロチアニジンなど3種類は屋外ではもう使ってはいけないとか、その中でもフランスは2018年には禁止となりました。アメリカでも新たな農作物への散布の規制をしています。同じアジアの韓国でも、EUと同じように規制強化になっています。

日本ではどうなっているかということ、農薬の残留量に関しては規制の緩和は行われていません。こういう規制が、ほかの国では規制をしているのに、日本だけ緩和をしているという状況です。

このような状況下における給食のこういった食材、この安全性の確認方法というのはどういった確認方法を取っているのでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これも以前お話ししたことがあるんですが、学校給食衛生管理基準という法律がありまして、給食はこの法律にのっとって運営しております。

その項目に、食品納入業者という項目がありまして、そこには定期的に微生物及び理化学検査を行い、生産履歴を提出するという事になっています。業者にもそういうことが求められています。

また、食品の選定については、有害、もしくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤、

その他の食品添加物が添加された食品、または内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造業者の所在地や保存方法が明らかでない食品は使用しないということになっております。

この基準にのっとり、安全性の高い給食を提供しているという立場であります。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 国の基準に従って、もちろん安全性に関しては確認していただいていると思いますが、今そういった、日本では規制が緩和されているという状況であるということも認識をしていただく必要があるかと思っております。

続いて、ゲノム編集の食品に関しましてお話しします。

最近では、メディア等でもゲノム編集の食品のことに詳しく報道されているので、御存じの方も多いかと思っておりますが、よく安全であると言われております。一般的な品種改良と同じようなことしかやっていないから安全なんだと。ですけれども、ゲノム編集食品というのは、今まで人類で食べた歴史というのはなくて、実際のところ、誰も分からないというところがあります。

今どういう状況かといいますと、ゲノム編集食品であるということ、この表示義務はないということなんです。しかしながら、今まで私が有機農業の話の中で有機JASを外したという話をしましたけれども、今言うのは有機認証の有機JAS、国内においては有機JASですけれども、その有機認証である有機JASの中からはゲノム編集食品は外れています。要は、有機栽培のものであれば、ゲノム編集をした農作物、そういった加工食品も含めてなんですけれども、避けることができるんです。

ゲノム編集食品に対する学校給食の対応というのは、今どういうふうになっているんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ゲノム編集食品については、まだ十分に理解が深まっているとは言えない状況であるというふうに考えています。

基本的な話なんですけど、食品の購入に当たっては、学校給食衛生管理基準にのっとり購入しているという一方で、先ほどちょっと言いましたが、食品納入業者のほうでも検査は行っているんです。例えば、最も中心的な業者である学校給食会では、お米につきましては、300項目にわたる残留農薬検査、カドミウム分析試験、DNA検査を実施しております。

学校では、そういう信頼のおける対応をしている業者から購入するという立場であります。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今、でき得る対応はしていただいているとは思いますが、まだ、ゲノム編集食品というのは市場には出回っていないと言われてはいますが、ただ、表示義務がないので、出回っても、いつ出回ったのかとか、そういったことが開示されませんので分からないんです。

そういったことも含めてなんですけれども、納入業者のほうにどういった形でできるか分かりませんが、こういったものを開示できるのかどうか、そういったことも含めて、今後検討していただきたいと思います。

続きまして、国内で流通しているパンの話をしたと思っています。

また、農薬の話になってしまうんですが、ここでは、除草剤、グリホサートという農薬があります。世界保健機関、WHOの外郭団体、国際がん研究機関が2015年に、「ヒトに対して恐らく発がん性がある」という結論を出しています。危険度を示す5段階評価で2番目に高いグループ2Aというそういった分類をするなど、発がん性が強く疑われているものであります。

アメリカでは、グリホサートを有効成分とする除草剤を使用し続けた結果、がんの一種を発症したなどとして、開発元の農薬メーカーを訴える民事訴訟が4万件以上起こされています。2018年以降、因果関係を認めて、その農薬メーカー側に巨額の賠償金支払いを命じる判決が相次いでいます。

グリホサートに関しましては、アメリカなどでは各州で使用を禁止したり、制限したりしているところが増えていると言われてはいます。EUではフランスが2019年に、本年です、グリホサートを有効成分とする一部製品の販売禁止を決定、ドイツでは2023年末までにグリホサートを全面禁止などです。アジアの中でもベトナムが2019年、グリホサートの輸入禁止を打ち出すなど、規制強化の動きが広がりつつあります。

これに対して、今、日本ではどうなのかということなんです、2017年にグリホサートの残留基準値、小麦に関してなんですけれども、従来の6倍に当たる30ppm、ライ麦が150倍、30ppm、トウモロコシが5倍の5ppmに、残留基準値を引き上げるという動きになっています。要は、規制緩和なんです。これは、世界の流れに非常に逆行しているということ。

何で世界がそう動いているのに、日本だけ規制緩和しているのかということなんですけれども、これは、小麦を輸入する際に、ポストハーベスト農薬というものがかかれています。その輸入小麦を使った市販のパンから、実際にグリホサートが検出されているということです。要は、アメリカ国内では流通している小麦にはまかないけれども、日本に輸出する際に、

ポストハーベスト農薬がかけられているという問題があります。

日本国内で行った調査では、国産小麦のパンや、輸入なんだけれども有機の小麦を使ったパンからは、グリホサートは検出されなかったということです。

現在、学校給食におけるパンの小麦粉の安全性というのはどうなっているのでしょうか。今、学校給食でパンが出される頻度であるとか、その原材料はどういう原材料なのでしょうか。小麦粉の原産地、国産の小麦なのでしょうか。いろいろ輸入のものが混ざっているのであれば、国産小麦の使用の比率というのはどういった感じになっているのでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） パンの給食は週に1回の割合であります。

原材料は、小麦粉、ドライイースト、ショートニング、塩、上白糖、スキムミルクであります。

小麦粉ですけれども、国産小麦を主体にしようということで県も大きく動いておりまして、現在、県産小麦が45%、北海道産が45%、合わせて90%、残りは北米になってしまうということであります。今後も、県産や国産小麦の割合を増やすように努めるというふうに考えているところであります。

安全性や品質については、学校給食会が年2回サンプル検査をしております。優、良、可、不可の評価をしまして、可以下については個別指導をしています。どのパンも、一定以上の品質を保っているというふうに考えているところであります。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 私がいろいろ調べた中では、国産の小麦粉を使っている比率というのは非常に多いほうに入っていると思います。そういった点では、北米産が10%入っているということでしたけれども、そういったことも含めて考慮していただいているのかなと、私自身は思っています。

続きまして、有機給食のことをちょっと考えていただきたいなと思ひまして、質問をさせていただきます。

先ほども学校給食の中で、地元の食材が9.4%だったというお話だったかと思うんですけれども、地元の農業を活性化するという中で、やはり地元の農産物を流通させるということ。中でも有機の農産物を流通させるということが、私自身は青木村での農業活性化の一つだと思ひています。

事例としましては、例えば、愛媛県今治の事例では、それまでは作っていなかったんだけど、学校給食で使うためにパン用の小麦を栽培して、そのパンを給食用に使うという流れをつくって、地元の農業のため、あと地元の子供のためということで、今治では、パン用の小麦の栽培を積極的に結構前からやっているというお話でした。

長野県内でも、有機給食に向けての動きが出てきています。南信の松川町では、まずはニンジンやジャガイモからということで、有機のニンジン、ジャガイモを、まず使い始めるというところから始めるという動きが出ています。

全てがそういった有機の食材になればベストなんですけれども、そもそも地元の食材が9.4%しかないという中での話ですけれども、ある作物から始めてみるというのがいいんじゃないかなと私は思っています。

私からの提案なんですけれども、週1回パンを出されているというお話を伺いましたけれども、まずは年1回、月1回でもいいんですけれども、地元の有機の小麦を使って、できればパン屋さんも、地元のパン屋も含めてパン屋さんが作るパン、こういったものを出して、有機給食の日というのを設けていただきたいなと思っています。

こういったことに関しては、もちろんコストの面であるとか、そういったものは考えていかなければいけないんですけども、それは、やっぱり給食というのは、一つの教育の中の一つのコストだと思うんです。

先ほどからの健康寿命を延ばすための話であるとかそういったことは、小さいときからの食事がちゃんとしていないとうまくできないと思うんです。そういったことも含めてのコストとして、そこを見てほしいなと私は思っているんですけれども、そういった意味合いで、別に私からの提案は小麦を使ったパンですけれども、ニンジンを使ったカレーでもいいんですけれども、そういった少しからでも、1品目からでもいいと思うんですけれども、まずはそういったことからちょっと始めていく。

そういったことで少しずつ有機のことを理解していく。そういったことが、特に先ほど言ったPGSの話とかもあるんですけれども、それは小規模の農家さんを助けるための仕組みなんです。青木村で大規模な農家はないわけですから、青木村の中の農家を支援する、応援する仕組みとしてこういったPGSを使いながら、学校給食でそういった人たちの食材を使う、そういった流れを今から準備しながらやっていくということが健康寿命を延ばすとか、行く行くは、そういった国保のやつを下げるとか、そういったことに僕はつながっていくのではないかなと思っています。

そういった意味合い、すみません、長くなっちゃったんですけども、私からの提案。そういった有機給食の日というものを、ぜひ設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、議員がおっしゃられた村の食材を子供たちが食べるというのは、本当に教育委員会としても学校としても、子供たちとしても保護者としてもウエルカムだと思います。ぜひ、そういうことができればいいなというふうに思っています。

今でも村の食材を第一に考えて、足りないものを購入しているという現状でありますので、そこは本当にそれぞれが努力していかなきゃいけないなというふうに思いますが、パンについて考えたんですけども、パンは実は以前まで、地元の米を使った米粉パンを月に1回、子供たちに供給していたんです。

そのような取組が充実するという事は、今お話ししたように、安全・安心の面からも本当によいことだというふうに思っています。そのためには、いろんな努力をしなければいけないというふうに思っていて、強力粉の小麦を育てなければいけない、今、中力粉だというふうにお聞きしています。それから、子供たちや職員分、約500個程度のパンを焼いてもらう必要が出てくると。それから、今まで米粉パンを焼いてもらっていた加工組合の状況をお聞きしますと、現在3名の人しかいないということで、米粉パンよりも小麦のパンは1回発酵が多くなるそうなので、そのシステムから少し力、てこ入れをしなければいけないという事は見えてきました。

それから、やはりお金のことも考えざるを得なくて、今、3、4年生のパンの大きさだと考えると、1個45円43銭なんです。金額的にも保護者の負担増にならないように考えていく必要があるというふうに思っていますが、さきにお話ししたように、こういう厳しいと言えど厳しい状況なんですけれども、地産地消の充実を図るということは本当に大事なことだと思っていますので、それぞれの立場で検討、努力をしていく必要があるかなと、教育委員会としては、できる努力はさせてもらいたいなとは思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今までも、そういった取組をしていただいたということだったかと思えますけれども、先ほど、確かに長野県内では、ほとんど小麦栽培は中力粉だとは思いますが、今は長野県の品種でパン用の品種がありまして、それを積極的に県のほうでも栽培するよという事で、そういった品種が出ています。私自身、その小麦を、強力粉

用の小麦を育てておりまして、非常に品質の高いものが、青木村で育てるから、僕はおいしいものができていると思っているんですけども、非常に素晴らしい品質のものができています。

そういったことも食育の中で、パンの粉は余り考えたことがないと思うんです。そもそも小麦は粉は知っているけれども、小麦の粒、見たことない人は多いんじゃないかなと私、思っているんですけども、やっぱりそういう麦はどうやってできているのかとか、そうしたことも含めてなんですけれども、地元で作られる農産物のことをもっと意識してもらって、それはお金の回り方も含めて、それが農業者の人たちのことにもなっているということも、小さい頃からそういったことを考えられる環境をつくってあげるということは、健康のことも含めてなんですけれども、我々大人の責務だと思っています。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 1番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました8人の議員の質問は、これで全て終了しました。

◎総括質疑

○議長（宮下壽章君） 引き続き会議を進めます。

これより令和2年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算について総括質疑を行います。

質疑のある方。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 以上で総括質疑を終了します。

◎委員会付託

○議長（宮下壽章君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第15号から議案第21号までを常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 資料を事務局より配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（宮下壽章君） 資料はお手元に届きましたでしょうか。

片田事務局長より内容について説明申し上げます。

片田事務局長。

○事務局長（片田幸男君） 令和2年第1回定例会議案等委員会付託明細について御説明を申し上げます。

委員会に付託する案件につきましては、議案第15号から第21号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。

以下、議案第1号から14号につきましては、最終日の本会議にて御審議をお願いいたします。

初めに、議案第15号 令和2年度青木村一般会計予算につきましては、もう一つのほうのとじた一般会計予算の付託明細のほうを御覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、2枚目と3枚目、2枚目といいますか、このつづりの1枚目と2枚目、2ページ目です、裏側になります。該当するページにつきましては、左端に記載しております10ページから31ページまでとなっております。

歳出につきましては、次のページになりますけれども、該当するページは、32ページから167ページまでとなっております。

また、特別会計、企業会計につきましては、その下に表がございます。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄にそれぞれ記載してございます委員会をお願いいたします。

最初の1枚目の紙に戻っていただきますが、第16号と18号、19号につきましては、社会文教委員会をお願いいたします。議案第17号と20号、21号につきましては、総務建設産業委員会での議論をお願いしたいと思います。

以上、委員会付託明細について御説明をいたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 何か不明な点等ございますでしょうか。

よろしいですね。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 以上で委員会の付託を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これにて散会といたします。

散会 午後 3時56分

令和 2 年 3 月 1 9 日（木曜日）

（ 第 3 号 ）

令和2年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年3月19日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 議案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 6 議案第 4号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例に
ついて
- 日程第 8 議案第 6号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関す
る条例について
- 日程第 9 議案第 7号 五島慶太未来創造館設置条例について
- 日程第 10 議案第 8号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について
- 日程第 11 議案第 9号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及
び規約の変更について
- 日程第 12 議案第 10号 令和元年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 11号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 12号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 13号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
について
- 日程第 16 議案第 14号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 15号 令和2年度青木村一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 16号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について

- 日程第19 議案第17号 令和2年度青木村別荘事業特別会計予算について
 日程第20 議案第18号 令和2年度青木村介護保険特別会計予算について
 日程第21 議案第19号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第22 議案第20号 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算について
 日程第23 議案第21号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について
 日程第24 請願第1号 仮称「青木村文書館」設置を求める請願について
 日程第25 陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情について
 追加日程第1 議案第22号 令和元年度青木村一般会計補正予算（第5号）について

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------------------------|--------|----------------------------------|-------|
| 村長 | 北村政夫君 | 教育長 | 沓掛英明君 |
| 総務企画課長
兼事業推進室長 | 片田幸男君 | 参事兼
建設農林課長 | 花見陽一君 |
| 住民福祉課長 | 小宮山俊樹君 | 会計管理者兼
税務会計課長
兼防災危機
管理監 | 多田治由君 |
| 商工観光移住
課長兼商工
観光移住係長 | 中沢道彦君 | 教育次長兼
公民館長 | 宮下剛男君 |
| 保育園長 | 若林喜信君 | 住民福祉課
課長補佐兼
地域包括支
センター長 | 宮澤章子君 |
| 建設農林課
課長補佐兼
農業振興係長 | 稲垣和美君 | 建設農林課
課長補佐兼
国土調査係長 | 小林義昌君 |

稅務會計課 課長補佐 兼係長	高柳則男君	建設農林課 課長補佐 兼係長	橫沢幸哉君
稅務會計課 課長補佐 兼係長	奈良本安秀君	總務企画課 課長補佐 兼係長	小林利行君
總務企画課 室長	塩澤和宏君	住民福祉課 課長	上原博信君
住民福祉課 課長	早乙女敦君	總務企画課 課長	宮澤俊博君
稅務會計課 課長	增田憲寬君	建設農林課 課長	小山明之君
教育委員會 會長	金井大介君	總務企画課 課長	小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻となりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の日程は、最初に委員長報告を頂きまして、議案第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎委員長審査報告

○議長（宮下壽章君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いいたします。最初に、総務建設産業委員会における質疑内容について、委員長より報告をお願いいたします。

堀内総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） 総務建設産業委員長報告、会議規則第74条の規定により委員会審査報告を申し上げます。

議案第15号 令和2年度青木村一般会計予算の認定について、総務建設産業委員会に付託されました案件について報告をいたします。

歳入では、固定資産税などの増額の要因、地方交付税の算定方法などについて質疑がなされました。

歳出では、防災拠点となる役場の空調施設の更新、地域おこし協力隊の状況、送迎バスの実証実験、農業用水路の長寿化、道の駅あおきの状況など質疑がいろいろとございました。村長はじめ担当職員から説明がございました。

令和2年度予算につきましては、各種補助金、交付金、有利な起債を活用した事業を展開されることを評価し、今後も災害、防災対策、新型コロナウイルス対策など、経済救済対策を積極的に活用し、課題解決に向けて推進を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案の

とおり認定することに決定をしました。

議案第17号 令和2年度青木村別荘事業特別会計予算の認定については、テニスコートの利用状況などについて質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第20号 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算の認定につきましては、企画会計の会計方式や財政状況について質疑がございました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第21号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算の認定については、質疑、討論はなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（宮下壽章君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告をお願いします。

併せて、先日実施されました視察研修についても報告をお願いいたします。

居鶴社会文教委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） おはようございます。

私のほうから2つ、委員長報告させていただきます。

まず、最初に視察研修報告を申し上げます。

令和2年2月5日から6日の2日間の日程で、東京都武蔵野市の学校法人武蔵野東学園武蔵野東小学校と学校法人亜細亜学園亜細亜大学と埼玉県さいたま市のケア大宮花の丘の3か所を訪問いたしました。

まず、武蔵野東小学校です。毎年、ええっこ村を通じて5月に農村体験で当村に来ております。その縁で今回訪問をいたしました。心と体の健やかな子供を育てたいという親の願いを教育の原点として創立された私立学園で幼稚園、小・中・高等専修学校、教育センターを含めて2,000人を超える学園です。最大の特色は、健常児と自閉症児の共学体制、混合教育等、自閉症児への独自教育、生活療法の実践であります。子供たちと教師、保護者の皆様が一体となって取り組んでおります。特に、健常児の保護者の理解が得られているとのことであり、地域が支えていることが児童の学習風景からも理解できました。

次に、亜細亜大学です。五島慶太未来創造館が4月18日にオープンいたします。亜細亜大学からも多額の寄附金を頂いております。東急グループの創始者である五島慶太が資金繰りに苦労していた当学園の理事長に就任し、経営協力の下で組織を整備し、今日に至っております。

また、東急グループの大学法人です。同じ東急グループの東京都市大学と当村は昨年、包括連携協定を結んでおります。当日は大島学長、菅澤専務理事、各部長、事務局長のお出迎えを受けて、大学の説明を受けて質疑応答をいたしました。その後に校内を案内されましたが、近代的な設備で学生の勉強の環境が整っており、羨ましさも感じたところです。アジアを初めとする国際社会の貢献を目標としており、留学生に力を入れているとのこと。留学生を含めた在校生は7,000人であります。

次に、高齢者介護の現状と課題について、ケア大宮花の丘を訪問いたしました。特定医療法人丸山会が運営しております。埼玉県、東京都エリアの一つです。関連法人としてレポートあおきがあります。平成17年5月1日に開設した鉄骨造り2階建てで、個室40室、4人室20室で、定員は150人です。また、通所は80名であります。各スペースがゆとりある設計で、開放感にあふれておりました。充実した設備と内容で、入所者の反応も良好に見受けられました。今回の視察研修で今後、さらに交流が深まり、青木村との連携が強化されることを期待しています。

以上です。

続きまして、社会文教委員会に付託されました案件につき審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により御報告をいたします。

議案第15号 令和2年度青木村一般会計予算についてです。社会文教委員会関係部分であります。

教育委員会関係では、各施設の安全のための改修工事や五島慶太未来創造館の開設に向けた事業、幼児教育無償化に伴う給付事業について質疑応答がなされました。

住民福祉課関係では、健康診査自己負担額、障害福祉補助事業、定住自立圏婚活事業、健康寿命延伸プロジェクトをはじめ、健康医療事業、生ごみ減量化事業、環境衛生関連事業等について、質疑応答がなされました。

障害者介護保険計画策定関連、健康寿命延伸関連、インフルエンザ予防接種補助拡充、特定外来種駆除新規事業など、福祉、健康、環境予算が盛り込まれており、また小・中学校施設、社会教育施設の安全確保のための予算や小・中新校務システム導入による働き方改革推進の予算などを評価しますとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第16号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計予算についてです。保険給付費の増、事業納付金の減について質疑応答がなされました。事業納付金の減額分を

被保険者の負担軽減のため、国保税率引下げに結びつけるべきとの反対討論がありましたが、賛成多数にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第18号 令和2年度青木村介護保険特別会計予算についてです。質疑、討論ともなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第19号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてです。こちらも質疑、討論ともなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 委員長報告が終了いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2ページになりますが、第7条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する点について質問をいたします。別表を見させていただくと、新しいその他の特別職も含め10の新しい役職が入っています。これについては実態に即した形でそのようにしたというふうに理解をいたしますが、一方で4つの職務が削除されています。社会教育指導員、事務嘱託員、嘱託員、部活動指導員の4つです。それぞれ削除された理由、実態に即したということだと思いますが、実情についてお話を頂ければと思います。とりわけ、部活動指導員については、来年度一般会計予算書の中で部活動指導員報酬が計上されています。この点との整合性をお聞きしたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらの特別職の整理については、議員さんおっしゃるとおり、今、会計年度任用職員の制度の導入に伴いまして、整理を行ったところでございます。そこで、新たに追加するもの、あと整理をするものというようなことで、各箇所にこの内容を確認いただきまして、そんな中で整理をしてきたところでございます。

その中で、最後のその他特別職の職員であり非常勤の者という一番下のところに整理され

る部分の者と、あと今、御質問のありました事務嘱託員あるいは部活動指導員については、パートタイムの会計年度任用職員、特に部活動の指導員についてはパートタイムの部活動指導員という整理をして、会計年度任用職員のほうに移行したため、この表からは削除されたというふうに御理解いただければと思います。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、この特別職には部活動指導員は入らないという理解でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そのとおりでございます。会計年度任用職員になるということです。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 続けてもう一点、同じ部分に関わってですが、その新しく出された別表中、審議会と名のつくものが13、運営協議会と名のつくものが3、協議会2、運営委員会1、そういった多くの審議会ほかの状況なわけですが、これらについて男女の構成比はどのようになっているのでしょうか。各委員会等について、正確な数字は後日示していただければ結構ですけれども、おおよそどういった状況にあるのかお答えいただければと思います。

併せて、そうしたメンバーの選出基準、各条例で定められているものと思いますが、男女の構成比についてはそういったときに考慮されているのでしょうか。また、男女共同参画計画が作成、新たにしていこうというふうな状況なわけですが、そういった中にこうしたものの男女構成の目標値は掲げられているのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 各審議会等、協議会等、委員の女性の構成比につきましては以前、同僚の議員さんから一般質問を頂いたことがありまして、そのときに調査した経過がございますけれども、そのときの数字が手元ございませんのでまた、後ほどお示ししたいと思っております。

いずれにしても、女性の登用ということがずっと国のほうからも指導がございまして、おむね何かというときは、3割は女性を登用すべきだというようなことを指導いただい

るところでございます。現実的にはなかなかそういう意味で進んでいるというか、女性の割合が多い協議会とそうでない協議会があるということも事実でございます。極力、女性の登用ということについては、このごろの消防委員会についても女性をとというようなことで入れさせていただいたような経過もございますので、なるべく女性の皆さんに参加していただくようなことで考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2点目にお聞きしました男女共同参画計画、そこに目標値というようなことは考えてはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

男女共同参画計画におきましては、意思決定過程においての女性の参画ということで、目標の幾つかあるうちのひとつとしては掲げてはございます。ただ、理念の部分をまとめているという形で具体的な数値目標というところは、その中で設定はされておられません。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 理念的なものというふうなお答えですが、参画計画がそういう形でできているので、目標値を掲げるべきものではないということであれば理解はしますが、そういった目標値を掲げて、いずれかの部分で目標値を掲げるということも大事な取組かと思えます。今後の中で、そうしたことを定めながら、より男女共同が進むようなことをお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 答弁よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

よって、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 議案第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第4号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第4号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第5号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） すみません、今回の条例の中で附則の部分ですけれども、青木村基金条例の廃止等含まれております。上下水道も含まれておりますけれども、この基金、水道には2つ基金あり、片方はメーターですかね。メーターの集めた金を基金にして、それを更新のために使うと基金と通常の基金、下水道のほうは通常の基金でございますけれども、この基金をこの条例の中で廃止した場合、この基金の金というのはこれからどのように推移するのか、そこのところお願いします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 水道の関係につきましては、2つの基金がございます。

今回、企業会計へ移行するに当たりまして、その基金を財源としまして、それを財源化して次の企業会計への運用に回すということで活用を図りたいというように考えてございます。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） 分かりますけれども、企業会計になった場合、この基金というのはどういうところへ積み立てていくのか、それとも特に私心配しているのは、量水器のために量水器使用料を伴った中でこういうように交換していかなくちゃいけないという、メーターの交換ですけれども、そういうものについてのためたものを、じゃどこの位置に置いておいて、その換えるとき、毎年換えるときどういうふうにそれを繰り出してくるかということ、そこ

のところはどんなふうにやっているんですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 今までですと、量水器に関する財源として、基金として残しておりましたが、今回、今度企業会計に水道が移ることによりまして、その運用を図るに当たりまして、財源をそのものを全て、基金を全て取り崩してそれを一般財源化と同じような扱いで運用に回させていただきたいということで考えております。その基金につきましては、改めてそのほかのほうでメーター器等に関する基金というものは、ちょっとまだつくれないというか、財源的に確保できる状況ではないという状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 3回目ですけれども、特にそのメーター器の基金というのは目的基金であって、水道料の中にメーター器幾らということで、これ住民にもらって料金徴収の中に入っているわけなんですけれども、それをほかの基金に回すというのは、ほかも一般財源化して、建設のほうへ回すということがこの基金の性質上、今までの性質上いいのかどうか、ここら辺のところはこれからかなり検討した中でやっていかなくちやいけないし、これから水道料金をもらうときに、また同じような状況でもらっていくのかどうか、量水器使用料幾らというようなもらい方をしていくのかどうか、そこら辺のところをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 企業会計は私ども具体的に運用していくのは初めてであります。手引書とかそういうものを読むと、いろいろと考え方が、今の量水器ではなくて、一般のことが出ておりますが、やはり運用していく中で大きなところだと、鉄道とか病院とかやっております。そういうようなことで、少しこの運用しながら目的基金で今までやっていた考え方がどういうふうに踏襲されていかなければならないのか、いくべきなのかというのを少し時間を入れながら研究させていただく時間を頂きたいというふうに思っております。基金の、目的基金の今まで積んできた目的、あるいは運用につきましては私ども全くそのとおりに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第5号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例については原案のとおり決定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第6号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第6号 青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例につ

いては原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第7号 五島慶太未来創造館設置条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 3条に管理及び運営は青木村教育委員会が行うというようになっておりますが、歴史文化資料館並びに民俗文化資料館は同様に3条に同様の文言がございます。一方で、郷土美術館は第7条で運営するための運営委員会を置く、図書館においては図書館協議会を置くというふうに、それぞれ7条、3条で定められています。

この教育委員会が管理運営するというふうなのと、運営委員会や協議会を置くというふうな美術館、図書館、そういったものとの違いは何か教えてください。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 現在、五島慶太未来創造館の運営に関しまして、東急グループの皆さんを中心とする有識者の皆さんとの連絡会議、もしくは報告会等を運営に関し検討しているところでございます。ただ、現時点で方向性をちょっとお示しできないものですから、ここに入れてございません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません、ちょっと理解ができなかった部分があるので、再度質問いたしますけれども、そうしますと今、東急グループと検討中ということであって、それによつては未来創造館については運営委員会もしくは協議会のようなものを置くこともあり得るというふうなことで理解していいのでしょうか。基本的に置くべきものと置かないもの、一切教育委員会に任せるものと協議会、運営委員会等を置くものとの違いが分からないのですが、その辺も含めて教えてください。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） すみません、現時点ではそれを委員会の形にするのか、また連絡会議にするのかというその方向性をまだ議論しているところで

ございますので、委員会とかを設置するという、必ずしも委員会を設置するというわけでは
ございません。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 繰り返しになりますけれども、置くかどうかについても含めて考えて
いるという、検討中だというお答えですので、今後の状況によっては未来創造館においては
そういったものを置く可能性もあるという理解、その場合には第3条が変わってくるという
ことで理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 条例にのせるかどうかも含めて検討
させていただきます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 私の理解がよくないのか、よく分からないのですが、そうしましたら
基本的にそういった委員会、協議会等を置くものと置かないものというのは、どういう区分
けをして決めるのでしょうか。その時々によって置くものと置かないものとかっていうこ
とが他団体との交渉の中で決まってくるということでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 歴史資料館とか図書館というのは一般的なことであって、どういうよ
うな運営をしていくのか、どういうお客さんが来るのかというのははっきりしているので、
そういうことを決めさせていただきました。

五島慶太未来創造館につきましては、いっぱいというかたくさんの方の目的を持っておりまし
て、今後運営する中でどういうような、東急だけではなくて、村民の皆さんあるいはどうい
うグループを入れた村民の皆さん、あるいは外部の有識者を入れていくかというのを少し走
りながらになりますけれども検討させていくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 了解いたしますが、確認ですが、今後によっては3条が変わってくる
ことも考えられなくはないし、このままいくかもしれない、その辺はまだ分からないという
ことでよろしいですか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いろいろ目的あるいは希望、こうしてありたい、いろいろ持っており

ます。実態として3年ぐらい、こういう方法で試行錯誤していこうというのを今、自分的に考えておまして、今、坂井議員がおっしゃったようにこの3条もしくは7条についてどうしていくかというのを頭に入れながら検討させていただきます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第7号 五島慶太未来創造館設置条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第8号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第8号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第9号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第9号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第10号 令和元年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いします。

15、16ページです。保育所費に関わる部分ですが、御説明の中で未満児対応職員を確保できなかったために300万円減額となっているという御説明でしたが、どのような採用努力をしたにもかかわらず確保できなかったのか、その理由をお聞かせください。

併せて、未満児の保育園児の数、できれば0歳児の数と1、2歳児の数、それから確保されていた未満児の対応職員数、さらに法定上の未満児の対応職員数についても教えてください。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） まず、こういった形で職員の募集をしたかについてですけれども、村の情報端末または広報、それから昨年度から信州やまほいくの事業を始めているわけですが、そのホームページの中に職員の募集をとということで上げさせていただき、募集をさせていただきました。結果として、未満児対応としてお願いする保育士さんを確保できなかったわけですが、現在のいる職員、事務所の職員、場合によっては私も入らせていただきながら保育のほうをさせていただきました。

現在の未満児の数ですけれども26人、0歳児から2歳児までですが総勢26人、そのうち、それぞれの人数につきましてははっきりと記憶しておりませんが2歳児が10名弱だったと思います。残りがゼロ、1歳児というような内容になっていたと思います。

以上です。

すみません、それから法定上の職員の数ですけれども、基本的に0、1歳児につきましては3名に1人の職員、それから2歳児につきましては6人に1名ということで手当てのほうをさせていただいています。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、お答えいただいた3人に1人、あるいは6人に1人という数は法定上の児童福祉法45条に基づくものかと思いますが、現在の職員数はそれは満たしていたのか、あるいはその法定を満たさない、1名採用できなかったことは法定の数を満たしていなかったのか、その点についてはどうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 安全上の問題がありますので、満たす形で対応させていただいております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） では、1名少なくとも満たしていたという理解でよろしいですね。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） はい、そうです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 来年度以降については、その対応職員の見通し等も含めてどのようになるでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） この春から1名、正規の保育士さんをお願いする予定になっております。ただ、今後も未満児の入所につきましては増加傾向にありますので、常に職員の募集につきましてはかけながら対応させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 17、18ページ、小学校費で1節18備品購入費についてお尋ねをいたします。こちらにつきましては、さきに村長のほうから備品管理費は教科書の採択に伴う教師指導書の購入ということでお聞きしております。この関係につきまして、まずこれ来年度から教育改革、大改革が行われると、それに伴うものなのかどうか、まずそれをお聞きいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 来年度から小学校の教科書が全て替わりますので、その替わる教科書に対する先生方の指導書、あるいはデジタル教科書を新しく買うというその予算でござい

ます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係は2年ぐらい前から、この関係は言われております。それで、まずお聞きしたいのは、この時点で補正で出てきましたよね。ということはあらかじめ予測されていたと、このように私は判断していたんですが、なぜこの時期にこの補正で出てきたのかどうか、これについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今年度1年をかけて、どういう教科書を使うかを教科書選定委員会というところで決めるわけですね。会社によって教科書が違いますので、指導書も変わってくると。それを決定したのが11月ということで、そこで初めてどの会社の教科書を使うか、どの会社の指導書を使うかということが明らかになる、そういうふう考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それで、私が今こだわっている2年前ですよ、この関係が決まってきたと、それが今の話ですね。11月というと、つい最近ですね。遅いのではないかなと、なんとなれば今年度の予算のときに出てきてもおかしくない、このように思いましたのでまずお聞きをしました。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 全国的にそういう動きになっているので、毎年こういう補正でお願いをしているですけれども、居鶴議員だとおよそ分かっているんだから予算をつくっておけということだと思しますので、併せて検討させて今後はいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それで、これ今、小学校ですね。この下に中学校費にはございませんね。中学校も替わりますよね、その点についてお聞きします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校は来年度1年をかけて、1年というか時間をかけて新たな教科書を中学校は一斉に替えることになりますので、考え方だとすると来年度は中学校費にこの補正をお願いするということが予測されます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今年、2020年度で大学入試も変わりますよね、それで間に合うんですか、間に合うということなんですよ。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教科書は10年に一度替えるということで、文科省の指定で動いておりますので、それに全国が沿うことになります。

○議長（宮下壽章君） いいですか。

ほかに質疑ございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 15、16ページ、ちょっと戻ってお願いしたいと思っておりますけれども。

林業費の林業振興費の中で備品が購入されております。これ、新年度予算でも計上されてはおったと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、何かちょっと内容的に椅子を作ったものを購入するというようなふうになんかちょっと聞き覚えがありますが、これ作ったものを購入するというので県の補助金がきていてするわけですけれども、既に作ってあるものというのはどういうものというか、通常の何か事務用のこういう椅子なのか、どんな内容の椅子なのか、椅子なりまた内容なのか、それからそういったものを購入したときに、例えばどこで使われるのか、この辺をちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小山建設係長。

○建設農林課建設係長（小山明之君） 森林づくり推進事業の事業用備品購入費なんですけど、こちら県産材の利用ということで、実績としましては役場にあります木のベンチ、今年につきましてはキャンプ場のほうの炊事場にあるテーブル、椅子等に充てさせていただいております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 分かりましたけれども、これまで作ったものをどうしてもやはり買わなければいけないとかそういうことはあるんですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） この件につきましては、森林税を活用した森林づくり支援推進事業ということで来ております。これにつきましては毎年、県のほうから森林税を活用ということで、市町村に交付されてくるものですから、その金額、その年どしにその状況によって交付金の額も違うという中で、その費用が来たところでいろいろ使い道ですかね、考えております。

一番はやはり地域の認証、森林の認証材ということで扱いますので、その辺を踏まえた場合に、要はこの程度の80万前後の費用で何が賄えるかということ踏まえながら毎年して

おりますが、計画的に大がかりなものとかはできない状況でございますので、その費用が交付額がある程度確定してきたところでまた考え、検討しましてやりたいと思っております。できれば、やはり認証材の普及ということもありますので、村民の皆さんにはよく使っていただくようなことを一番に念頭に置いて進めておりますし、また来年度におきましても、それを踏まえてちょっと進めたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

小林議員。

○8番（小林和雄君） 15ページ、16ページの道路新設改良費ですが、これについての約半分以上が減額補正されていますが、どんな理由でこんなようになっているか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） この道路新設改良費の減額でございますが、今年度、中村地区の村道の開設事業に伴いまして、費用を計上させていただいております。途中、設計など補償など進めていく中で、昨年、災害等の影響もありまして、災害を優先させていただいたために、その事業が年度内完了が難しいということがございます。

この事業につきましては来年度、新年度におきましても予算を計上させていただきますが、約4年計画の関係でやっておりますので来年度は2か年分の予算を計上させていただき、また本来単費で全額対応しようとしていたところでございますが、やはり基本的には防災面の道路でございますので、いろいろな地方債を活用できる見込みでございますので、それを生かすために今年度はあえて減額をさせていただき、来年度で実施をしたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 13ページ、14ページの老人福祉費の需用費の燃料費が見込み増で入っておりますけれども、これは何の燃料になるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

こちらはくつろぎの湯で使っている燃料費になります。当初より、大分単価のほうが見込

みより高くなってきております。当初ではリッター当たり70円ということで当時の値段はありましたが、今現在ですが88円となっております。令和元年の1月までの集計ですが、平均して88.15円ということでございますので、この単価が上がった分、増額になったということで御理解いただけたらというように思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 暖冬なので、使う量がすごく減っているんじゃないかなと思ってしまふんですけども、使う量はそんなに変わらないということで理解していいんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

平成30年度、12か月の月平均で使用料を計算しましたところ、1万933リットルでございました。令和元年は1月までの10か月の平均でございますが、1万932円ということで、ほとんど同じ使用料になってはおります。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 18ページですが、消防費の中の工事請負費、019指定避難所空調設備整備工事の減額でございますけれども、何かエアコンをつけるのを1か所が辞退したということでございますけれども、どのような理由で辞退されたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小林企画財政係長。

○総務企画課課長補佐兼企画財政係長（小林利行君） 御質問いただきました指定避難所空調設備整備工事の780万円の減額の内容についてですが、指定避難所の空調設備の設置につきましては令和元年度進めてまいりまして、当初4件、4施設を予定していたところですが、一施設、地元の相談の中で御辞退されたということで、その御辞退の内容は入奈良本のコミュニティ防災センターになります。地域を見た場合に住宅でも空調設備をつけられている自宅が少ないということで、コミュニティセンターにつけるのはどんなもんだらうかということで、地元のほうで御協議いただいた結果、必要ないのではないだらうかということで、そんな中で却下された、御辞退された内容でございます。

また、指定避難所については当初全室ですね、全部屋つけたらどうかというのが村の考え

ではありましたが、地元によっては大広間だけでいいというような事業内容ではありましたが、そういった意味からの減額になっております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） すみませんでした、780万円でしたね。

これは、辞退されてもまた将来設置したいというような希望があったら、またつけることができるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今回の事業につきましては、国の起債の事業でお金を借りてという事業でございます。これが元年度と2年度に限定された施策でございます。ちょっと延長があるかどうかということは今後まだ分かりませんが、現時点では2年度に限定された事業ということでございまして、この機会にということで各地区に要望とか意向をお伺いして、それによってつけるつけないというようなことで進めてきていることで、2年度についてもあと3施設でしたか、実施する予定になっているところでございますので、今後もしつけたいという御要望があったときには、この事業はちょっと使えませんが、例えばコミュニティ助成金を使っていただくようなことも選択肢の中にはあるでしょうし、あるいは公民館の改修補助金みたいなことで対応していただくか、何かいい事業がまた出てくれば御提案はしたいと思っておりますけれども、そんなことになるかというふうを考えております。

○議長（宮下壽章君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 同じく消防費の中の委託料の防災メールシステム設定委託料ですけれども、こちらFMとうみの「はれラジ」の中の、その費用だと思いますけれども、月額の中の費用は5万円程度と伺っていたかと思いますが、これは何か最初の初期設定費用がかかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 宮澤庶務係長。

○総務企画課庶務係長（宮澤俊博君） お答えいたします。

御質問のとおり初期設定費用で50万円、それから2月に入ったわけなんですけれども、

月額については3月から大丈夫だということで、3月分ということで55万円計上させていただきます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第10号 令和元年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしますが、ただいま、今までの青木駐在所のオダさんがお見えになっております。皆さんにちょっと御挨拶したいということですので、ちょっとお聞きいただきたいと思います。

再開は10時15分からということでお願いいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第11号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第11号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第12号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第12号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第13号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第13号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第14号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算
についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第14号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決
されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 引き続き、審議を進めますが、議案第15号から議案第21号について
は先ほど各委員長より報告が済んでいる案件となります。

議案第15号 令和2年度青木村一般会計予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 令和2年度青木村一般会計予算案について、賛成の立場から討論させていただきます。

当初予算は総額29億3,800万円で前年対比6.4%の増となっております。歳入の主なところでは村税については住民税、軽自動車税の増収を見込み、0.5%増の3億8,768万8,000円、地方交付税については幼児教育、保育の無償化などにより前年度対比3.2%増の12億673万5,000円、負担金は簡易水道、下水道事業の公営企業会計移行に伴う人件費分として36.7%増の2,764万8,000円、国庫補助金については2億6,586万9,000円で20.6%の減と見込んでいます。

歳出の主なものとしては、総務企画課関係では災害発生時の本部機能や避難場所となる役場庁舎の空調設備の大規模な改修、防災行政無線のデジタル化、地方創生プロジェクトの継続、村の公共交通の実証実験の委託、町税費では固定資産台帳等、基礎資料整備業務の委託の実施等が盛り込まれております。

建設産業課関係では、農作物被害の増加防止対策として農業費と林業費で有害鳥獣駆除対策、また荒廃農地対策として農地の中山間地事業や多面的機能事業等の推進、林業関係では被害が続いている松くい虫防止対策事業の実施、土木関係では長年の懸案であった田沢温泉の迂回路の工事着手などが挙げられています。

商工観光移住課関係では、商工会60周年記念事業補助金の支援、移住促進では移住者が地域に溶け込みやすくなるためのつなぎ役として、集落支援員を新設しています。

住民福祉課関係では、介護保険、老人保健福祉計画策定のための委託料により、第8期介護保険事業計画が策定される予定です。

健康寿命延伸プロジェクトの取組として、健康管理システム健診結果取組システムを導入します。また、インフルエンザの予防接種費用補助金が15歳までに拡充されます。

環境衛生費では特定外来種調査駆除委託料により、アレチウリなど増え続ける特定外来種植物駆除の推進を計画しています。昨年11月、長野県保険医協会から陳情がありました妊婦を対象とした歯科健康診査の実施については迅速に応じられ、妊婦歯科検診委託料として

20万円を計上されておりました、環境衛生、住民福祉等の向上に予算が確保されております。

教育委員会関係においては、文化会館防火シャッター安全装置設置、郷土美術館の外階段改修、小学校体育館雨漏り修繕工事、中学校給食調理室食器洗浄機更新など各施設の安全、不具合等の解消のため工事予算が計上されております。また、校務支援システムを小・中学校に導入し、働き方改革の一環として教職員の業務軽減を図る予定でございます。

さらに、五島慶太未来創造館が4月18日に竣工祝いを開催し、開館されますので、五島慶太未来創造館費1,031万4円が新規に計上されました。地域発元気づくり支援金等も利用され、外部に向け発信されるようでございますが、大勢の皆様が御来館いただけますようお願いいたします。

自主財源が限られ、地方交付税に頼っておりますが、国の交付金や補助金、村債等の財源確保により多くの事業が実施される予算編成であることを評価いたします。しかし、今後、国では自然災害や新型コロナウイルス対策などの支援策、経済対策等を提案されてくると思われまますので、その動向を注視した予算運営をお願いし賛成討論といたします。

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第15号 令和2年度青木村一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第16号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） さきの社会文教委員長の委員会報告でも若干触れられておりましたけれども、令和2年度青木村国民健康保険特別会計予算案に重ねて、反対の立場で討論をいたします。

本予算案は、3年連続の保険税引上げを前提に組まれた予算案であり、3年間トータルの値上げ率は12.7%にも上ります。1人当たり調定額では値上げ前、2017年には8万1,989円だったものが、さきの一般質問で住民福祉課長から明らかにされた数字は9万2,591円、実に1万602円もの値上がりとなります。保険税が払い切れず、やむなく滞納し短期保険証を交付されている方は15世帯、31名にも及ぶとお聞きをいたしました。

一方、来年度の県への国民健康保険事業費納付金は本年度より1,711万2,000円が減額されます。この数字がほとんどそのままの数字で保険給付費として算入されている予算案には抵抗を覚えます。納付金の減額分は国保税の納税者に還元されるべきものです。県でも1人当たりの納付金の減額が1万6,069円になると算定しています。県でさえもわざわざ1人当たりの減額高を算定しているわけですから、この減額分は国保税の引下げに充てられてしかるべきものです。

よって、令和2年度国民健康保険特別会計予算案については、国保税を値下げした予算を組むべきであることを申し述べ、本予算案に反対をいたします。

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） それでは、私のほうから賛成の立場で討論させていただきます。

現在、青木村の国保会計は3年といいながらも安定した運営をしていると思います。この運営については、村の保健事業がある程度効果を出しているのかなという感じを持っております。しかし、国保加入者については多くは個人事業主、また退職後の保険者が多く、不安定な会計でございます。

村の国保会計は財政規模も小さい会計だけに高額な医療費が多く出た場合、またインフルエンザ等、今年度は少なかったわけですが、またコロナウイルス等、幸い出ておりませんが、このようなものが出た場合、かなりの財政支出が必要になってくるかと思えます。そして、国では高度な医療制度を医療費として認めるような方向、または医薬品についてもオブジーボみたいなものが認められてくるといって、かなりの高額な医療費が突然出

てくる場合がかなり出てくるのではないかと思います。

このような状態の中で、もしその場合、一般会計で安易な繰出金は避けるべきであると私は考えております。そして、それはそれについては村税を納付している社会保険加入者との不公平感も出てくるかと思えます。安定的に実施するべきであると思えますとともに、これらについてもし余剰金等ありましたら、ある程度の積立金等やっていくべきであるかと思っております。

今後、この会計を安定的に運営していくには、短期的な見方でなく長期的に見ていただき、保険者の負担に対してもすぐ上げるというわけにはいきませんから、長期的な運営をしていくべきであると思えますので、現在このような安定的な運営は長期的に見ながら安定してやってもらっているということで思えますので、私からは賛成の討論とさせていただきます。

○議長（宮下壽章君） 討論を終結し、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮下壽章君） 賛成多数。

議案第16号 令和2年度青木村国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第17号 令和2年度青木村別荘事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第17号 令和2年度青木村別荘事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第18号 令和2年度青木村介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第18号 令和2年度青木村介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第19号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第19号 令和2年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第20号 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第20号 令和2年度青木村簡易水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第21号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第21号 令和2年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算については原案の

とおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、請願第1号 仮称「青木村文書館」設置を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

請願第1号 仮称「青木村文書館」設置を求める請願については原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書に対する賛成の立場で討論をいたします。

県では、県内10の二次医療圏、広域圏といいますが、ごとに確保する目標医師数を掲げた2020年度から4年間の医師確保計画案を発表しております。それによると、23年時点の全県の指数は10医療圏全てで増やすことを目指す、18年時点の4,809人から505人増やして5,314人とする、大学医学部と連携して県内で働く医師確保のため地域枠の維持や充実を求めて育成に努めているところであります。

厚生労働省が近く公表するとする医師充足状況の目安、医師偏在指標の確定値は長野県が全国で47都道府県中の37位で、同省が医師少数県と分類しています。特に、第二次医療圏ごとには上小、上伊那、飯田、伊那、木曾、北信の5つが全国の二次医療圏で医師少数区域となっています。これからますます高齢化に伴い、医療ニーズに対応できる医師の確保は必要と考えます。

また、今回陳情書を提出された長野県医療労働組合連合会は1968年11月、医療分野に働く者の生活と権利を守ること、そして患者、国民の医療を守ることを目的に結成され、県内の病院、診療所、介護、福祉施設など医療や福祉で働く職員の組合で構成されています。

また、2018年12月議会に同組合から安全・安心医療介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情に賛同しており、今回の陳情趣旨からしても賛同できると求め、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情については原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（宮下壽章君） これより追加日程を上程いたします。

事務局より資料を配付しますのでしばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（宮下壽章君） お諮りします。

ただいま資料をお配りしましたが、村長から議案第22号 令和元年度青木村一般会計補正予算についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

議案第22号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 追加日程第1、議案第22号 令和元年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 議案第22号 令和元年度青木村一般会計補正予算（第5号）につきまして、御説明申し上げます。

令和元年度青木村一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,173万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月19日提出、青木村長、北村政夫。

説明をさせていただきます。

資料7ページ、歳入を御覧ください。

款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税、節1 地方交付税、001 普通交付税
570万円見込みより増。

9 ページ歳出を御覧ください。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費、節19 負担金補助及び交付金570万円、002
補助金570万円、うち006 商工貯蓄共済融資保証料補助金190万円、021 地域消費券事業補助
金として330万円、027 緊急経済対策融資利子補給補助金50万円を計上いたしました。

これらは商工会から強い要望によりまして、いずれも商工会事業への補助金となります。

まず、商工貯蓄共済融資保証料補助金190万円、それから緊急経済対策融資利子補給補助
金50万円につきましては、既存の青木村商工振興資金融資斡旋制度において借換えを可能、
返済を6か月まで据置きできるものとし、据置期間の利息及び信用保証料を商工会で全額補
助するものです。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、業績が急激に下がり、経営が悪化
している中小規模事業者向けに既存の融資制度を活用して地域商工業者の支援を図ります。

続きまして、地域消費券事業補助金として330万円につきましては、地域消費券発行総額
の約10%、300万円及びチラシ作成代30万円を見込みました。同じく、新型コロナウイルス
の感染拡大に伴い、外出自粛により飲食店、旅館では予約キャンセルが相次ぐなど村内経済
に影響が生じているため、地域での消費喚起と下支えにより地域商工業の支援を図るもので、
消費券発行額3,000万円、今回に限り消費券の割引率10%の負担割合を村が持ちます。そし
て、商工会と事業所から負担を求めることがないように配慮してございます。

以上を御審議の上、採択いただきますようお願いいたします。

なお、補正予算審議案件ではございませんが、このほか村の緊急経済対策といたしまして
田沢温泉、沓掛温泉組合及び青木村商工会と連携し、本日から6月末日までの期間、村内旅
館では宿泊者を対象に信州青木村観光サポーターズクラブの申込み受付をいたしまして、特
典である村内で使用できる1,000円の地域消費券をその場で配布できるようにいたしました。
これはサポーターズクラブに申込みいただきました、村内に宿泊された皆様にさらなる村内
での消費拡大を促進するとともに、根強い青木村ファンとリピーターづくりを目指すもので
ございます。この場をお借りいたしまして報告いたします。

○議長（宮下壽章君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） それでは、村長さん早々このような対策打ってもらって本当にありがとうございます。ぜひとも、これをうまく実行してつながるかと思います。

それとともに、私思うのに、今回は商工会関係だけなんですけれども、実際に青木村については、これから農政については牛乳が小・中学校が子供たちが飲めないから、もう牛乳が全国的に安くなってきているとか、花がそれぞれ結婚式、葬式等ないというような中で花がかなりもう出荷できないような、安くなっていると。今のところ冬場ですから、青木村には影響ないかもしれないけれども、これから作付に入りますもので、かなりこれを選択しなくちゃいけないようなことがあろうかと思っています。

それとともに、福祉関係でも自宅で介護している人たちの雇用とかいろいろなものがあるかと思っています。あと教育関係でも当然、この間、教育長さんに聞きましたら、特段父兄から何もないと言いながらもやはり父兄から言いにくい部分もあるかと思っています。本当に青木村の実態がどうなのかというのを、今回は予算はここで済みますけれども、実態はどうか、これから対策本部をつくった中でその実態というものをもっと細かく、国からの資料というものは私ども報道関係等を通して聞いていますけれども、実際に青木村がどうか、企業の中で当然解雇ではなくて休ませている企業が実際あるのかどうか、そこら辺のところ私どもなかなか分かりにくい部分もごさいます。

これらについては、ここへ今日、議場にいる幹部職員もおりますもので、ぜひとも地元のそれぞれのところでそれぞれ担当のところ、地元の皆さんとお行き会いしながらどんな状況だかというのをもう少し村独自の状況等を把握していただければと思いますけれども、その点については村長さんどうですかね。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の補正予算はその第1号でありまして、今後、今、杓掛議員からお話ありましたようなこと、第二弾、あるいは第三弾ということをお願いしていくことになろうかと思います。これが終わった後、ちょっと私閉会の前に御挨拶をさせていただく、その中でいろいろ申し上げようと思っていたんですが、今言われましたような農業のこと、福祉のこと、教育のこと、それから心理的な不安とかそういうようなものが、特に独居老人だと

か、高齢者だけの住宅だとか、あるいは子育て中のお母さんだとか、いろいろ目に見えないところの不安、心のケアも必要になってくるかと思えます。

そういったことを危機管理監を窓口として今、受付等々でやっておりますけれども、情報を全職員に共有をして、誰が電話を受けても答えられるようないろいろな情報の提供、あるいは指示等をしているところでございます。本当に実態はどうなのかということが私どもももっと積極的に外に出て行って話を聞くなりしなければならぬことだというふうに思っております。

併せてまた議員さんへのお願いでございますけれども、私ども限られた人数と限られたほかにやらなければならないこともありますので、それもしながらであります。ですから議員皆さん方にも身近な皆さんからの情報をまた役場に伝えていただくなりしていただければ、大変お互いに効果があるというふうに思いますので、併せてそのお願いをしたいと思っております。

いずれにしてもいろいろな情報が今、飛び交っております、昨日のニュースは今日のニュースではない状況であります。その対応を含めて国、県、実は今、杓掛議員は新聞等で全て知っているところ言ったんですが、私ども今朝、例えば厚生労働省は新型コロナウイルスのその臨時休校で子供の世話のために仕事を休んだ保護者とあるいは休業補償受付を昨日発表したというような、まだ私どもには書類として来ていないんですね。そんなことで、私どものことはまた大事なことは議員さんにもお伝えいたしますし、ぜひそういった視点でお互いに議会の皆さんと私どもは連携して対応していかなければというふうに思っております。

また、区長さんとかあるいはJAの皆さんとかラポートとか、そういうようなところにもぜひお願いをしたいと思っております。また、多田危機管理監には時々各施設を、これは村内の私どもの役場の組織ですけれども一周して情報を渡したり、もらったり、そんなことをパトロールといいますか巡回をしてやっておりますけれども、今、杓掛議員がおっしゃったこと大変大事なことでありますので、それをまとめて村内でできること、国・県にお願いすることあるいは連携団体をお願いすること、いろいろあろうと思っておりますので、そういうことを今後もさらに力を入れてやっていきたいと思っております。

後ほど、またちょっと私、そのことについて触れさせていただきたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） よろしく申し上げます。

それと予算委員会するとき、当初予算で私言いましたけれども300万円の補正、予備費の間

題でございます。今回はこういう追加議案ということで、丁寧にこういうふうにして出していますけれども、この次は今年かなりこのものについては早い予算措置が必要になってくるんじゃないかと思しますので、補正の分の中で予備補正も念頭に入れながらタイムリーな執行ができるような形を取っていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これも最後の挨拶の中でお願いしようと思っていたんですけども、こういう時期でありますので臨時の議会、あるいは臨時の全員協議会、あるいは専決処分など臨機応変に対応させていただくことを私からもお願いを申し上げたいと思います。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第22号 令和元年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎新型コロナウイルスについての発言

○議長（宮下壽章君） お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しましたが、村長より今回の新型コロナについ

での発言がございますので、お聞きください。

○村長（北村政夫君） 予算定例議会に提出させていただきました全議案につきましては賛成ということをお願いをいたしましたとおりの、原案のとりの可決を頂きまして誠にありがとうございました。

閉会に当たりまして、今日的な課題でございます新型コロナウイルスの関係について一言申し上げたいというふうに思っております。

今回の深刻なウイルスは私は未曾有の災害、あるいは100年に1回あるような大事故、大事件であるというふうに思っております。役場、行政が村民の皆さんのために何をすべきか、全村民の皆様はどのようなことが心配か、不安に思っているのか、どうしてほしいのか、国・県そして村に求めているのか。大変、大事なことを私どもはこれから收拾をしていかなければならないというふうに思っております。

それから一方、その役場として行政として国からあるいは県からの情報を早く入手して、議会をはじめ村民の皆さんに求められていることをお伝えすること、あるいは直接応援すること、支援すること。一定の条件でありますけれども、こういうことをやっていかなければならないと思っております。私は姿勢として、最悪のことを想定して最善を尽くすと、なかなかそうはいかないところがあるんですけれども、姿勢としてはそのように思って日々、行政を担当させていただいて危機管理をさせていただいております。

不安というのは、今いろいろの符号付きの不安があるんですけれども、これはある社会心理学者の受け売りでございますけれども、不安は生物が危険を避けるための正常な反応だそうであります。そういったことを念頭に置きながら、特に子供を持ったお母さん方あるいは独居老人、高齢者の住宅の皆さんには対応してまいりたいと思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、危機管理監を今年4月つくっておいて、設置しておいて本当に台風19号のときもよかったんですが、今回はただ危機管理監をもって村内の施設を一巡していろいろな情報を伝えたり聞いたりして、それを私どももそしゃくしながら対応をさせたり、対応を考えたりさせていただいております。そしてまた関係する機関、県はもちろんですけれども、小県の医師会とかラポートとかJ Aとか診療所とか、こういった関係機関と情報の交換あるいは連携をさらに深めていく必要があるというふうに思っております。

今朝のニュースでありますけれども、今晚、政府では専門家会議を行うということであり、その規制緩和の関係でありますけれども、全国一律ではなくて、そのウイルスが蔓延

している地帯、あるいは蔓延から少し減少した、縮小した地域、特に大きな問題はない地域、青木村は特に問題はない地域に入っているのかなと思うんですけども、学校とか文化施設、あるいは集会についてはその地域それぞれの対応をしていく、リスク分散、あるいは集会をどうするか、この程度ならいいかというようなことを、今晚の専門家会議では少し指針が出るというふうなニュースを今朝聞きました。

したがって、この後また教育長のほうから入園式、入学式についての考え方について申し上げますけれども、そのようなことを参考にしながら村の教育関係、文化施設等々のオープンとか運営の仕方を考えてまいりたいと思っています。これは日々刻々変わるという前提で、今の時点でどうだということを今、これから教育長は申し上げたいというふうに思っております。

それから国では先日、第二弾の景気浮揚対策をいたしました。4,000億円余と記憶しておりますけれども、そのうちの半分は教育関係、それは先ほど売れなかった牛乳をどうするか、働けなくなったお母さんどうするとかいろいろなことを含めて半分ぐらいは教育、学校が休んだことによる予算というふうに新聞で承知しております。

その後、来年度の一般会計予算等々がこれで決まるわけで、国会の動きが決まる方向に来ているようでございますけれども、今後の経済対策について機動的かつ十分な経済財政政策を間髪入れずに講じるというふうに総理大臣は言っております。時期については2020年度の予算成立直後の編成を指示し4月には取りまとめた、税制についても減税措置を含めて検討したい、年度途中で税制改正も考えられると。予算の執行については、緊急予算と感染収束後の景気浮揚の二段構えにすると。メニューについては低所得者への直接給付あるいはポイント還元なども検討すると。規模についてはリーマンショック後の経済財政並みの大型を求める声、これはある新聞がまとめたものでありますけれども、政府の動きというのはこういうことだそうであります。

今朝もリーマンショック後の経済並みの云々のところで1万2,000円1人当たりというのは出ておりましたけれども、この1万2,000円はいろいろまだ考え方があるようであります。もっと大型にしなければならない、あるいは全員にばらまくのではなくて低所得者に手厚くする。あるいは現金でやると貯金になってしまうから地域消費券的なものを考える、いろいろまだ考え方があるようでございます。

今後、その国、県のこのコロナウイルスの感染症の緊急対策が、補正予算が編成される等々が考えられるわけでありまして、経済、財政、教育、衛生、農業、労働、いろい

ろ多方面にわたりますけれども、こういったことが国・県から指示、支援、補助、こういった形で私どもに出てくるのが予想されます。これらの対応、素早く行うために議員の皆様方には臨時の議会あるいは全員協議会の開催、あるいは予算や執行の専決処分などあるかと思いますが、御協力のほどお願い申し上げたいというふうに思っています。いずれにいたしましても、私は国難とも言うべきこの歴史的な緊急事態を全力を挙げて村、村民を守っていかなければならないという決意を持っているところでございます。

ただいま議決いただきました令和2年度予算の執行に際しましても、新型コロナウイルスの進展といまでしょうか、この対応、十分考慮しながら慎重に執行してまいりたいと思っております。

結びになりますけれども、予算の議会、いろいろ皆様方には御指導いただき、そして全議案原案のとおり御可決いただきましたことお礼申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 続いて私のほうからお話し申し上げます。

今、入学式、入園式の資料について配っていただいています。それを見ていただきながら、まず御報告ですけれども一昨日は中学校が、それから昨日は小学校が卒業式が無事終了しました。本当に御協力ありがとうございました。それで、青木小の卒業式は信毎さんにこれの倍の大きさででかでか掲載していただいたところですが、本当によく配慮したというような言葉を頂いています。

今、お配りした入学式、入園式なんです、基本的には卒業式と同様に限られた参加者で、できるだけ時間短縮をしてという形で考えております。保育園は4月2日、15分という短い時間で年長児、年中児は参加せずということ。それから小学校4月6日、9時10分から9時40分、30分ということで在校生は6年生のみ出席ということで考えています。中学校、同じく4月6日、25分という短い時間で中学校は在校生も2、3年生参加という方向でできるのではないかと考えているところであります。

さらに4月以降の学校運営について、これが実は一番大きいんですが、今日村長さんが言われたように政府からの方向が出されるということで、それを受けてということになります。基本的には学校を通常どおり運営したいなという強い思いがありますので、できるだけ工夫をしながら4月、本当に子供たちが安心して、家庭が安心して学校が開かれるように努力をしていきたいということですが、感染者が上田市ないし青木村で発生した場合は

即中止もあるという、そういう日々変わるところも踏まえながら丁寧な対応を考えてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 村長並びに教育長のコロナウイルスに関する説明が終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下壽章君） 会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回青木村定例会を閉会します。

閉会 午前11時07分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和二年

第一回〔三月〕定例会

青木村議定会議録

令和二年

第一回〔三月〕定例会

青木村議定会議録